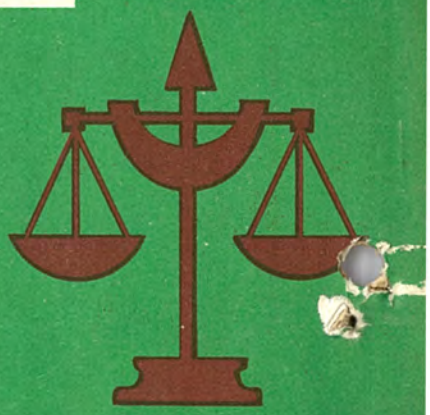
商工だより

第三号



1953

7月

○就任のことば　吉川島次
○中小企業金融対策一考察　杉本甚七
○自動車維感　鈴木角一郎
○市場行政の整備を望む　川井徳蔵
○中小企業経営の目途　中村貞三

論談　ソ連の平和攻勢と我国景気の前途　筆算生
　楽な金融と仕易い納税

○借金問答　会議所の雀

随想　かわずのたわごと　銀狐生
　三つの随筆　戸口健次郎
　偶感　山口隆三郎

主張　サイズの合はん洋服　京極信太郎
○面黒い碁うらない

経営　買物明暗想一つ二つ
○二十八年度の事業計画と予算
○会議所の新陣容成る
○時の政府へ三つの要望

奈良縣商工会議所編

株式・公社債・貯蓄債券

江口證券奈良投資相談所

友愛證券

奈良市東向南町二十九番地
（但南都銀行本店北隣）
電話 二二五〇・六二五五・六二五六番

關西電力株式會社

奈良支店

支店長 福村幹男

電話奈良自四九三一至四九三六番

トラックの御用命
お荷物の運送は 通 へ

奈良市油阪町（国鉄奈良駅前）

日本通運株式會社奈良支店

支店長 竹田久治

電話奈良自四七六一番至四七六五番（代表）

サービスは我社のモットー

綿糸布製造

大日本紡績株式會社高田工場

工場長 伊藤槐三

大和高田市幸町

電話高田八〇〇～八〇三

純フランス風

喫茶（一品料理）

食事（定食・御宴會）

是非御利用願います

商工会議所食堂

電話奈良三五三八番

味が自慢・春日ホテルの洋食

奈良名物

大半

本舗 奈良市西木辻町九二一

電話（奈良）二三二九番

御遊覧に！ 御観劇に！
御会合に！ 御慶弔に！

（衛生設備完備）

多少に拘らず御用命願ひます

奈良駅 折詰 寿司 サンドウイッチ 奈良漬 調製

精宏軒

奈良駅前（三条川崎町）

電話三四五九番

精宏軒の柏餅!!!

商工だより　第三号

目次

就任のことば……会頭　吉川島次…一
中小企業金融対策一考察……杉本甚七…二
自動車雑感……鈴木角一郎…五
市場行政の整備を望む……川井徳蔵…六
中小企業経営の目途……中村貞三…八

論談
ソ連の平和攻勢と我国景気の前途……九
楽な金融と仕易い納税……筆算生…三
今こそ合理化の実を結べ……四

借金問答
想——かわづのたわごと……銀狐生…三
三つの随筆……戸口健次郎…六
随——偶感……山口隆三郎…五

主張
サイズの合はん洋服……京極信太郎…七

鋏とのり
新らしい礼法について……九
面白い碁うらない……二
働く欲びへの招待者……三
憲法改正論……三
バランスということ……三

解説
中小企業金融公庫法案について……二四
金融あの手この手……二六





経営
初めて青色申告をする人のために……二八
買物明暗　想一つ二つ……九
待望の五新鉄道の一部着工……四
県内に本店を持つ相互銀行発足……六
壱円までのお金は整理？……三

ニュース
お提灯もち……小企業者…九
商工部の設置を望む……町工場のあるじ…二
青色申告小感……青い鳥…二

ねむけさまし
面白い変つた税金……二〇
四計の訓……二一
主食と日本人……二一
商工業者と県費……三
テレビ時代来る……三一

会議所の頁
◉二十八年度の事業計画と予算……三
◉会議所の新陣容成る……六
◉時の政府へ三つの要望……九
1 貿易振興に関するもの……九
2 税制の改正について……四〇
3 経済政策に対して……四〇
◉優良従業員の表彰……四三
◉商取引のあれこれ……四三
◉会議所最近の動き……四四
◉貸ホールを御利用下さい……三



就任のことば

奈良縣商工會議所
會頭　吉川島次

去る五月九日新らしく當選せられました議員に依る、議員會に於きまして不肖圖らずも、前會頭の御推擧に依り、會頭に選任せられましたことは、寔に光榮であり、感佩に堪へない所であります。

然し至つて不敏な私、果して此の大任を果し得まするや、實に危惧の念禁じ得ざるものがあるのであります。殊に今日ほど、經濟界の多難な時代は曾て無いのではなかろうかと考へられます。わけても中小企業の在り方を求めますことの困難さは、寔に推測するに難くはないのであります。

この秋に當りまして、商工業の綜合的民主團体として唯一の商工會議所の使命は實に重大であることを考へまするとき一層此感を深くするものであります。

幸、今回は各業界、各地区より優秀な議員の方々が當選せられ又夫々斯界のエキスパートとも称すべき、多濟な方々が副會頭其他役員に御就任を得ましたので、誠に心強く感じている次第であります。又私も幸、過去四年間に亙り副會頭の末席を汚して參りました多少の經驗もあり、それこれ考へまして、目下の難局とはいえ、役員、議員其他會員諸氏の御鞭韃と御協力に依り、此の重責を完うしたいと念願致して居ります。

さて會議所の在り方に就て一言触れて見たいと存じます。……それは從來ややもすれば指摘されて來ました。「會議所は特定の商工業者のものである」或は又「局限された範圍の者の單なる社交團体でしかない」というような考へ方は全然否定したいのであります。從而會議所は地区内商工業全般に亙る振興策を講じ、經濟の安定をもたらすいろ〳〵な施策や、事業を絶へず推し進めて行く所謂經濟人のスポークマンであり、商工業のサービスセンターであらねばなりません。此の觀点から私は、親しみやすい會議所、一人でも多くの人が出入して頂ける會議所でありたいと希求して居ります。

ただここで理解して頂きたいことは、他のお役所のようにタップリ予算の裏付けがあつて、道路をよくしたり、学校を建てたり、病院を開設したり、其他いろいろな社會的事業を行うなど具体的にはつきりする事業や又は商工業者個々の利益の為になるような仕事を會議所に対して求められますことは無理であります。仮えば會議所の行います。業界の意見を結集して建議、陳情やら、啓蒙、指導などの為に行う講演会や講習会、其他いろいろな調査、或は商取引上の紹介など、各種の事業を行いましても之に対する答がすぐ出て來ません。御利益がすぐ顯れません。これは何とも致方の無いことでありますが、やがてこれが業界発展の基礎となり、産業經濟振興の因を為すものであります。然し何と申しましても、經費に乏しい會議所としましては、其の活動の源泉はどうしても先づ頭の働きであります。積極性に富んだ企画も、いろいろな事業活動も、必要な經費は勿論大きな要素ではありますが、經費が無いとて仕事をしないわけには行きません。結局頭を働かせて、最少の經費で、最大の効果を挙げる事に専念することが會議所としての務めであろうと考えて居ります。ふんだんに經費を使つてやる仕事ならだれでもやれます。ここに會議所の六カ敷い所があります。

私が會頭に就任致しましても、予て徳望の高い、人格者でいられました。越智前會頭の御方針と別段変つた所はありませんし現在の會議所法も近く改正せられる筈ですがそれまでは從來通りの基本方針に依つて進めて行きたいと考えています。

蚊帳、繃帯、ガーゼ
其他薄織物一般　製造輸出
吉川産業株式會社
本社　大阪市東区北久太郎町一ノ一八
電話船場　一六〇三―四
二三八七―八番
工場　奈良市付塚町一三八番地
電話奈良六〇九五・六〇九六番

印　胃腸良剤
鯛
増田胃腸丸
奈良縣高市郡新沢
増田製薬株式會社
電話天満二番・三一番

弁天印蚊帳製造
植田蚊帳株式会社
營業所
奈良市肘塚町一一一
電話奈良三一七三番

奈良県磯城郡桜井町戒重
西垣林業株式會社
取締役社長　西垣愛太郎
電略「ナラサクライ」ニシリン
電話桜井　五五五番
五五六番
五五七番
社長宅及夜間用　五五八番
名古屋營業所
名古屋市瑞穂区桃園町七番地
電話瑞穂一〇九三番

只私は会議所は商工業者自身が自らの手で業界の綜合的な発展を企図して而も民主的な運営をやり、事業活動の方針にしても会員の意見を土台に一切を推し進めて行くと云う立前から、独善であつてはならないと云う信念から、今回新に各業種別に部会を作り利害を同じうする同業者の集る機会を作りたいと思いまして先般役員会の御賛成を得まして、商業、織物、蚊帳、メリヤス、木材、薬業、筆墨、工芸品、交通運輸及観光の十の部会を作つたのであります。これに依りまして時々会合をして斯業発展策に関する意見の交換やら、業界の振興上必要な施策を御相談申上げることなどの機関と致したいのであります。尚、経済界の変転に応じましては適時、適切な対処をせなければならないことは、勿論であります。



中小企業金融對策一考察

杉本甚七

中小企業問題は先年の池田放言を契期として、一層大きくクローズアップされて来た。今春の総選挙でも各党こぞつて其の政策中には中小企業の振興を、スローガンとして掲げている。然しいづれもお題目だけで、具体的な方策に至つては寡聞にしてまだ聞いたことがない。

わけても金融難打開策については甚だお座なりに過ぎず成程と首肯されるような名案はみじんも発見せられない。

勿論今後の国会に政府がどのような施策を打出すか注視すべきことではあるが。

一体政府のお役人や、政党人は、中小企業そのもののあらゆる実態を、あまりにも知らな過ぎるように思われてならない。何事に依らず、実態を把握せずに之を論じることほど危険なことはない。勿論中小企業というても、ピンからキリまである。そう〳〵どの階層にもピッタリ来るような施策は実際には行い得ないのかも知れない。

日本全国の各種事業所で従業員二〇〇人未満の中小企業事業所は其数に於て九九%八を占めているという。このように日本の中小企業は我国にユニックな存在で、世界に其の類例が少いとされている関係上、他国に其の範を採ることが至難であることにも基因するのかも知れない。

或る雑誌に一流の産業人が中小企業金融に就ての階層を分類して曰く、

一、最下層は、零細企業で、何等の物的担保を持たない者、……この階層は公的機関から出る低利の生業資金が普遍的に行渡らないので、多くは町の高利貸に依存している。

二、第二には零細企業又は小企業者で、営業用の動産か又は営業用不動産を併有する外担保を有しない者……この階層は多くは相互銀行、信用金庫等を利用している。

三、第三には小規模ながら産業的企業形態をもつ中堅中小企業……この階層は相互銀行、地方銀行商工中金などを利用している。

四、最後に第四として前記までの階層と大企業の中間にある中小企業者（即ち中小企業者中の大企業者）……この階層は一般市中銀行、地方銀行商工中金等を利用している云々。

以上に区別して金融対策を論じている。

そこで私はこれだから中小企業形態の実情を知らなさすぎると云いたい。勿論以上のような階層もあることはある。……が、然しこれは都市の中小企業を対照とした観方であつて、日本の中小企業全体のすがたではない。

今迄政府の中小企業に対する金融対策は多く此の線を出ていないことを指摘したい。

私は全国的に見て都市の中小企業者もさることながら、農山漁村や、町と名のつく所謂田舎町の、然も中小企業というよりも寧ろ零細企業に属する商工業者の存在も亦ゆるがせに出来ないものであることを強調したい。

どうか、御気付の点は御遠慮なく御申出願ふと共に何かと御鞭撻御協力下さいます様大方諸彦に御願致しまして、就任の御挨拶と致します。

ニュース

壹圓までのお金は整理？……

政府では、近頃の、取引や、日常国民の金銭収支の実情に鑑み、壱円未満の小額通貨の流通を禁止して、一般取引や、日常生活上の金銭出入を簡素化する為に、左記の様な法案を去る三月九日国会に提出したが、解散のため不成立に終つた。然し選挙後の新国会に提出、成立することは必至であるので此程、銀行協会連合会から、各会社の株主配当金の支払等には、これに基き実施せられる様、各経済団体へ要望して来ている。

小額通貨整理法案要綱

（二八、二、二五　大蔵省）

第一　目　的

この法律は、最近における取引の実情に応じ、一円未満の小通貨の整理を行うことを目的とする。

第二　措　置

一　小額通貨の整理

（一）　現在流通中の小額通貨（補助貨幣五三種、小額紙幣一種、日銀券四種、合計五八種）は、（註昭和二八年六月三〇日限り）通用を禁止する。

（二）　通用を禁止した小額通貨については、原則として通用禁止後（註三ケ月以内）に小額通貨以外の通貨と引換えるものとする。

（三）　引換は、日本銀行及び郵便局において行う。

（四）　一円未満の端数金額については、五〇銭未満は切り捨て、五〇銭以上は一円に切り上げて引き換える。

（五）　切上引換により日本銀行が支払つた金額と受入れた金額との差額は政府が補償するものとする。

二　円位未満の通貨の発行停止

円位未満の額面の通貨は、当分の間発行しない。

三　金銭債権の支払の方法

金銭債権を現金で支払う場合においては、その一円未満の端数額については、五〇銭未満は切り捨て、五〇銭以上は一円に切り上げて支払うことができるものとする。

四　国庫出納金等端数計算法の改正

国庫出納金等端数計算法について円位未満の支払を行う例外規定の削除等所要の改正を加える。

五　その他

小額紙幣整理法、郵便貯金法、政府契約の支払遅延防止等に関する法律等について所要の改廃を行う。

（註）　右に関する法案は、その後法制局にて一部改正された。

一、通用禁止期限「六月三十日限り」が「七月三十一日限り」と改正された。

一、整理期間「三ケ月以内」が「六ケ月以内と改正された。

わけても乏等の階層は都市の業者よりも発言力に乏しい。発言力に乏しい弱少業者であるものほど、之れを採り上げることこそ大きな善政ではあるまいか。

のは田舎の小商人や。家内工業者は大なり少なり土地家屋を有し田畑の何反かをもつている。しかし経営上の資金の回転率というものは至つて緩慢である。小売商人ともなれば、近頃のようにお互の私生活が安定して来るに従い、自由競争時代の昔の状態に返り田舎では売上は何れも貸売である。然も一ケ月はおろか、半季節季と称して年末とお盆にしか金が入らない。都市の商人のように「キャッシュ」ではない。然し仕入は「キャッシュ」若しくは月末計算である。この関係で金繰りに相当苦心が必要である家内工業にしても原材料の仕入や従業員の給与などは現金払であるが、売上は当世流行の手形が多い。然も九十日から百二十日サイドというわけであり、従而金繰りは金融機関のお世話にならざるを得ない。

その代りに都市の業者のように今日盛大にやつていたかと思うと、もう翌日は影も形も無いと云うような者は無く、いづれも大なり小なり、家屋敷や田圃の何段かの不動産は持つている関係上都市のような業者はない。此点が都市の零細業者と変つている点である。

之等の業者は、一般銀行の金融ベースに乗らない者が多い、然かも今の企業は大中小に拘わらず、金利という経費が、商品の原価や、生産コストに占めるウエイトは非常に大きいのが実情である。それともう一つは、銀行にしろ、中小企業専門の金融機関にしろ、仮へは商工中金や国民金融公庫、など凡ゆる金融機関は、融資期間が三ケ月から長くとも一、二年に過ない。

そのくせ金利は世界一高い。

保証協会の保証に依る融資ともなれば、保証料を加へられて都市の業者のように資金の回転率の早い営業でない限りとても苦しい経営を続けなければならない。

解散前の国会に提案せられた。政府御自慢の中小企業金融公庫法案でも最長融資期間五ケ年、利率は年一割……これは定めしやがて国会を通過して実施せられることであろうが、我々の納得の行く金融政策とは云い難い。

きくところに依れば、西独では企業者への金融に五十年償還の年利二分というのがあると聞く、又年利三分で償還は儘かった場合その二分を元金返済に当るべしと、つまり欠損の場合は延期して呉れるというのもあるそうで、我国では漸く期限五ケ年、利率年一割というのが長期資金で低利と称されている中小企業金融公庫の是非を論じているという段階であるのに比し、其の差のあまりにも甚だしいことを考えるとき私は実に忸怩たらざるを得ない。

さて私は結論として、こんな生やさしいもので無く、独逸の方策程度には行かなくとも、せめて、二十年、三十年を期限とする超長期で然も可及的低利を以て、毎年賦元利均等の償還方法とした、返済の楽な融資をこそ期待するものである。勿論資金源は政府の財政資金、資金運用部資金など現在剰余の多い部面の資金を大市に放出すること担保は土地、建物、田畑などの不動産を提供せしめ又機械設備を譲渡担保として所有権を確保するなど、確実な方法を執ることは当然である。これは戦前の農工銀行や勧業銀行の様な特殊な金融機関を設置して取扱わしめることも考えられる。要するに抜本的な対策を断行する意志と、決断を要望して擱筆する。

（奈良県商工会議所副会頭　株式会社北辰電機製作所奈良工場長）

論壇

今こそ合理化の實を結べ

朝鮮休戦会談再開の申入は、春の空の一陣の旋風のように、わが国内外の政治、経済にショッキングな反響をまき起しつつある。

ウオール街でも、北浜や兜町においても、大幅な株式安が、敏感に反映しつつあるように、これを契機にして、丁度二十六年六月のマリク声明のあとの如く、世界経済、ひいては日本経済にとつて、好ましからざる転換期が到来することとなるのではなかろうか。

すなわち、従前わが国の外貨獲得に三分の一という大きな役割を果していた朝鮮特需は激減の一途をたどるべく、また、本年以降とくに期待せられていた兵器特需にも期待はずれのブレーキがかけられるべく、結局、わが国経済は、その退自主或は維持のために、これらに代る活躍を、従前にもまして、本来の輸出増進に力強く邁進しなければならない。而も、この国際市場は、世界的景気の後退により、また、この達成なくして中小企業が自ら生きぬいてゆく道はあり得ない。時刻なるべく、また、一部で喧伝せられるあたかも、中小企業に対する長期資金供復興特需、中共貿易についても、何程期給の態勢は、不備ながらも、各政党の公待せられるかの疑問は別としても、激烈約にみるように漸次整備せられつつあな国際競争の下において行はれることとる。これを肥料として活用し中小企業者ならうというのが通説的見透であろう。の熱意と努力を根として、今こそ、中小かくして、わが国産業界は、一にも合企業合理化の実を結ばなければならな理化、二にも合理化と、その実効を収めときであろう。（中小企業金融第三十六て、国際市場裡での競争にうち克たなけ号より転載）

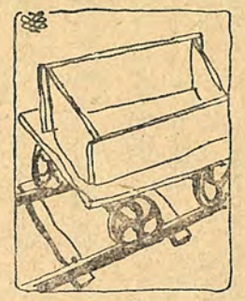
ニュース

待望の五新鐵道の一部着工せらる

昭和十六年一部の工事着手以来中止せられていた。五条――新宮間の、所謂五新鉄道は、十二年目の本年九月から着工せられる旨、関係の新聞は報じている。

そのニュースを拾つて見ると、今度の工事箇所は、五条町より吉野郡大塔村阪本に至る、二三、七キロで、工費約三三億、五ケ年継続事業で、国鉄大阪工事事務所の手で着工せられ、延長五キロの、生子隧道の外一一の隧道と吉野川の橋梁など、全線が難工事と云はれている。

やがて引続き阪本から和歌山の新宮迄開通するとなれば、九〇万KWと云はれる電力が出ると称せられている。十津川、吉野川、紀の川の綜合電源開発や、沿線の林、鉱農産資源などの開発にも、重要な役割を果すこととなろう。



自動車雑感

鈴木角一郎

昭和廿八年五月十四日、東京日比谷公会堂に於て運輸省後援の下に日本乗合自動車協会がバス開通五十週年を記念してバス祭りを催し、業界多年の功労者の表彰を始めとし全国各地でも多彩な行事を展開して今後の一大発展を期したことは、誠に意義深い事で、多年本事業に従事している私共にとりまして、一入感慨無量なものがあります。

顧みれば明治三十六年、広島市の横川可部間のバスが開通して以来五十年の歳月を閲したのでありますが、此の間諸般の事情により鉄道軌道等他の交通機関に比して比較にならぬ苦難の道を辿り、漸く最近に至つて著しい発展を見るに至つたのであります。私共は此の機会に関係先覚諸賢に対して深甚なる敬意と謝意を表するとともに、更に今後事業の飛躍的発展に備え、我国産業文化の興隆発展に寄与したいと念願している次第であります。今試に各種交通機関の輸送状況の推移を辿つてみると次の通りであります。

旅客輸送（単位千人）

年度	民営バス		民営鉄道		国鉄	
	人員	比	人員	比	人員	比
昭和11	1,464,385	30	2,275,643	48	1,077,574	22
15	1,872,880	24	4,107,367	52	1,902,568	24
20	808,909	10	4,064,476	52	3,001,926	38
21	982,862	11	4,757,879	53	3,206,915	36
22	873,239	9	5,276,494	56	3,343,712	35
23	747,438	8	4,844,544	56	3,271,129	37
24	963,695	11	4,763,346	56	2,884,614	33
25	1,286,011	14	4,872,545	52	3,165,245	34
26	1,697,556	16	5,363,715	51	3,470,624	33
27		19,3				

貨物輸送（単位千トン）

年度	民営自動車		民営鉄道		国鉄	
	トン	比	トン	比	トン	比
昭和11	180,301	58	32,074	10	97,672	32
15	234,282	55	45,979	11	146,045	34
20	120,000	53	22,359	10	83,177	37
21	145,000	56	21,102	8	92,625	36
22	175,007	59	23,591	8	105,030	33
23	195,000	56	26,021	8	126,402	36
24	228,702	60	28,909	7	125,817	33
25	286,860	65	26,598	6	130,793	29
26	324,706	63	34,076	7	154,374	30

民営貨物自動車が戦前戦後を通じ常に圧倒的発展を遂げているのに比し、バス事業は戦時中徹底的な抑制を受けたため、戦前昭和十一年には民営鉄道に次で三〇%の比率を占めていたのが、戦後昭和二十三年には最低の八%まで低下し、以後逐年増加して昭和二十七年に至り、漸く十九、三%迄復興したのであります。而して昭和二十七年度に於けるバスの輸送人員実績は二一二、五〇〇万人（国営昭和二十八年四月現在

戦後我社の輸送状況

年度／種別	営業粁	比率	走行粁	比率	輸送人員	比率	備考
昭和二一年	四七四・二粁	100%	九三、〇七七粁	100%	一、九七四、四九二人	100%	観光バス・ハイヤーを除く
二二年	五〇・五	一〇八	一、三五〇、四四三	一三四	二、六八八、七三二	一四九	〃
二三年	六三五・五	一三三	一、五一七、九一七	一六二	二、九五五、〇一七	一五六	〃
二四年	六八二・五	一四四	二、〇五〇、一八三	二一〇	三、八三四、八四〇	二一三	〃
二五年	七〇〇・六	一四八	二、三五七、四八八	二三二	四、八一三、四三八	二六八	〃
二六年	七三一・四	一五四	二、八四八、二四九	三〇六	七、二六〇、五五八	四〇五	〃
二七年	七四四・三	一五六	三、三五六、六〇四	三六〇	九、〇一四、四四九	五〇一	〃
二八年	八〇三・九	一七〇					〃

観光貸切を含む）で、従来の最高記録昭和十三年の一九七、八〇〇万人を十四年振りに更新しているのでありまして、この数字中国営によるものは僅かに全体の五%に満たず、観光貸切によるものは二%程度であり、其の大部は実に民営バスに依るものであります

之を要するに自動車はその優秀性即ち接近性、弾力性、頻繁性、簡便性、迅速性、低廉性、等他交通機関には見られないものがあるので飛行機と共に驚異的な進出を遂げつゝあります。

爲って本県について之を見るに当社は昭和十八年七月全県下のバス業者を統合、奈良交通株式会社、として発足したのでありまして、今や全県下に亘りバス網を形成し、特に県の大部分を占める山間地帯に対しては唯一の交通機関として、又、北部平坦地方に在つては国際観光都奈良の主要交通機関として、極めて重大な使命を担つているのであります。

就きましては私共は常にこの重責を痛感し挙社一致この崇高なる使命達成に日夜精進いたして居る次第でありますが、県民各位の御指導御鞭撻を賜り真に皆様の便利な脚としての務めを果し度く存じて居ります。

戦後弊社の輸送状況は前頁下段の通りであります。

御覧の通り逐年増加の一途を辿つているのでありまして休止路線も近くその大部の復活を見ることゝなり真に「愛される奈良交通」として全県下の御要請に応じ得るのも愈々これからと云う処で、緊褌一番全社挙げてこれが達成に邁進いたしております。

この際特に声を大にして申上げたいことは自動車と道路の関係についてであります。御承知の如く自動車は近代交通機関中飛行機とともに最も著しい伸展を遂げたものでありまして、就中アメリカ合衆国に於いて顕著な様相を呈しております。即ちアメリカの人口は世界の六%を占めておりますが、乗用車は世界の七十八%に及びトラックとバスは五十二%に達しております。これはさきに述べましたように自動車がその特性上、中距離以下の大衆旅客並びに小口貨物の輸送に対しては最も卓越した輸送機関であることに基因しております。而して自動車の効率を左右するものは一に懸って道路の整備にあることは贅言を要しないところであります。然るに我が国の道路は主として牛馬道として発達したゝめ、自動車道への切換えは著しく遅れ、漸く昭和五、六年の失業救済産業道路としてその緒につきましたが、急速な建設改良が仲々困難で自然未発達のまゝ今日に及んだものでありまして、バスその他の自動車事業もこれがためその飛躍的伸展を遂げられないのは真に遺憾に堪えない処であります。特に奈良県に於きましては、遺憾ながら他府県に比して著しく遜色があり国道を除いては殆んど舗装されず、又幅員、曲線、勾配その他にも不備な点が多く、普通大型自動車の通行を阻む箇所も少くないのであります。奥地産業の開発、観光都奈良の使命等に鑑みますると此等道路の整備改良は何を措いても一日も速やかに解決すべき要件であります。今や道路の整備改良については政府並びに国会に於ても重視せらるゝ処となり、道路法の改正、道路の緊急整備に関する臨時措置法の成立、ガソリンの目的税化等法案の見るべきものがありますが本件の如き超重大問題は官庁当局にのみ依存すべきではなく、よろしく官民一致協力して目的の貫徹に当るべきものであります。

従来道路問題については、全国道路利用者会議が終始熱心な活動を続けられている事は大いに敬意を表する次第でありますが、更に本会議所の如き有力団体が相連繋して一大運動を展開せらるゝことは目的の達成に最大の要件と存ずる次第であります。敢えて各位の御協力を御願いすることゝし本稿をとずることとします。

（奈良県商工会議所議員
奈良交通株式会社社長）



市場行政の整備を望む

川井徳藏

最近中央に於ても統制以来混乱を招いた現在の六大都市中央市場の改善を期し、現行の中央卸売市場法（大正十二年施行）を改正する必要があるとして、魚類と青果の市場行政の一本化等種々再検討されてをり、水産庁に於ても水産物の取引改善、模範小売市場設置補助等の施策に予算を計上し、之が流通機構を再編し、改善に努力せられてをる処であります。

吾人は無施策に等しき奈良県（市）の現状を見るに忍びず、奈良県（市）民の福利増進と奈良県（市）の発展を念願とし、願水産物及び青果物の流通秩序の確立と市場行政の早期整備を希望するものにて其の理由とする処は、

一、水産物市場に就て

今更申述ぶるまでもなく、日日県（市）内各家庭に於て消費される水産物は、総て県外各生産地に依存してをる処であります。県（市）民の日常生活に栄養源と

して必要欠くべからざる水産物の施設に於ては過去数十年来無施策に等しく、京阪神等の如く中央卸売市場を有せざるため、且つ県下各駅附近に荷卸設備を有するものとて無く、為めに県民及び取扱業者は日日有形、無形の不便と損害を蒙つて参り、奈良県（市）の発展上洵に寒心を堪えないものがあつたのであります。

幸ひ、統制経済の末期たる昭和二十五年度に於て、漸くにして、県及び市に於ても之が施策の必要性を認められ、奈良市営の生鮮水産物荷卸分荷場を設置する意図の下に、省線奈良駅南二丁の箇所（関西線と桜井線の分岐点）に位置を定められ、専用側線を設置され、昭和二十五年秋試運転も完了し、爾来約二星霜其の儘放置され今日に至つてをります。

経済界の変転最も激しき、過去二星霜、折角多額の資金と労力と資材を投じ、完成をしてをり乍ら、茫茫として為す処を為さざる当局者の責任は洵に大なることと存じます。

一方奈良県（市）及び県市民並に業者の有形、無形の損失は多大なるものあり、更に最も貴重なる既往の二ケ年間は再現せず、痛恨に堪えず転感慨無量なるものがあります。

吾人の日常生活の源泉は食生活にあり、奈良県市の明日への活力は、総て台所に与る処極めて大である事は言を俟たない処であります。

曰んや、海無県として、必要絶対量を他府県より移入し、求めなければならない奈良県（市）の受入態勢は零に等しく、過去の当局要路者の不認識のそしりも免れず、吾人をして大いに嘆ぜしめてをるものがあるのでございます。

純生産地と純消費地と直結したる設備と組織を確立させなければ奈良県（市）の消費者の損失は大きく、生活費の加算する処も亦大であります。

現今の如く、奈良県（市）内が、分散市場化して、個々に大都市の市場に依存し、奈良県（市）に搬入する時は、奈良県（市）民は水産物に関する限り、大都市消費者より割高のものを費消することは必然的であり、且つ取扱業者自体としても出血を余儀無くせられ、奈良県（市）としての損失を招来するのであります。

吾人は既に過去に於て、身を以て之が苦杯を嘗め、不断に痛感致し、且つ将来の為め憂慮致してをるものであります。

今仮りに、奈良県（市）消費人口八〇万人（奈良市及近郊約二〇万人）として、日日一人当り一〇匁の水産物を必要として約八、〇〇〇貫（奈良市及近郊約二、〇〇〇貫）が費消されるわけであります。

時季的、地域的必要量及び消費者の入手経路は区々であつても、大略之に似た数量が日日費消されてをることと謂はひ得る訳であります。

之を近接の大都市の市場に全部依存するものであれば、搬入に要する運賃及び他市場業者の口銭が魚価に加算されるのであります。魚種に依り異りますが、仮に百匁に付二円の右経費が加算すれば奈良県民として一日約一六万円、年間約五、七〇〇万円乃至五、八〇〇万円、奈良市及近郊町村民として一日約四万円、年間約一、四〇〇万円乃至一、五〇〇万円の大金を失つてをると謂ひ得るのであります。

一尾の魚、一片の魚肉を、総て、他府県生産地に依存せなければならない県、（市）として、設備を充実し、組織を確立したる名実伴ふ水産市場を設置せなければならない必要があるのであります。

二、青果物に就て

県（市）内の青果物の市場の現況は、既承の如く、分散市場として区々に消費面のみの市場として取引されてをる処であります。農産県たる当県として、将来大きく飛躍せなければ本ない時、一大集散市場の設置は是非必要なるものと存じます。

集出荷面は現在農業協同組合連合会が販連として一応順調なる成果をあげてをられる処と聞いてをりますが、他府県産の移入青果物の荷卸分荷場も無く、水産物同様、市場も確立してをるとは謂ひ得ないのであります。

本市場の活用に依り、奈良県（市）産の青果物及び移入青果物の一大集散市場を確立し、消費者、業者の福利を増進し延いては需要と供給の調節に依り、青果物の適正価を維持し、農家の利益を助長し、奈良県（市）の発展に寄与せんとするものであります。

三、結　論

国実政策に於て、食糧政策を等閑にして政治は成立せない事は言を俟たない処であります。

県政（市政）に於て、県市民の大切なるたる台所市場を等閑にして、大国際観光都市の実現はあり得ないと吾人は断じて憚からないものであります。

文化人であればある程、実屋の設計には台所に意を用いるものであり、又不可欠の部分であります。

都市計画に消費大衆の台所たる市場を等閑にして、都市計画は成立たないと存じます。

之を要するに

一、水産物、青果物の流通秩序を確立すること

二、県市民消費者の食生活の安定を計ること

三、県（市）及び県市民の財産の県外流出を防ぐこと

四、分散市場化もる業者を吸収し、業者倒産の出血を防ぐこと

五、県内産青果物の集散市場として、適価正格を維持し、農家の福利増進を計ること

六、国際文化観光都市として、散逸せる業者を吸収整備し、名実共に立派なる観光都市を育成すること

以上の如く、大衆的なる立場より之が早期確立を県及び市当局に切に希望するものであります。

（奈良県魚株式会社々長）
（奈良県商工会議所監事）



中小企業経営の目途

中村貞三

戦後の日本経済は自主性がなく底が浅いとよくいわれてきた。最近特需の減少、輸出の伸悩みなどによつて経済界は全般に不況である。わけてもそのシワが中小企業に寄せられていて今や中小企業の経営は青息吐息である。蓋し今日の日本経済は表面小康を得ているように見えるが底流には確かに危機が潜んでいる。それというのは正常貿易面における入超尻の増大から、やがて手持外貨不足が起り、そのため原料、食糧の輸入を削減せざるを得なくなり、遂には経済循環規模の縮少、国民生活水準の低下が起ることである。現に二十七年度においては輸入は前年度よりも一億六千九百万ドルと増加し、総額十七億九千万ドルに達しておるのに、輸出は逆に前年度より二億三千七百万ドルも減少し、総額で十一億六千八百万ドルに過ぎず、結局入超尻が六億二千二百万ドルの巨額に達している。この事情を反映し、手持外貨も昨年五月頃が最高で十一億数千万ドルに達していたのが今年三月には九億ドル台に落ちている。五月にはいつて七億台を割つているという記事を見たように思う。たゞ二十七年度には広義の特需が約八億ドルばかりあつたお蔭で、とにかく年間を通じ外貨は一億ドル近くの受超で、小康を得ていたにとゞまる。ところが最近のソ連の全面的平和攻勢で世界の軍拡が長期化されその代りに軍拡の規模が小さくなつてきたので今後国際物価は低落歩調にあり、これに対し日本の物価は割高のため、今後益々輸出の困難が予想される。そのため正常貿易面の入超尻は更に増大する危険があり、他方これをカバーすべき特需は朝鮮休戦交渉をはじめとする極東の軍事的緊張の緩和傾向によつて減少なる可能性すらあつて、日本経済の前途は当分不況と判定するより外なく、中小企業は益々苦しくなつてくることは否定することが出来ない。

中小企業問題はなにも昨今になつて、表面化し問題化してきたのではない、こゝ数年来大きな問題として採り上げられ、真剣に中小企業対策を論議されてきた。

就中その対策中においても、特に金融対策については業界の最も要望し又論議の的となつてきた問題であつて政府も之れまで、色々施策の手を打つてきたところでもあり、今特別国会に新たに「中小企業金融公庫法案」を提出する模様である。

然しながら中小企業に資金だけを流せば目的が達せられるかというと、そうはいかない。金融難というのは表に出てきた現象であつて、そこに出てくるまでにいろいろな原因があるからである。病気はそのよつてきたつた原因をなおさないと、折角高い薬を飲んでも一時的には治るが薬がきれると又発病してくる。私は金融の問題も中小企業対策としては勿論重要な問題の一つではあるが、たゞこれのみに頼つてはいけないと思う。それと同時にその病源、言い換えると中小企業に内在している弱点といおうか、これを究明する必要があるのではないかと思う。

一体わが国の中小企業は第二次大戦までは、色々の分野で頗る重要な意義と地位とを有し、日本産業発展過程に於ける顕著な特異性を発揮してきたのであるが、終戦後は産業発展規制条件に大きな変化がもたらされることになつて、中小企業の基盤は従前のようでなくなつたことに気づかねばならない。それゆえに中小企業経営は現下の内外経済情勢からして、原則として拡張すべき時期ではなくて、個々の企業がその経営の合理化を思い切つて断行するときである。

一口に経営の合理化といつても、業種業態によつて一様にはいかぬ。方向は多岐多様である。組合の組織化、専門化は一般共通的な問題で、商店に於ける専門化の傾向は最近顕著になつてきているが、工場の面でも品質の優秀なものを生産するためには専門化が望まれるところであろう。其の他合理化の目標として、現在施設の補修整備改良等に中心をおき生産コストを一寸でも引下げるように持つていく、そして安全な経営が続けられる線まで持つていくことである。要するに企業を合理化することによつて金融を受け易い態勢に持つていくことである。

（奈良県商工会議所常務理事事務局長）

論談

ソ連の平和攻勢と我國景氣の前途

スターリンの死後、次々に打たれる、ソ連の平和攻勢朝鮮休戦会談を契機に、我国の株式相場、商品相場が、心理的な影響から夫々大幅の下落を示した。

さてこれで真の平和が到来するのか、そして日本の経済にどういう影響を受けるだろうか、お互に関心の深いものがある。

経済評論家として有名な、武村忠雄先生の御検討に依る景気の前途に就て、日本経済復興協会発行の研究録より許可を得て転載したのが本文で、これからの企業経営上の計画や、投資するに就ての好参考資料である。

一、米の『巻き返し』政策の時間表はどう組まれていたか。

一月二十日成立した米のアイク内閣の対ソ政策の基本方針は次の如くであつた。

第一にアイクの大統領就任四ケ年の間に対ソ問題を解決すること。

第二にその解決の方法は、軍事力を増強し、力を背景とし極力戦争という手段に訴えずして、外交的に解決すること

第三に、その軍事力の増強の仕方は、米軍を後方に退け、これを国際的機動予備軍とし、前線は欧州からアジアにかけ現地軍を増強すること。

第四に現地軍増強を推進するため『厳しい選択の外交政策』により、イエスとノーをはつきりさせること。

右基本方針からして、米の対ソ巻き返し政策の時間表は次の如く組まれておつたようである。即ち今年の二月から秋頃までの間に一応現地軍増強計画を軌道に乗せ、明年から次第に現地軍が増強され、且つ米国自身の再軍備も一歩一歩完成に近づくにつれ、これを背景に対ソ巻き返し政策を強化してゆき、昭和三十一年の次期大統領選挙までに対ソ問題を根本的に解決していこうとすることにあつたようである。

特に今年における現地軍増強のための時間表は次の如くに組まれておつたようである。

第一に二月から四月までに一応欧州における現地軍増強の目安をつけようとしていた。即ち二月ダレス新国務長官は西欧を訪問し、四月初までに西欧六ケ国（仏、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、イタリー、西独）が欧州軍条約を批准するか否かの回答をもたらすよう要請している。そして四月二十三日からのパリーにおける北太平洋理事会で、まとめ上げていく腹であつたようである。

第二に中近東については、既に二月にユーゴー、ギリシヤ、トルコの三国友交条約の締結により、事実上の軍事同盟として近東方面を固めてきたが、中東の防衛機構は一向前進を示していないので、四月パリー会議の後五月ダレス長官は中東を訪問し、右防衛機構の推進に努力する予定であつた。

第三に極東方面においては、一月下旬台湾の中立化政策を放棄し、極東における対共産戦線の一環に台湾を入れると同時に、二月には仏軍の総査察官ジュアン元帥の訪鮮、三月クラーク国連軍司令官の仏印訪問により、朝鮮、台湾、仏印を対共統一戦線にまで作り上げる動きが現われ始めた。これと同時に、昨秋以来韓国軍二十ケ師団への増強に着手する一方日本の自衛力増強への要請も昨年十一月アリソン国務次官補の訪日以来強まりつつあるようである。しかも目下の予定では、四月選挙後五月中旬日本に新政権が成立すると、それと時を同じくしてアリソン国務次官補が新駐日大使として着任するから、六月以後日米間に自衛力増強計画につき折衝が行われるのではなかろうか。若し右折衝が比較的順調に進展するならば、秋ダレス長官の訪日により最後の仕上げがなされる予定のようであつた。

かく米の対ソ巻き返し政策、その軍事的裏づけとしての現地軍増強計画は二月から秋頃までに一応軌道に乗せる時間表であつたようである。若し右米の時間表通りに国際情勢が動く場合予想された日本の景気は次の如くであつたであろう。

四月は選挙からする政局見通し難のため、景気は低迷を続ける。但し四月十九日投票の結果、第五次吉田内閣の成立する見通しが早くつけば、四月下旬から回復徴候がみえる。遅くも五月下旬には新政権が成立するから、一広低迷状態を脱し、株式市場にしても商品市場にしても一応底が固まり、回復徴候がみえる。その際における新政権が第五次吉田内閣であり、吉田自由党だけで二百前後の衆議院議席を占め、更に無所属、改進党の一部抱込みに成功し、四百六十六議席の過半数を占め、比較的安定した保守政権が出来れば、相場回復の幅は割に大きい。若し吉田自由党が百五十前後の議席しかとれず、野に下り、改進党百前後、自由党分派五十前後で、これが連立し、社会

ものの矛盾を拡大し、資本主義がまいつてきたときに、最後の打撃を与え、世界の赤化革命を完成しようとしているのである。この戦略に用いられる戦術の方は情勢の変化に応じ絶え変化する。その変化は実に思いきつたものであり、一見まことに複雑怪奇ですらある。では当面の戦術転換としての平和攻勢はなにを狙つているか。

第一はスターリンの死後内部的地固めをする時間的余裕を稼ぐためであろう。この方針は既にスターリンの死の以前に決定されておつたようである。即ち昨年九月ソ連首脳者会議において、モロトフ、ベリヤは対西欧早期開戦を主張したのに対し、マレンコフ、ブルガーニンは反対し、寧ろソ連圏内部の地固めに重点を置くべきことを主張し、この論争に対しスターリンはマレンコフ一派の立場を支持し、この方針を採択したといわれている。

第二は不況を齎らすことにより資本主義の弱化、矛盾を拡大せんとしているのであろう。現在の資本主義は終戦後の経済復興段階を終り、過剰生産に陥ろうとしている。この過剰生産恐慌の危機は軍拡という尨大な消費によつて防せがれているのである。この軍拡という支柱がはずされるならば、過剰生産想慌に陥る可能性が大きい。米国は国内購買力が大きいから、軍拡の一層の緩慢化からする政府支出の減少を、民間購買力の増加である程度カバーし得るから、深刻な不況には陥らず、緩慢な景気後退ですむかも知れない。しかしその結果米の対外買付が少し減つても、それは西欧経済あるいは日本に深刻なドル不足を齎らす。ドル不足はドル圏からの原料輸入を削減しなければならず、その結果は縮少再生産に陥り、次第に深刻な不況に陥つていく。この深刻な不況の血路を輸出増大に求めようとするから、貿易戦は激化し、資本主義国相互の対立は激化していく、この資本主義相互の分裂、特に米国と他の資本主義国の分裂を促進するために、ソ連は東西貿易再開の手を打つ。以上の不況を齎らすことによつて資本主義の弱化と矛盾を拡大する戦術に重点を移すことも、既にスターリン生前中、昨年十月発表されたボルシエビーク誌上のスターリン論文で方針が示されていた。右論文は近い将来資本主義国対共産主義国との戦争の危険よりも、経済的行詰り、貿易戦の激化からして、資本主義国相互の戦争の危険の大きいことを指摘している。

第三は当面の狙いとして、今年二月から秋頃に一応現地軍増強計画を軌道に乗せようとする米の時間表を崩すことにある。即ち右時間表通り秋頃までに一応現地軍増強計画が軌道に乗れば、秋以降、特に明年頃から米の対ソ圧力は次第に強くなり、巻き返し政策は活潑になつてくる。そこで欧州でも極東でも軍事的優位性が保たれている秋頃までに、比較的有利な条件で平和を実現すると同時に、右現地軍増強計画を切崩そうとしているのである。右方針も既にスターリンの生前、丁度昨年十一月アイクが大統領に当選し、将来対ソ巻き返し政策が展開されることが予想されだした十二月二十四日に、スターリンからニューヨーク・タイムスのレストン記者宛になされた米ソ共存メッセージに現われていた。

二、ソ連の全面的平和攻勢の三つの狙い。

ところが三月初旬スターリン死去の発表以来次ぎ次ぎとソ連は平和攻勢を盛り上げてきている。その狙いは一体なにか。

右平和攻勢はなんらソ連の戦略転換を意味しない。ソ連の戦略は資本主義その

三、ソ連の『平和的逆巻き返し』政策の時間表はどう組まれているか。

前述の如く米の対ソ巻き返し政策、特に現地軍増強計画は二月から秋の間に盛り上げていく時間表であつた。この米の巻き返し政策を平和攻撃によつて逆に巻き返していこうとするソ連の時間表はどう組まれているか。

平和的巻き返し政策の第一段階は四―六月の間であろう。この段階は朝鮮休戦交渉を中心とするものであろう。

既に朝鮮休戦の成立は中ソ、特に中共にとつてバランスシート上プラスになりつつある。即ち中共は朝鮮の一正面作戦は可能であつても、朝鮮、台湾、仏印での三正面作戦は非常に不利である。右三正面戦線の形成にこの一月末以来米は著手しており、九月台湾海峡が年間を通じ波が静かになり、また十月雨季明けで仏印で大作戦が可能になる頃には、現実に三正面作戦を展開すべく準備しておつたようである。それだけに中共はそれ以前に朝鮮で休戦を成立させる熱意を持つておるようである。その上中共は朝鮮休戦の成立により国策の重点を国内経済建設に

移すことを熱望しておるようである。それだけに今度の共産側よりする朝鮮休戦提案は、ス首相の死により毛沢東の発言権が相対的に大きくなつたことを背景とし、中共のイニシアティブでなされたものであろう。他方ソ連は昨年十一月のインド朝鮮休戦提案の拒否に現われている如く、休戦をさして急いでいなかつたであろう。というのは、休戦の引延しはそれだけ国連軍を朝鮮に釘づけ出来、従つて米の西欧援助を遅延させ、西欧からする対ソ圧力の強化を抑え得るからである。かく休戦引延しを有利とするソ連でも、今年の秋から来年にかけ、現実に韓国軍、日本保安隊、台湾国府軍、仏印現地軍の増強が現実化し、それにつれ朝鮮等における西欧軍が減少し始めれば、釘づけの意味を失つてしまう。それ故ソ連は中共ほどあせつてはいないが、そろそろ休戦成立を政治折衝の手段に用いる方が有利になつてきている。

そこで四月には米が欧州軍条約の見通しをつけ、五月には中東防衛機構を推進しようとし、同じく五月日本に新政権が出来、六月から日米間に自衛力増強計画の具体的折衝に入ろうとする期間に、朝鮮休戦交渉を盛り上げ、右の米の時間表を崩そうとするであろう。

平和的逆巻き返し政策の第二段階は七―九月の間であろう。この段階には朝鮮休戦成立を前提として、アジア及び欧州における全面的平和交渉を展開しようとするのであろう。

即ち朝鮮休戦交渉が成立後九十日以内に朝鮮の政治的解決に関する会議を開くことが規定されているから、仮りに六月に休戦が成立すると、七―九月間に南北朝鮮の統一、更に中共の国連加入、台湾の帰属問題、中ソの対日講和、日本の国連加入等、アジアの全般的平和に関する問題を持ち出そうとしているのであろう。これと平行して、欧州においても、オーストラリア講和問題、東西ドイツ統一問題等東西対立の重要問題に関し、会談を開こうとするであろう。特に九月における西独の総選挙に打撃を与えようとするであろう。また秋における米の対中共三正面作戦の展開、日本の自衛力増強計画の具体的決定を阻止しようとするのであろう。

若し右のソ連平和攻勢の時間表通り国際情勢が動いた場合、日本の景気は次の如く見通される。

第一に四月下旬に早く政局見通しがつけば、その頃から、遅ければ五月中、下旬に新政権の成立することにより、一応、株式、商品相場は落着き、回復徴候がみえても、すぐ六月朝鮮休戦成立でまた腰が折られてしまう。

第二に七―九月間アジアと欧州との両地域において全面平和の見通しが強まるにつれ、世界景気の後退予想も強まるから、商品相場は勿論、株式相場も下落してくる。その上九月頃に議会の再解散でもあれば、更に相場は悪くならざるを得ない。

つまりソ連の時間表通り国際情勢が動けば、六月以降本年下半期の景気情勢は非常に暗くなる。

四、現実には国際情勢はどう展開し、景気の前途はどうなるか。

以上において、今後米の時間表通り国際情勢が動いた場合と、ソ連の時間表通り動いた場合とを想定し、景気の前途を見通してみた。しかし現実には一体どう国際情勢は動き、それによつて景気の前途はどうなるであろうか。

この見通しの鍵は米ソの態度いかんにある、先づ米国の態度について打診してみると、第一にソ連は戦術転換をしたが、戦略を変更したとはみていないようである。つまり資本主義の矛盾を拡大し、それによつて資本主義の崩壊を促進し、最後の瞬間において武力的打撃を与え、世界赤化革命を完成しようとする戦略は放棄していず、単に資本主義の矛盾拡大の戦術を平和攻勢に変えただけとみている。従つて第二に米国は資本主義諸国の武力と団結の強化策を依然続けようとしている。第三に若しソ連が真に平和を求めているならば、右を証明すべき大幅譲歩をなすべきことを要求する。そしてこれがなされるまで第二の強化策を放棄しようとはしない。例えば四月十六日のアイク演説においては、次の如きソ連の大幅譲歩を要求している。

欧州方面においては、一、オーストラリア平和条約の調印、二、自由選挙によるドイツ統一、三、東欧諸国の完全な独立である。つまり欧州ソ連圏に深く喰入つた独立、中立地帯の設定を要求している。極東においては、一、名誉ある朝鮮休戦の成立と自由選挙による朝鮮の統一、二、それと同時にインドシナ、マレーの安全保障に対する直接的、間接的な攻撃の終結である。

一方ソ連の態度を打診してみよう。ソ連は極東においても、欧州においても、なお軍事的優位性を保持している。例えば朝鮮では、地上軍は共産側約百万、国連側七十五万、空軍は共産側約三千機、国連側約二千五百機、しかもヂエット機の数は共産側が多い。また欧州方面においては、ウラル以西の共産軍は百四十ケ師団見当であるに対し、西欧側は四十ケ師団、空軍は共産側は優に五千機以上であるに対し、北大西洋空軍司令部管轄のものは二千三百機にすぎない。かくソ連は軍事的優位制をなお保つている間に、有利な条件で中間平和を実現しようとしているだけに、どこまでも名誉ある平和の実現を希望し、決して、大幅には譲歩すまい。また大幅に譲歩することは、まだ充分固まつていないソ連新政権及びソ連圏を動揺させる結果になるので、極力これを避けるであろう。

してみると米は平和の保証としてソ連に大幅譲歩を要求するし、ソ連側はこれに応じないであろうから、たとえ全面平和交渉への糸口をなす朝鮮休戦だけは曲りなりにも六月頃、あるいはそれよりも

遅れて成立しても、それから先のアジアと欧州での全面平和への交渉になると、次第に其折衝は行き詰らざるを得まい。

つまり四―六月間のソ連平和攻勢の第一段階はある程度成功しても、七―九月間の第二段階の平和攻勢は次第に行き詰ってくると判断される。

右の如く国際情勢が進展するとしたならば、一体わが国の景気前途はどうなるか。

第一に選挙結果により直ちに吉田五次内閣成立の見込が四月下旬につけば、相場は早くも回復歩調に転ずる。

第二に吉田内閣が成立するか、重光、鳩山の連立内閣が成立するか見通しが困難であり、ようやく五月中下、旬に成立するような場合には、いづれにしても絶対多数の安定政権とは考えられないから、秋頃再解散の短命内閣という印象を受ける。それだけに一応保守政権の成立で相場は落着いても、その回復の幅は大きくない。だがその頃までには休戦交渉も再開されており、成立の可能性が強いか否かも見通されてくるから、休戦成立という弱材料も相場には織込み済みになつてしまう。

第三にかく五月中、下旬頃には一応相場の底が固まったところへ、六月頃から日米間に自衛力増強計画、その裏づけとしての対日軍事経済援助の指衝（その一部に特需保証も入る）が進展し始めるし、つ六月且の特別国会に幾分イシフレ

（十八頁へつづく）

論談

樂な金融と仕易い納税

筆算生

金繰りと税金、この二つは商売している限り、寝てもさめても、経営上の悩みであるのが、現今の世相である、殊に市中銀行に剽悍のうすい人とか或は毎年税務署から法外な更正決定を受けて、苦しんでいる人などは、尚更のことである。さればどうしたら必要資金の調達が意のままになり又は納得して納税が出来るだろうか。

先ず第一に考えられることは、何としても、帳簿を整備して企業経営の在り方を、はつきりさせることである。

近頃政府は勿論、地方行政庁でも中小企業に対する、金融難緩和の方策として、商工組合中央金庫や、国民金融公庫、信用保険法とか、或は又信用保証協会の活用とか、先般の議会に提案せられた、中小企業金融公庫の新設とか云つたような各種の機関に、政府資金を可成大巾に織り込んで、あれやこれやと、適切な施策を講じられている。

税金対策にしても、青色申告制度に依り、納税義務者の申告通りにて納税の出来ることになつている、が然し之等の施策や、制度を全面的に利用し、ほんとうに此の恩恵に浴している企業者は、全業者の内何％かに過ぎないことを考えるとき、いくら之等の対策があつても、企業者自体に、之を受入する、態勢が出来ていないことが指摘せられる。

つまり受入する……利用する心構えが出来ていない、これでは、いろ〳〵な施策は、絵に書いた餅で何にもならん。

此受入態勢とは別段遠い所にあるのではなく、又六ケ敷いことでもない。

先ず自分の経営の状態、過去の成績、将来の見透しなど大体把握出来る材料となる帳簿組織の完備が第一条件である。

我が国経済に大きな比重を占める中小企業の特徴の一つは、生産方法経理、組織等が昔ながらの習慣や伝統にとらわれているという点である。しかし外国との競争に打勝つ為には経営の近代化が絶対に必要である。

「近代化の具体的方策」は経営を合理化することであつて、決して機械設備の更新のみを指すものではない、帳簿の整備によつてもその一面の目的は達成される。また企業のガラス張り経営とか、公開経営ということは所謂帳簿を備えてこれに正確に日々の記録を記入することに始まるのである。

次に合理的な帳簿組織の必要は企業経営上不可欠の前提である。帳簿は企業発展の経済的記録であつて、調達した資本が如何に変化しているか、併せて損益の経路等につき経営の現状を示すと共に、経営を反省し或いは将来の予算を統制する材料を提供して、経営の健全化に役立つものである。最近は帳簿の必要性について認識が高まつているが、中には金銭の出入は一切企業主が行い、月末になつて現金が残つていれば儲けだし、不足すれば損だと思つている極端な企業主もないではない。自己の経営について相当に

大きな、そして複雑な数字を一切記憶に止めておくということは普通の人では極めて困難である。まして戦後の経済が政治的要素によつて強く影響される現代においては、長い間の経験と勘だけをもつて企業の将来と景気の変動を見透すことは極めて至難になつてきている。またその反対に経営が数字を基礎にした理論だけでスムーズに運営され、発展してゆくとは決していえない。唯問題は、行き当りばつたり式のその日暮し経営と、合理的な内容を基礎にした計画性ある経営のいずれが、自由競争の激しい現在の社会で勝利を得るだろうかという点である。

帳簿制度の整備は適正課税の為に絶対に必要である。中小企業者にとつて帳簿の整備は手数がかかり、そのつけ始めは労多くして目に見える様な効果は少ないと思うが、帳簿をつける労を惜んだ為に予想以上の課税を背負い込むの愚を繰返してはならない。終戦直後の混乱期においては、帳簿の未整備は税金対策の有力な手段の一つであつたかもしれないが、現在は税の徴税方法も次第に合理化されてもはや経理を秘密にすることは有利でない時代となつている。したがつて経理の数字的根拠なくして課税の適正を求めるのは無理である。また如何に記帳を実行したとしても、それが真実偽わらざる数字でない限り課税の不合理性に対して強い反対をなすことが出来ない、遂には過大課税を呑まざるを得ない結果になることが多い、何れにしても秘密経理は過去のものである。

更に帳簿の整備は金を借りる為に必須の条件であることは多言を要しない。金融機関の中小企業融資が窮屈な原因の一つは、おそらく経理内容が明白でないことにある。

貸す側が貸付を考慮するに当つて最も重要視するものの一つは、経営の全貌を知るに足る営業報告書である。そしてその記帳については、企業の現状を正確に写し出すことが肝要である。金融機関側は真実の経理によつて企業の状態を審査し融資の可否を決定するのであつて、たとえ経理が赤字を示したとしてもその企業に将来性があり、約束した期日に返済し得る体制を確立できると判断するならば、決してその貸付を躊躇するものではない、また反対に黒字であつても、内容を粉飾して誇大に表示してあれば融資の線から脱落する恐れもある。

何故なら中小企業融資において、融資の分岐点をなす経営者の人格的信用と経理能力に疑問が生じてくるからである。しかし単に経理内容の数字的結果を機械的に記憶していたからといつて、それで帳簿整備の意義が充分に達せられたとはいえないむしろ経営者が自己の経理について、正しい見解を持ち、新しい計画の為にその数字を如何に生かしているかという点にかかつている。重ねて経理を明かにし健全なる経営の実際的数字を具体的に提示することこそ、金融難解決の一策であることを強調したい。



随想　かわずのたわごと

銀狐生

ずぶの素人が酒造家の番頭になつて何が出来るかと危惧したものの、常日頃から酒は嫌いでない私の事とて、心臓も弱い方で無し、くろうとの酒家さんに混つてきゝ酒をするなどとはとんでもないと人に笑われもするし、何だか板につかぬ自分の姿であろうことよ！　と想像して苦笑させられるか心配は無用！　この素人のきゝ酒が案外馬鹿にならず時々くろうとの御ほめに預つて一人悦に入つて喜んでいる次第である。

酒樽から生れて酒につかつて暮して来たような、くろうとさんにほめられるものだから御本人は案外有頂天になつて調子に乗つているが其の内にはとんでもない失敗をしでかすのではないかと心配になつて来て近頃は又こわいものみたいにをじけづいて手が出ない。

素人は素人なりに酒造りのことや業界の事情など大体のみこんだつもりでいるなに！　岡目八目でかへつて素人の見る目に総ての欠点が見出されて新らしい構想が生れて来るのではないかと自からを慰め一応は自負している。

昔から酒好きと煙草好きの、えてかつてな言い訳と效能書とは、きまりもんくとして聞きあきてはいるが煙草はさておいて酒は神代の昔から貴重品として又人間にはなくてはならぬ嗜好物としてたしなまれて来た、醉うた人の少々の罪とがも酒の上ならばと大目に許されもし、言いにくい事も酒の力を借りて言へるし、少々の失敗も笑つて済ませ、却つて話せるやつとしてほめられる程有難い酒の力ではある。

ところが瑞穂の国の我国の米作りも近世は人の腹を満たす事が出来なくて食料不足にあえいでいるただ酒好きの一部の人間を満足さす為に貴重な米をつぶして迄酒にする必要はなさそうなものだと考へられるが、そこが浮世とでも言うのか、其のやめられぬ理由をいともまことしやかに又かぐわしい理由をつけてとくとくとしている。不思議とも不合理とも思わぬ。

昔はいざ知らず今では科学の進歩は人間の夢を実現させてくれた、米の酒に劣らぬ立派な合成酒が生れ出ているそのよさを探究すること無く米の酒を飲まねば人間の格でも落ちるかのように考へている人間が其の蔭で妻子がひもじさに苦しみ泣いている事は我れ関せずえんとすましている。こんな事を言うと清酒屋さんから「何をたわごと」と御叱りを受けるかも知れないが最近とみに成長した合成酒は殆んど米の酒の必要を感じない迄に総ての点に完成したと手前みそかも知れないが食料の国家的見地からも言い得ると思う。是非合成酒を御すすめし度い。



!!! 借金問答 !!!

會議所の雀

会議所の事務局へは毎日会員の人々が、金融、税務、取引其他商売上のことで、やつて来られる、その内での、係員との対話の一節……題して、借金問答……、

国民金融公庫奈良支部と云う看板が昨年の暮から、所は奈良市光明院町に店開きせられて、金融に光明を与へられている。

○先日会議所の「ニュースカード」で拝見したのですが、えらい便利な、お金を貸して貰える所出来ましたのですな、国民金融公庫奈良支所、ゆつくり云はんと舌噛みますけれどなア……

あれは銀行だつか。

△違います。

○ほたら、近頃流行の何やら経済会とか、何々相互百貨とか云ふようなもんと同じだつか。

△違います……エヘン……そも〳〵あれはですなア……お役所と民間企業の合の子みたいなものです。

つまりあれは、公共企業体云うて、タバコの製造元専売公社、国有鉄道、電信電話公社、住宅の金融公庫などと同じ性格のもので、株式会社でもなし、官庁でもなし、一つの政府機関と云へませうな。

○だれにでも貸して貰えますか。

△資本金五百万円未満、従業員二百名未満のつまり中小企業者であれば貸出の対象にせられますなア……

○娘の嫁入費用ほしいのですが融通して呉れませんか。

△ソラあきまへん。

つまり中小企業の事業に要する資金でないとあきまへん。

△パチンコ屋やりたいと思いまんねんがどうだつしやろ。

△娯楽や享楽のための資金はあきまへんなアー、

○そうすると商品の仕入、原材料の買入などであれば貸して貰へますか。

△そうです、それなれば貸して呉れます。

○大体なんぼ位、貸して貰えます。

△只今の処では大体法人は五十万円、個人は二十万円程度ですな、つまり銀行などから資金の融通を受けることが困難な中小企業者と云うよりも、寧ろ、小企業者を対象として居られるようです。

○何とかお世話願えまへんか。

△これに申込用紙預つてゐますから差上げます、必要事項をそれ〴〵記入して保証人一人を立てて、何れも調印して出すのです。

○ハヽンお金借りるのに私とこの収入やら、支出やらこんなこと白状せんなりまへんか、第一こんな計算出来まへんがな。

△出来んチュウテ、売上帳やら仕入帳やら、又一ケ年の計算書などから記入しなはれさ……

○そんな帳面あらしまへんがな、そんなこと、とても忙しいので、つけてるひまありまへんです。

△そしたらお店はいくら儲かつたのやら、なんぼ売れたのやら、なんぼ損したのやら、判らしまへんやないか。

○お金が剰つてたら儲かつてゐるし、たらんかつたら損してるのでつしやろ。

△ヨオイワンハ。そらあきまへんな。

○あきまへんか、そやかて私とこの商売、そう一々帳面につけて、はつきりしたら、第一税務署にかないまへん……どつさり税金掛けられて、儲はスツとんでしまいますが、何と云ふても、按梅ごまかさんと、どもなりません。

△さあその考へ方が、間違つてやしませんか。

これでは融通はして呉れないでせうなあー。

この機関はですな、銀行のように預

金を集めて貸出ししたり担保を取つたりせず（場合に依れば有担保もありますが）原則として無担保であつて、貸出する資金は政府出資に依るものと、資金運用部資金、つまり税金やら、郵便貯金、簡易保険などの金で、貸出すことばかりで預金は取扱はないのです、そして真面目な企業者で国民経済の維持、発展の為に努力する人で第一信用の置ける人でないと貸して呉れないのです。そんなわけで、経営の状態やら、信用の程度など実地に就て調べられます。その際に、あなたの営業の状態を知るに足る帳簿が無くては、どないにも仕様おまへんがな。

○それでは私も今年から帳面つけることにしませう、帳面をつけたら青色申告とか云ふ税金安うなる方法もありますそうですなアー

所が帳面はどう云ふふうにつけるとよろしいのでせうか……

△帳簿の記帳は一寸簡単に五分や十分では申上げること無理ですがね。又あらためて説明致しませうか。

○私も今日は忙しいので、では日をあらためて、又お伺することにしまつさ。オヽキニ……

……

○今日は、実は此間、御通知頂きました、何やら金庫とかの金、借りたいのですが……

△国民金融公庫ですか。

○そう〳〵その公庫です。

△お宅のは会社組織でしたなアー

○税金がかないませんので、会社にしたのですが、会社にしてもあんまり安うなりまへんな。

今日も税務署のかへりですが、えらい、更正決定せられましてなア……

△会社でしたら帳簿も、キッシリ、つけてゐられるのでせう。

○そこが六ケ敷しですな、去年の税金さへまだ、残つてゐますのに、実際困つてますわ……

△税金の話になつて仕舞いましたがそうすると税金に滞納があるわけですね。

○そうです、もう少し残つてゐます。

△それでは公庫の融資は一寸無理ですね。

○なんで、だすね、公庫と税務署と関係おますか。

△国民金融公庫はね、国家の一つの機関ですし、資金源は税金でもあり又税金を滞納してゐるなどは、信用上とか又は其の人の人格の点などについて、満点でないと見られ易いですので、借入の難点の一つになりますね。

○それでは、何とか早く納税することにしませう。

△そうですなア…其上で御勘旋することに致しませう。

○いやどうも有難う御座ゐました。

隨想

偶感

山口隆三郎

早いもので終戦後もう八年にもなる。越智前会以頭下の御努力によつて、奈良県商工会議所も一歩〳〵着実な前進を示して来た「奈良県商工名鑑」の復活完成、「商工だより」の創刊も嬉しい事の一つだ。言はば上げ汐とも言ふべき本年度に吉川新会頭が就任されたことは、ラッキーに見えて他面非常に難つかしいのではないでせうか、と言ふのは新しき会頭の抱負には必ず未開地に振るふ冒険と情熱があるからです。

こゝで私が過去三期議員の末席に連らなつた体験から愚見を出して大方の物笑ひに供したいと思ひます。御意に召さぬ的はづれは愚者のざれ言とお聞流しではなく、お読捨て下さい。

（一）一般商工業者の認識不足

未加入の商工業者に商工会議所のことを尋ねても何をどうしてゐるかを知らず勿論入会の必要はさら〳〵念頭にない始末、大事業家の社交機関であり肩書の一種である位にしか答へてくれない。此れでわ中小商工業者が九割から十割近く示める本県では商工会議所自体の存在運営について考へざるを得ないのではないかと思ひます。徒らに会議所自体の体面や、他府県商工会議所の短を捨て大乗的に会員数の増加や運営方針を衆知を集めて抜本的な刷新を加へるべきではないでせうか。

（二）会頭所の進み方

先きに述べたやうに商工会議所としての本来の使命である県下商工業の振興、各物産の輸出、紹介又は他府県や世界各都市との通商等非常に重要で必要なのですが、そのやうな大問題のみに取組むと得てして頭でつかちになりがちなものです。私達の故郷大和の地にしつかりと根を張つた商工会議所を作ると言ふ事は一部特権階級の社交機関であり、サービスエリアであると言ふ大衆の概念を一掃するべく会頭以下全員の協力態勢こそ最も必要ではないかと思ひます。

（三）委員会に就て

以上の事は基本的な思考の線でありまして、之から行はれるべき仕事は発展に伴つて派生する諸問題の処理に関しては各部門別に設置された委員会の摘切明快なる処置と之れを遂行する情熱とによるべきでせう。が、然し乍ら過去の委員会に於ては其の点遺憾がなかつたかと再考する必要があると思ひます。各委員会に適任者が選ばれ、選出された各委員が会議所の運営や派生する諸問題に情熱を傾けてこそ当会議所の発展と奈良県商工業者の共栄があるものと思つてゐます。

以上つまらないことを思ひつく儘に書き綴りました。胸中にある時は重大なことだと思つて居ても言つてしまつた後や、書いた後で読んで見れば、何だ平凡なと舌打ちをしたくなります。が平凡に見えることがらの中にこそ真理が、と思ひかへし……自嘲のまゝ……

（奈良県商工会議所議員
富士電動農機KK社長）

隨想

三つの隨筆

戸口健次郎

その一　天文臺

私は小さい時分、天文学者になりたかつたけれども、健康的な理由で天文学者になることを、あきらめ得るを得なかつた。それでもまだ天文台にミレンのある私は、将来世界一の望遠鏡をもつた天文台を建設したいという慾望だけは未だにすてきれずにいる。それで戦後、ロックフェーラーがパロマ天文台を建てたと聞いた時にはずいぶん興味をそゝられたもので、たしかその時の日本円に換算してみると九億円ぐらいだつた。から今ではいくらぐらいつくか。それ以上のものがほしいという私の念願は当分かなえられそうにない。

このロックフェーラーという人は東京の図書館も半分は彼の寄附によつたという事を聞いていたので、戦時中、アメリカの人には何の恩恵にも浴していないといわれていた時にも、私が尊敬をしていた一人である。

その二　商魂

これも私が子供の時の話であるが、その時代も今と同じ様に中々商売人が物を売る事に熱心な時代であつた。サンドキッチマンが歩き、宣伝用のマッチを誰れにでもくれた時代であつた。私の様な子供にでも、手を出せば必ずくれたものであつた。大阪でも京都でもこれは同じ事であつた。しかしたつた一つだけ例外があつたその事件は奈良のあるところで起つた。私が手を出したにもかゝわらずそのサンドキッチマンはマッチをくれなかつたのである。その時の記憶が、甚だぶじよくされたものとなつて今もつて残つている。もう奈良の品物は買うまいと思つた。それがいまだに奈良での買物を甚だ腹立たしいものにしている。

結論を申し上げるならば、奈良の商人の商魂には全くたくましさが無いということだ。その場主義の考え方がサンドキッチマンまでしみ込んでしまつているのだ。少々考えさせられる事だ。ついでだがこの子供の時分の記憶とか習慣というものともつと真剣にとりくんでみてはどうか、私達の子供の時代の遊びであつたパチンコが大人の世界で流行し、一銭洋食といつていたお好み焼が大人の食慾をそゝるのなんかは面白い問題でありそうだ。

その三　世代のサンドキッチ

戦後の私達には二つの代表的な物の見方がある様である。アパンとアプレと俗にわけている。そしていかんなことにアプレはアパンから全くボロクソに言われている。然し私から見れば、アパンはアプレの前に向つてはカブトをぬがねばならないのではなかろうか。これは私の様にそのどちらにもてついていない、まるでサンドキッチのハムの様な世代の人間にとつては比較的に公平に考えられるのではなかろうか。

それは兎も角として、この世代のサンドキッチの中味である私達は、上下の互にあい容れないパン質もよく〳〵見極めてからでないと早計に結論を下してはならない様に思う。まして、アプレの行動もことごとに否定している様な暴挙はつゝしまねばならないと思う。これからはアプレも良い意味で生かして行かねばならない時代の様だ。

（奈良県商工会議所理事）
（戸口繊維工業株式会社社長）

ニュース

縣内に本店を持つ相互銀行發足する

奈良県下に地元相互銀行の新設運動が元奈良県知事野村万作氏によつて展開され注目されてきたが元来、奈良県は営業無尽が振わなかつたところで県下に本店がなく他県よりの進出支店六行が営業網をもつて競争されてきたが、地元相互銀行設立の要望も強く、具体化し、昨年十一月二十三日新設相互銀行初の内免許を受けた三栄相互銀行は資本金五千万円の募集完了三月中旬総会を開催、三月十六日附をもつて本免許となり諸般の準備も進み本店を奈良市下三条町八番地におき三月二十六日をもつて営業開始の運びとなつた。

営業区域は奈良県一円で、店舗網は本店のほか支店四ケ所をもつて当初業務開始をなし逐次支店の増大を行うもので、資金量目標としては、第一期七千三百万円、第二期二億二千万円、第三期四億三千万円、第四期七億一千万円、

支店設置個所は、大和高田、吉野郡下市町、桜井、丹波市町の四ケ店である。なお重役陣容は、常勤四名、非常勤五名、監査役二名で、取締役社長野村万作、常務取締役富田稔、取締役上野恒夫、谷田久夫（以下非常勤）取締役谷井友三郎、寺岡専五郎、喜多政義、沖本政夫、西村順茂、監査役内田政男坂口治作



主張

サイズの合はん洋服

京極信太郎

一国の王様や総理大臣又は大実業家でも、私等の如き市井のしがない輩でも皆同じ米の飯を食つている一個の人間である。然し日常の生活様式や其の環境には大変な違いがある。これと同じように各種の企業にあつても、何万、何千という多くの従業員を使用している企業も一つの企業なら、何百人、何十人、少ないのは数人に過ぎない従業員を使つている中小企業でも一つの企業に変りはない。これら中小企業の中でも規模の大小に拘わらず、大都会の企業と、中小都市や農山漁村又は片田舎の町の企業などいろ〳〵地域を異にすれば又変つた企業形態も見出せるが皆一つの企業体には変りない、然し規模の大小、土地柄などに依つて其の経営方針や、それ〳〵の持つ特長や設備の面や、資金繰りの方法や、操業の状態或は従業員の気質、労働条件などには根本的な相違があることも考えられる、この様にあらゆる角度から見て違つた形態にある企業者に対して、金融の問題といい、労務の問題といい、其他の対策にしても、今の日本の施策、関係法令などはあまりにも画一的ではあるまいかと云いたい。

ピンからキリまである千差万別のこれ等の企業を、一律に同じ法令、同じ制度で律しようとする所に無理があり、そこに矛盾が生れ、悲劇が起る。……先づ其の代表的なものに現在の労働基準法がある。勿論、業種業態に依り相当緩和されている点も見られるが、中小企業者の立場から見ればまだ〳〵無理な点が散見せられる。

過る日会議所の大ホールで大和タイムス社主催の講演会で、野村元駐米大使が「今の日本の状態はあらゆる面に於て、純毛の上等で舶来である。サイズの合はん大きな、洋服を着ているような格好である。上等の純毛は誠に結構であるが、大きい洋服は実に着にくいものである云々」

（註、これはアメリカ製であろうか）……丁度これに当てはまるものに、中小企業者に対する、労働基準法がある。殊に百人そこ〳〵や、おやじさんまでハンマー持つて働く町工場など所謂零細工業に至つては一層此感を深うするものである。

何万何千人と働く大事業場は、いはば舶来の企業形態である。舶来の企業形態には、舶来のイズムが入つてゐると思われる今の労基法で結構かも知れない。あの規定では往年の女工哀史は絶体に繰れないであろう。

働く者を保護している点では、今の労基法は実に徹底している。

筆者も曾つては、数十人の従業員が居る小さな織布工場で、而も工場内の舎宅で工員と共に寝食を共にした体験から割出した愚見であり決して机上の空論でないことを断つて置きたい。

なぜ今の法規は中小企業、わけても奈良県に多い、百人そこ〳〵の事業場にピッタリ来ないか、その一例を挙げて関係者の御批判を仰ぎたい。

戦後の混乱期も漸く平静を取り戻し、輸出産業もボツ〳〵緒について来た或る年の秋、丁度輸出綿布を引受けた時のことである、輸出品は納期が厳しい、それは船積みの関係がある、何月何日神戸港出帆の何々丸に積込みと云う契約の下に、生産に取り掛つた。違約すれば莫大な「クレーム」が付く、設備や人員と操業期日などを、にらみ合せた生産計画の下に毎日それ〴〵の持場で働いていた、時たま〳〵電力飢饉に見舞はれた、肝心の電力が来なければ何とも仕様がない、勢い時間外でも電力の来ている時をねらうことにした。従つて就業時間を延長する外に手はない。処が法規上十八才未満の者は時間外に働かせられない、織布工場では十八才に満たない女子工員は何処でも相当使つている。この時私の工場では五人程居つた様に思うが、この工員だけは制規の時間に帰らすことにした、所がこの子等が納まらない「なぜ私等だけ帰るのですか、年が小さいと云うても私等も十八才です。満十八才で無いと云うだけで、わずか何ケ月か違うだけです二時間や三時間居残つてもなんでもない、それだけ儲けが多くなり、家でも喜んで呉れます」誠に涙ぐましい話である、これ等の工員は年少ではあるが家が貧しいが為上級学校へも進まず、此の内三人までは未亡人の娘である。父は何れも戦歿者である。誤れる戦争の犠牲者である、こんな不幸な家庭の子女で然も家計の大半を、小さい双肩に負つている健気な少女である。この場合経営者としても進んで働いてほしい、僅かな人員の内五人まで帰られては生産に影響する所大きい。

（次頁下段へつづく）

（十二頁よりつづく）

舎みの二十八年度予算案が提出されるから、これ等の刺載材料により相場は回復歩調に入ると思う。

第四に七、八月間その回復の幅は余り大きいとは思わない。それは国際情勢で、たとえソ連平和攻勢が次第に行詰つてくるにしても、平和攻勢のかさがかぶつているためと、八月頃に二十八年度予算案が成立するまでは、暫定予算の関係から、財政面から金詰りが続くと思うからである。

第五に九月頃政権が安定しており、日米間の自衞力増強計画の折衝が順調に進み、秋にダレス国務長官の来日によつて右計画及びその裏づけとしての軍事、経済援助が具体的に決定すれば、その前後に株式相場は回復の頂点に達する。若し政権が不安定であり、日米間の折衝も順調でなく、九月前後に解散ということにでもなれば、相場の腰は一時折られてしまう。しかし前者の場合であれば、九月以降財政支出は本予算の成立で活潑になるから、商品相場も上向き傾向になると思う。

最後に現在問題になつている特需の見通し問題に一言しておく。確かに特需が続くか否かは現在の日本経済にとつて決定的重要さを持つている。二十七年度における外貨受取は輸出十一億六千八百万ドル、貿易外九億三千九百万ドル、計二十一億七百万ドルであつた。右貿易外受取の内八億ドル強が広義の特需であつた。従つて特需は貿易外受取の八五%、全外貨受取の三八%を占めていた。そのおかげで、輸入十七億九千万ドル、貿易外支払二億二千三百万ドル、計二十億一千三百万ドルの外貨支払を賄つて、辛じて九千四百万ドルの黒字を出し得たのである。特に正常の輸出面では、六億二千二百万ドルもの赤字であるのが、右八億ドル強の特需でカバーされた。それだけに特需がなくなるか否かは重大問題である。

そこで右国際情勢を前提とし、二十八年度の特需予想をやつてみよう。第一に休戦だけは成立しても、南北朝鮮の統一、全外国軍隊の撤退問題は容易に解決し得ないから、朝鮮特需がなくなつてしまうとは考えられない。恐らく過去の最低月間発注量千五百万ドル前後の水準は維持されよう。さすれば年間一億五千万乃至八千万ドルになる。第二にその代り朝鮮復興特需が多少出よう。今年七月から明年六月の国連朝鮮復興局の予算は一億三千万ドルであり、この予算は朝鮮休戦成立の見通しが強くならない以前に作られたものである。それだけに、休戦が成立すれば、予算は一億五千乃至二億ドル見当に膨脹しよう。但し復興特需は国際入札だけに、物価割高の日本商品は戦争が困難であるからして、受註量はその内五千万ドル前後ではなかろうか。第三に日米相互安全保障協定に基づく米の防衞分担金は二億ドルであり、若し日本の自衞力増強計画がきまれば、右援助の意味で分担金は三億ドル見当に増加されるかも知れない。第四に駐留米軍の個人消費は前年度二億八千万ドルであつたが、日本の自衞力増強計画が決定すれば、多少駐留軍は秋以降減ることも予想されるので、右は二億ドル見当になるかも知れない。第五に従来の沖縄特需の外に、台湾、仏印、タイへの米の軍事援助による買付及びグワム、アラスカ基地建設のための対日買付も多少行われるであろう。これ第の合計を一応五千万ドル見当と見積ると、以上の総合計は七億五千万ドル乃至八億ドルになる。従つて今年度はとにかく広義の特需は前年度水準を維持し得ると見通される。

つまり朝鮮休戦から生ずる日本経済への打撃は特需面からさしてくるものではない。寧ろ問題は正常輸出面にある。前述の如く七―九月間に次第にソ連の平和攻勢が行詰り出し、米の資本主義陣営の軍事力強化努力が続けられるとしても、とにかく五四年危機説が益々薄らいだだけに、資本主義陣営の軍拡は時期的に目標が非常に延ばされるから、世界的に軍拡景気は益々弱くなるとみなければならない。そのため世界景気の鋭い後退は起らないにしても、徐々たる後退を予想しなければならず、国際物価も暫落傾向を示すとみなければならぬ。その結果益々国内物価は国際物価に比べ割高となり、正常輸出が減退する危険がある。それ故特需の継続で辛うじて日本経済の危機爆発が防がれているこの一、二年の間に真剣にコスト切下に努力しておかねければならぬ。

―了―

こうした事例は、ひとりこの工場のみならず、数多くあることであろう。然し、尊法の精神をもつて断呼たる措置を執れば、この可憐な工員の意志を汲み取らない無慈悲なことになり又経営上にも支障を来す、と云うて法を犯すことは法治国民として良心が許さない。

誠にサイズの合わん洋服ではある。

今の法令諸制度は国民の自由を尊重し、人権を擁護することに重点があることはよく判る、誠に有難い御時世である、従而就業を強制し自由をうばうことは悲劇である。然し働きたい意慾に燃える者に対し、これに応じてやれない制度も亦悲劇ではなかろうか、要は国民の意志を尊重し働きたい者にはつとめて其の機会を与えてやつてこそ、日本の建再に役立つものであり自由を尊重する所以でもある、述上の実例はほんの一例に過ない各条項をしさいに検討するなれば、実情に副はん点が枚挙にいとまない、又労働法規に限らず、いろ〳〵な法令、制度は誠に「サイズに合わん洋服」と思う点が相当ある。

アメリカイズム決して否定しない、良いことは大いに採り入れてほしい、決して軍国時代の封建思想を謳歌するものではない、然し我国には我国としての良さがある、須く実態を把握した実状に即した施策をこそ望んで已まない。

もう独立して二年、そろ〳〵「サイズの合う洋服」を着せてほしいものである。

（奈良県商工会議所業務課長）

○○○○○鉄とのり○○○○○

各地で発行のいろ〳〵な、機関雑誌やら、新聞などが編集子の処へ毎日集つて来る。

その中の面白い記事を、蒐集したのが、この記事である。「題して鉄とのり」其の題目は

一、新らしい礼法について（一）
二、碁、うらない
三、憲法改正論
四、働くよろこびへの招待者
五、バランスということ

◆―新しい礼法について―◆（一）

御紹介いたゞきました徳川でございます。この地は私にも関係の深い所ですが、滅多にこちらへは参りませんので、初めて皆さんにお目にかゝるわけでございます。

今日、お招きを受けまして私のお話する題名は「新しい礼法」とひどく固く書かれておりますが、そう難しいことを申上げるつもりはありません。

礼法などというと何かひどく固苦しく思われるかも知れませんが、これを今の言葉で申しますとエチケットとでもいうか、極くわれ〳〵の身く近に感ぜられる言葉なのであります。

戦後ひどく行儀が悪くなつてしまつたといわれますが、よく考えてみますと決してそうではありません。衣食足つて礼節を知ると申しますが、戦争中から戦後にかけて誠に窮屈な生活をしていましたので、そのために行儀が悪くなつたのだと考えられるのでありますが、実際においては決してそうではありません。戦争の前から行儀が悪くなつてしまつていたのであります。

日本は礼儀正しい国だとされていましたが、衣食の足りていた戦争の前においてすら行儀がひどく悪くなつていたのであります。衣食に不自由したから礼儀を失い行儀が悪くなつたのでは決してないのであります。

それは、明治以来の日本の教育が誤つていたからみんな行儀が悪くなつたのです。

われ〳〵は教育、教育と一口に申しますが、人が人となるのには決して教育だけでは十分ではないのであつて、教養ということ――即ち人が社会生活をしてお互いが社会を形成している以上、和やかに楽しく、そしてお互いのことを考えて住んで行かなければならない。そのために必要なのは礼儀作法です。われ〳〵はこの事を教養といつております。

そこでわれ〳〵は、戦争前にあまり行儀が悪くなつているので、これを直さなければならないとやかましく言つて「礼法要綱」というものを文部省で作つたのであります。

私も委員の一人でしたが、これから新しい国際舞台に進んで行かなければならない皆さんに是非とも知つておいていたゞきたい事柄でございます。

なぜ明治以来行儀が悪くなつてしまつたかと申しますと、最初にも申しましたように明治時代は教育が悪かつたからです。

学校に行けば何でも教えてもらえるのだという考えでおつたからであります。以前は学校が不完全で、教育は大体家庭で行われておりましたが、明治以後になつて教育方法が進んで参りましたので、すべて教育は学校でするようになりました。なるほど学校へ行けば裁縫もあるし、かつぽうの時間もあるし、すべてのものが覚えられます。だから家庭の方はどうでもよろしいというふうになつたのが大きな原因であります。

もう一つの大きな原因としては、これはどちらかといえば男の方に責任があると思いますが、豪傑ぶるとでも申しますか目上の人の前でも行儀を悪くして平気でいる。大行は細瑾を顧みず式に偉そうに見せる気質が現われて来たことであります。

学生なんかはよく短かい袴を着て汚ない手ぬぐいを腰にぶら下げて歩いている。そしてその帽子はとみると油をぬつてピカピカ光つているというのがありました

だん〳〵行儀が悪くなつた最も大きい原因は、女学校における作法の教授がかなり行儀を悪くしてしまつたということであります。

学校で作法の時間があつて行儀を教わつているから、家では作法について両親

はやかましくいわなくなるという結果を生んだからであります。

学校の作法の時間は大体小笠原流が主になつておりますが、本当の小笠原流から申しますと小笠原くずれといつてもいゝ位のものです。本当に小笠原流の修業をした人ならいゝのですが、学校で作法の時間を受持つ方は大てい体操の先生か、唱歌の先生か、あるいは国文の先生位で、校長さんから「あなた一つ作法を教えて下さい」といわれますと、それを断つて首になるのが怖いものですから請合うようなことになります。作法にはひどい虎の巻がありまして、先生はおずそれを見て一生懸命自分で勉強して来て学校に出て生徒を教えるというわけです。この虎の巻には小笠原流の一部分を誠にむつかしく書いてあるところがあります。大体が解つていない先生がむつかしいところを教えるのですから、これが行儀を忘れさせてしまつたり、より悪くする原因になりました。ひどくむつかしいことをいつています。たとえば食事の作法で本膳でご飯を食べる作法に例をとりますと、左の手でいと底を支え右の手でフチを押えて目八分に持つて行つて食べる。あるいは二の膳、三の膳が出て鯛の焼ものがついている場合はどうして食べるというような作法が主になつていますが、なか〳〵むつかしいものです。何処でご飯をつけ、どこで汁を飲んでと、こまか〳〵教えます。

ところが教わる方にしてみると、本膳でご飯を食べるのはどの位の回数かというとそう何べんも食べるわけではないのであります。

この地方では東京あたりよりはるかに機会は多いと思いますが、大がい法事のときとか、お祭りの時、結婚式の時位じやないかと思います。結婚は一ぺんだし、法事がお祭りにしてもそういつもあるものではない。そう考えてくると本膳で食べる場合を勘定してみても一生のうちに数えるほどしかありません。こういうところから学校で習つた作法は忘れられてしまい、完全に頭に残つていることは「食事の作法はむつかしいものだ」ということだけになります。学校を出てよその家に行くことになりましても、学校で教わつた作法のことは忘れてしまつて、食事の作法はむつかしいということを思い出し気味が悪くなつて、あつちを見たりこつちを見たりして心配しながら食べるから、ご飯は一向においしくないのであります。

もう一つ皆さんの悩まされたことにフスマの明け立てということがございます。

フスマの前に坐つて、右の手を引き手へかけちよつとあけて左手をタヽミの上一尺位のところのフスマのフチへ添えて、手を変え左手で全部あける、そしてヒザで歩いて向うの部屋へ入りお辞儀をする——というように学校で教わるのでありますが、このフスマだけでもめいめいにやらせていると一学期位はかかり先生は楽であります。一度教えておいてそれを代り番にやらせていれば時間がたつて先生は失業する心配はありません。覚えた方はこんなことはいつ何要でするんだろうと思つている位で、家へ帰つてもそれを実行しないから、知つていてもそれつきりであります。

今日の新しい礼法はそれではいけないのであります。一生のうちに何べんと数える位しか使わないことを覚えても何にもならない、どうしても毎日朝から晩まで使う礼法を本当に知らなければならないのであります。

然らば新しい礼法とはどういうものかと申しますと極めて簡単であります。

今まで学校で習つて一学期もかゝつた食事の作法も私なら十五分位お話すればすぐに全部お分りになると思います。

又学校で一学期もかゝつたフスマの明け立てや障子の作法は、私ならず一分で沢山であります。フスマは立つたまゝ明けてはいけませんという一ことでお終いです。しかしてそれきりではない。そこに「なぜ」という問題があります。なぜフスマの明け立ては坐つてするかといえば、中にお父さんお母さんなりお客さんという目上の人が坐つて話している時に、目下のものが立つて明けては失礼に当るから明けてはいけないというのであります。

立つて明けていけないとすれば、まさか寝ころんで明ける人もありませんし、自然坐つて明けるに決つております。坐るかヒザまずいて明ける——たゞそれだけでよいのであります。

だからといつて今度は自分の部屋へ入るのにいち〳〵坐つて明けるバカはありません。これは立つて明けて構わない。作法には「なぜ」という問題があつて初めて生きて来るのであります。学校のようになぜということはなしに、たゞ右の手はどうして左の手はタヽミの上一尺位のところへ持つて来て、手を代えてどうするというようなむつかしいことを習つているから、作法というものはうるさい怖いものだという気持が起り、作法をやらなくなるのであります。

新しい礼法はむつかしいものでも何でもありません。自分の部屋なら立つて明けても構わないが、お父さんお母さんが坐つて話している時目下のものが立つたまゝ明けてはいけないということを覚えていればよいのであります。これなら誰にもはつきりわかるし、誰でも出来ることです。小さい子供に教えたとしてもその日から実行することが出来ます。

何故いままでの作法がむつかしかつたかと申しますと、小笠原流の礼法家というものが商売になつていたからであります。

悪口をいうとお聞きになつては困りますが茶の湯もそうではないでしようか。

もし宗匠が茶の湯の教え方を考えたなら茶の湯はあんなにもむつかしくないのではないか、「なぜ」ということを入れて教えたらすぐ覚えられると思います。し

かしこれを決してやれません。というのは茶の湯がすぐに覚えられたら誰が宗匠のところへ勉強に行く人がありましようか、私のような作法の教授をやつていては誰が勉強しますか、すぐ覚えてしまい弟子は来なくなります。そうすると商売にならないのでいまゝでの礼法家はなるべくむつかしく教えていたのであります。

むつかしければむつかしいほど教える方は楽ですからお約の持ち方はどう持つというような極く詰らないことを長々とやつて、一年やそこらお茶を習つても覚えられないように教えます。いゝ加減覚えられた時は免状でお金を巻上げるという具合に実にうまく出来ております。

ところが私のいま申し上げているように簡単に「なぜそうするのか」という理由を説明すればお茶ぐらいすぐ覚えますから、あとは練習だけで上手になり宗匠にも誰にも習わなくてもよいのであります。

お茶を習わない人はひどくむつかしく考えてお茶碗はどう持たなければならないとか、三日半で飲まなければならないとか、心配してまご〳〵します。そしてよそへ行つてもなるべくお茶なんか出なくて済めばいゝがと思うようになり勝ちです。

お茶はやはり飲んで楽しむことが主でありまして、それをひや〳〵しながら飲んでいたのではうまくもなんともない。

お茶の悪口をいうわけではありませんがこのごろは堕落したお茶が相当ございます。

幸いにしてこの地区は一般の生活の中に入り込んでおり、少し位むつかしくても心配はありませんが、東京あたりでは決して行われません。宗匠にいろ〳〵むつかしいことをいわれ驚かされるからお茶が生活の中に入るどころではないからです。

いまゝでの礼法は小笠原流の師範に驚かされたので本当の作法の気持が忘れられています。これではいけません。お互いが社会生活を営んで行くほかに外国にも発展しなければなりませんが、その時作法を忘れてしまつては外国人との交際も出来ないことになるからです。

又作法を忘れていたゝめに過去の日本において非常な不利があつたことは事実であります。

たとえば、最高学府を出て留学するために船に乗ります。教育の方はしつかり受けておりますが、教養の方つまりエチケットを知りませんのでまずスリッパをはいて外へ出かけてボーイに叱られる。フロに入ると水を外へ汲み出してはボーイに叱られる。食堂へ膳物を膳換えないで出かけては注意されるという始末でしまいに何をするのも怖くなるのであります。

外国へ行きますと言葉は一応間に合うとしても、エチケットを知りませんからいじけてしまつて外国人とのつき合いも出来ず卑屈な気持になるのであります。従つて折角外国に留学して見聞を広める機会を与えられても、下宿屋の二階にいて大学へ通い講義を聴くだけで、自分の友達の家によばれたりするということは気が引けて出来ないのであります。

下宿と大学の間を往復するだけで向うの本当の習慣とかエチケットを知らずに帰り習つたのは学問だけということになります。

宴会に行つても日本の奥さんは、日本の奥さん同士集まつて隅の方でボソ〳〵話して外国人の間へ行つて交際をしようしない——こういうところに日本人のエチケットの貧弱さから来る卑屈さがうかゞわれるのであります。これではいけません。

お互いが社会生活をしている以上、生活をより楽しくするためにはエチケットが必要であります。ことにこれから先の日本人が外国に発展する上においてエチケットがないために何となく引け目を感ずるというようなことは絶対あつてはならないのであります。

戦争中私は二年半ばかりいまのシンガポールにおりましたが、その時つく〴〵情なく思つたのは官吏や軍人の教養の悪さであります。

軍人は軍服を着ている時は威厳があるが宿舎に帰り軍服を脱ぐと見てはおられないほどの教養の程度の低さで現地人より劣つている場合が多かつた。これがあの人達を統一するとか、民心を把握する上にどれだけ妨げになつたかわかりません。

（以下次号）

（本稿は元侯爵徳川義親氏が、一宮商工会議所で講演せられたものを同所の機関紙第二九号より転載したものである。）

◆——面黒い、碁占うらない——◆

◎「待つた」を連発する人は、軽挙盲動のやからである。信頼するに足らない。

◎碁石をじやらじやら鳴らし、身体を動かし、歌をうたい、まことに騒々しいのがある。

心の定まらぬ人、一事に熱中出来ぬ人である。

◎形勢非となると、ひどく意気消沈し、よくなると忽ち陽気になり、はしやぐのがある。即ち感情に支配され易い人で、軽薄の士とゆうべきである。共に語るに足らない。

◎碁虫を噛みつぶしたように、苦り切つて打つているのがある。（碁は専門家でない限り、趣味であり娯楽であるのに）こんな人には「人生楽しむべし」とゆう語を教えてやり度い。

◎敵の地所に広い所があると必らずその中へ飛び込んでゆく人がある。

これは常に人を羨やみ、常に己れに不満を感じる人である。不平家である。

◎ 切る機会さえあれば必らず切って戦いを挑んでゆくのがある。

これは双に血ぬらずして勝つことが兵の極致であることを知らぬ輩である

◎ 一目たりとも捕へられるのを嫌い、結局大きくして殺すのがある。

一文を惜しんで千金を失うたぐいである。

◎ 既に優勢ときまつてからも尚危険を冒して、敵を取りに行くのがある。

これは「貪ぼつて飽くことを知らぬ」ものであり「勝つて兜の緒を締める」ことを知らぬものである。

◎ 敵に応戦ばかりして、自ら新天地に討つて出ることをせぬ人がある。

これは進取の気性にかけているからである。

人にリードされる人であつて、人をリードする人ではない。

◎ 既に見込のなくなつた石をいじくつたり、隅の方をこせ〳〵侵略してばかりいるのがある。

小事に拘泥して大事を逸する族である。

◎ はめ手でも、ごまかしてでも、待つたをしてでも、勝てばよいんだ、と考えている人がある。

これは目的の為には手段を選ばない人である。話のわからない人である。人生は金だけだと思つている人である。

「きれいな負けつぷり」とゆう粋な文句のあることを教えてやり度い。

◎ 五目の石を助けるのに懸命になつて、二十目の地を失うのをよく見かける。碁のほんとうの意味がわからないからである。

恐らく人生の意味をも考えないともがらだろう。

◎ 所謂口で打つとゆうのがある。敵を怒らせたり、興奮させたりして、その虚に乗じ勝を得ようとゆう筆法である。

自己の実力に自信がないからである。

◎ 敵が強引に圧して来れば来るだけ凹み、じりじり地をなくする人がある。

要するに勇気に欠けた人である。売られた喧嘩なら時には買わねばならない。

◎ 非常に筋のよい碁でありながら、敵にからまれ肉弾戦となると意気地なく負けるのがある。

即ち精神力がなく、七転八倒斃れて後息む、といつた気慨のない人である。

◎ 負けにきまつた碁であるのに、半目の劫まで争そい、最後迄うち、数えてまで見るのがある。

粋とか、美とかゆうことのわからない、味のない人である。

◎ うわ手に弱いが、した手には馬鹿に強い人がある。

お山の大将といつた種類の人で、組織的な勉強をせず自惚れている人である。

◎ 碁に熱中して、茶をかえし、服をこがし、健康まで害する人がある。

道楽の為に伝来の産を破る凶相である。

◆―憲法改正論―◆

憲法改正論は選挙を通じて相当政策的に話題にのぼり国民も亦期待するところがあつたが自由党まず時期尚早を称え〝憲法改正論〟は混沌たる今後の政界に於ばかりを相手にして、所謂赤児の手をねじつて悦にいつている御仁がある。

こんなものは到底上達の見込がないばかりでなく、何をやつても一芸に達する人ではない。

（土ノ子）

（武生会議所会報三二号より）

◎ 上手とうつのを嫌い、いつも下手とつた石を碁笥の蓋にも畳の上にも右にも左にもと乱雑に置き、数えたあとからも探せば何目も出て来るのがある。

これは自堕落で締りのない人である。経済的にも内容の不如意な人である。

◎ 上手とうつのを嫌い、いつも下手

憲法改正論は選挙を通じて相当政策的に話題にのぼり国民も亦期待するところがあつたが自由党まず時期尚早を称え〝憲法改正論〟は混沌たる今後の政界に於て相当に好個の材料として大きく取上げられることであろう。

▼日本の憲法は日本人の手によつて日本の国情と日本の伝統に即して日本独自の憲法でなければならぬことは政党のいかんに拘らず日本人である限りにおいて異議はない筈である然るに今日の日本憲法がメードインジャパンなりとは日本人は何人も思つていない。

▲敗戦という厳しい現実の前に一切の自主権をハク奪された時代にアメリカの日本占領軍の一主権者、マッカーサー元師の手によつて自在に作りあげられたのが今日の日本憲法であることも亦何人も異議のないところであろう。メードインUSAであるところにわれら国民は釈然とせぬ。

▼アメリカ製憲法であるが故に悪いというのではない、一切の自由を奪われた時代に〝望ましいとか、望ましくない〟の金縛りにあつて日本当局の努力にも拘らずマッカーサーの基本線は一歩も崩さずに作りあげられた日本憲法が今日依然として日本国と日本国民を表徴し律する重大なる日本憲法であることにわれら国民は喜ばない。

▲自由党が〝時期尚早〟という所以は那辺にあるかは知らぬ、日本も独立国家となつて満一年を迎えた今日なおアメリカ依存に生きねばならぬとする国情から一にアメリカの鼻毛を読つての結論とすれば余りにも卑屈である今次の総選挙にアメリカの側面援護をうけて漸く二百たらずではあるが第一党となつた自由党としてはやむなき立場と〝卑屈弁護〟をするであろうが国民は断じて承服しないであろう、日本憲法は飽迄日本独自の国民総意の手になる日本憲法であらねばならぬ。

（転才）

（通商産業情報第四七〇号より）

◆―働くよろこびへの招待者―◆

勤労の意慾を沸立たせる「働く喜び」は、どこから生れるのであろうか。それは唯に勤労すれば、その対価として生活の資料が得られると云うだけによるものではない。もしそれだけにとゞまるものとすれば、職場とはおよそ非人間的であり、機構的であり、生きた人間の到底耐え得る所であり得ない。しからば我々が絶えず考える勤めの場の魅力とは何か。それは、意識するとしないとに拘らず、多分に「自己救済の顕現」にある。現代の苦悩にみちた、不安定極まる世情に在つて特にそうであろう。

「あの仲間と腕をくむよろこび」「あの娘の顔をみるよろこび」「この課長を信頼するよろこび」「愚痴り合い論じ合うよろこび」「機械を愛撫するよろこび」「わが社の製品への誇りと愛著のよろこび」等々……四畳半に五人の息づまる家庭生活では、経験することの出来ない興奮と安定感と大きな呼吸の救済を、そこに見出させるからである。個人生活で救われ得ない自己の空白を、集団の中で満たされ、力強く顕現することも出来るからである。

この自己救済の悲願を充たし、これをさらに積極的な生産意慾にまで昂揚させるために、事務所を「他人」の集りから、永久に「わが家」としての共同体への意識にまで盛り上げ、これを持ち続けさせるのが勤労人の使命であつてこそ「働くよろこびへの招待者」としての勤労人の地位は高く評価さるべきである。

（Q）

（鉄鋼労務通信三四七号より）

◆―バランスということ―◆

お読みになつた方も多いと思うが、最近某紙に東大助教授の方が「十二円の飯と五十円のコーヒー」という題で随想を書いておられたその先生が学生をつれて喫茶店に入ろうとすると、その学生は「先生、コーヒーより御飯をごちそうして下さい」という、普段学生食堂で十二円の食事をとつているので、五十円もするコーヒーを飲むより、むしろそれだけ栄養のある食事をしたいというわけで、まことにもつともな主張である、主食足りて後の嗜好品である筈が、近頃の世相はその反対であることが多く、煙草はピースを、コーヒーは上等のものをというように、家庭の食事はうどんを食つていて怪まないというのは、どうも不健全ではなかろうか、須らくこの学生らの物事の順序を誤らない態度を学びたいというような話であつたと覚えている。

近頃、興味をもつて読んだのであるが、考えて見ると、我々大都市の会社員や役人等は大学の先生方に比べると、その生活におけるアンバランスの程度は更に甚しいようである、こう言つては失礼かも知れないが、余り社会的な交際の少い先生方は、せいぜい、一個人の生活において、うどんにモカコーヒー、或いは、バラック住いに、純毛の背広というような矛盾を感ずる程度であろう、ところが、我々が日常経験する生活では、お茶漬とコーヒーのアンバランス位ではない、家では、女房が三尾二十円のさんまを買おうか買うまいか思案している時、亭主はお座敷で、芸者のおしやくか何かで一人前一万円もの料理を「どうも料理屋の料理は、マンネリで」等といい乍らもつたいぶつて食べている、というようなことが平気で行われているのである。何もぜいたくは敵だ、などと野暮なことを言う積りはない、然し、例えば月給二万円の男が、もし一万円を自由に使えと言われたら、果して一夜の宴に消費するであろうか、やはり、家も少しは改造し、ズボンの一着も買い、その上で少し肉でも買つて、家中ですき焼でも、というのが本当の気持ではないだろうか、ところが、大てい月給二万円の男なら月に二、三度は、そういう大した上等の宴会に出ているのが普通である。

いわゆる社用族、といわれるもので、いろいろ世上の非難はやかましいが案外御本人は格別悪意があるわけではなく何となく会社や官庁で一定の地位についておればそういう目に合うことが多いのである。そこで唯さえ個人一般の生活がアンバランスに満ちているのに自分の金と会社の金は値打が違うとでもいうのか公けの生活が増えれば増える程アンバランスは愈々拡大するのである。

個人でも家庭で使うのと交際に使うのとでは少くとも三倍後者はぜいたくであるが、会社で使う金はさらにその十倍はぜいたくである、その調子で地方自治体や政治はさらにその十倍もぜいたくをしている、見栄坊で表面だけを飾りたい気持と、公けのものはむだにするという根強い習慣がたまたま国民一般が貧乏になつて個人の生活が貧しくなつた時代に先ず交際に名を借りて次いでは会社、国家の名において極端なぜいたくをする、それが結局基本的な個人の貧しさを一時的に忘れさせるだけで国全体として見れば実に益々貧しくしてゆくというのが事実ではなかろうか、このことは何も食生活だけのことではないや食生活だけなら、また事は小さいかも知れない、しかしこの考え方は結局、生産会社であれば工場の復旧も進まぬ先に、本社のビルディングだけは立派につくり鉄道であれば

（四八頁三段目へ続く）

解説

中小企業金融公庫法案について

中小企業金融公庫法案は去る二月二十五日の臨時閣議で決定、現下の中小企業の金融難の緩和を図る方針のもとに設備資金及び長期運転資金を供給する独立した金融機関として、来る四月一日から発足が予定されていたものであるが衆議員の解散により次国会まで繰越されることになつた。

中小企業金融については、従来から各方面で論議され、とくに輸出の不振を中心とするわが国経済の後退は中小企業者を深刻な苦境に追い込んでいる現状から政府においても中小企業金融制度の改革が検討され、中小企業に対する資金源の確保と中央機関の強化拡充案として商工中金改組問題が当面の課題として論議された。

ところで、政府機関としての現下の中小企業への長期資金の融資は日本開発銀行の見返資金による中小企業向貸付の他になく、本公庫の設置は中小企業への財政資金を確保する機関と考えられており、この公庫を通じて長期の安定した、しかも低利な資金が融通せられることは、資金難に喘ぐ中小企業者の誰もが渇望するところであろう。しかし、この公庫の設置が運営如何によつては協同組合の系統機関たる商工中金を弱体化し、従来政府の提唱していた中小企業の組織化を緩慢化する方向に働くのではないかと危惧される点がないではない。

かような視角から本公庫の設置には、各方面において種々取沙汰され、又中小企業者の内部においても、賛否両論が交わされているのであるが、本会議所中小企業委員会では去る二月二日に中小企業庁長官を招き、公庫法成案までの経緯及び、法案の骨子について説明を聴取したので以下その説明と、中小企業庁の公庫設置要綱（二十八年二月二十一日）とを勘案の上、要点を纏め、中小企業者各位の参考に供する。

一、公庫成案までの経緯

中小企業の育成振興策として資金難の緩和を図る計画は、客年八月以来政府において種々なる構想が立てられたのである。今その経緯を概略するならば、最初の中小企業庁における構想としては次の如きであつた。中小企業向資金貸付の特別会計を設置して、既存の金融機関である市中銀行商工中金相互銀行、信用金庫等の持つている各々の特色と機能を発揮させ、これらの金融機関を通じて中小企業の合理化資金、設備近代化の所要資金を潤沢なものにするということにあつた。そして中小企業向資金は中小企業以外に流出されないように措置すれば、既存の金融機関で充分効果を発揮できるという考えのもとに二十七年度補正予算及び二十八年度の本予算で、財政資金獲得の要求がなされた。その後議会の解散という経緯を辿つて、予算要求をなした当時の特別会計を設置する方針は、財政資金削減の懸念が濃厚となつた結果、商工中金の強化改組案に変つたのである。この構想では商工中金に二〇億円の貸付を行つてゆくゆくはこれを出資に振向けてはどうかということであり、商工中金は二〇億円の出資があれば四〇〇億円の債券発行が可能になる訳であるから資金に大幅な余裕ができるのはいうまでもない。

しかしこの商工中金強化案は一般の金融機関が貸出すことを困難とする中小企業者に広く資金を流すためには組合貸付だけでなく、員外貸付をやらねばならなくなる。そこで全国の中小企業者の資金需要に占める中金の貸出割合からいつて、協同組合を組織していない中小企業者の金融についても、当然所管当局として考える必要があるということである。一方昨年末の衆参両院において「中小企業振興に関する決議」が行われ、特別会計を設けて中小企業者に長期資金を低利で貸付ける方針が決つたのである。そこで大蔵事務当局と企業庁との接渉の結果、中金強化改組案は棚上にして特別会計設置の考えに切替えたのであるが、実際面において資金の運用を考慮に入れるときに、独立金融機関としての公庫の設置の方が次の諸点よりあるということでその後急速に公庫法案の立法が進められるに至つたのである。

（一）大量の財政資金を確保するためには独立の金融機関を設置した方が有利であるということ。

（二）商工中金との課整については、商工中金が、組合金融であるのに対して公庫は長期資金の金融ということで、その性格からして異なるものであるから矛盾しない。

（三）特別会計であれば運用面には役人が当ることになるが、役人とは絶えず転職する心配がある。そこで公庫とすればその心配が除かれ、資金の運用は安定し、責任が明確になる。

（四）公庫にすれば特別会計のように法に縛られることなく余裕資金は一時貸等も実施でき運用に機動性がある。

二、公庫法案の骨子

（一）目的及び性格

中小企業金融公庫（以下「公庫」という）は中小企業の振興を計るため、中小企業者が必要とする長期資金の金融機関として、一般の金融機関が融通することを困難とするものに融通することを目的としている。

即ち公庫は既存の金融機関から融資を受けることを困難とする中小企業者の直接の融資対象としており、且又、一般の金融機関が貸出を行つていない長期の安定資金を融通するというのが立案の主旨である。

公庫の性格は法人格とし、通商産業省、大蔵省の共管で長期資金の金融機関としての性格を持つ。公庫の役職員は総裁一名、理事四名以内、監事二名以内、職員一〇〇名以内で全部専任とする。役員の任命任期は他の公庫に準ずるとし、役員及び職員の刑法その他の罰則は法令により公務に従事する職員と見做し、その適用を受けることとになつている。

（二）資　金

（イ）公庫の資本金は二十八年度予算案で中小企業金融対策として一般会計からの三五億円と二十七年度補正予算に計上し、商工中金に貸付けた二〇億円の計五五億円、他に見返資金特別会計から開銀に承継された中小企業向債権二十三億円（これは産業投資特別会計から本公庫への出資の形をとる。）但し商工中金貸付分は一度に引揚げず二年間に回収する方針をとり、公庫が設立した際に新に公庫からの貸付金に切替える措置を構ずる。（ロ）大蔵省資金運用部資金からの貸付金五〇億円が予定されている。（ハ）見返資金特別会計から貸付を受けて開発銀行が昨年九月以降中小企業者に貸出した債権二十五億円が開発銀行から本公庫に貸付けられる。（ニ）旧復金分として三五―六七億円の貸付がある。（ホ）昨年暮から開発銀行が中小企業に貸付けた資金十億円。以上の合計額である。

開発銀行からの貸付金は債権として承継される訳になるが具体的な範囲、時期、その他の細目は政令で定めることにしている。（公庫設置要綱案第十）

今年度の運用資金としては一般会計からの三五億円と大蔵省資金運用部からの貸付金の五〇億円と、各関係機関貸付金の回収金として約二〇億円が推定されるので合計一〇五億円程度が見込まれている。

（三）貸付の条件

（イ）貸付金の使途　一年から五年の長期資金で設備資金に限定せず、長期運転資金についても貸出を認めることにしている。最初の立案は設備資金だけについて貸付けることであつたが、実際面で運用の万全を期するために長期運転資金についても貸出すことにしている。現実の問題としては長期の運転資金の貸出は銀行の貸付金と肩替りされ易いので、銀行の救済に終るとも限らないから注意を要するのである。

（ロ）貸付金額　一企業者の場合貸出累計一〇〇〇万円、中小企業等協同組合、調整組合若しくは調整組合連合会等の組合を対象とする場合は三〇〇〇万円までを貸出限度とする。

（ハ）金利　借受人の利率は年一割を基準とする。

（ニ）償還期限　一年以上五年以内（特に必要ある場合は、五年以上とすることが出来る。）

（ホ）据置期間　一年以内。

（ヘ）担保　原則として不動産その他適切な担保を徴する。但し担保を提供することが著しく困難であると認めるときは、保証人を以つて担保に代えることができる。

（四）貸出方法

商工中金、信用金庫、相互銀行、市中銀行などを代理店とする業務委託を行い、公庫は直接貸を行わない。代理店となる受託金融機関は、その選択によつて左のいずれかの方法によることができることになつている。（公庫設置要綱案第七）

（1）貸付に関する業務の全部を委託する方法。

（2）貸付に関する業務の一部を委託する方法。

従つて公庫と代理店である受託金融機関との間には（1）、（2）二つの方法が考えられており、（1）、（2）の受託金融機関と公庫との関係は自づから貸付金についての責任の程度により手数料を異にするものであるが、（1）の場合貸出の決定権を受託金融機関に行わせるかどうか、又（1）、（2）の場合の資金の回収責任をどの程度にするか、手数料をどのような割合にするか等については確定的な法案の決定を見ていないが、現在の構想としてはその（1）は代理店がその貸付金の八〇％を回収する責任を持ち、その手数料は四分五厘とする。その（2）は代理店が三〇％を回収する責任を持ち、手数料は三分とする。これらの最終的決定は公庫の業務方法書で規定される。そして公庫は、四半期毎に金融機関別に資金の枠を設けることになつている。

（五）貸付の対象

公庫設置要綱によれば、貸出の対象となる中小企業者の範囲を次のように規定している。

（イ）資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並に常時使用する従業員の数が三百人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三十人、鉱業を主たる事業とする事業者については千人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業を行うもの。

（ロ）中小企業協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合及その連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの。

（ハ）医業を主たる事業とする法人で

（二九頁三段目へ続く）

解説

◉金融、あの手、この手○○。

営業資金に悩む中小企業者の為に此程、県の商工課と信用保証協会と共編で「資金借入申込の手続方法について」と題するパンフレットが刊行せられました。内容を拝見しますと誠によく判る結構なものでありますので、其大要を請売いたします。

はしがき――……はしがきを見ると……

金融機関との取引経験のない方は、「金を借りる手続が面倒で云々」とよく耳にする。

これは貸す方の立場を考えない言分である。

貸す方になつて考えると「どこの馬の骨だか」（これは失礼）判らん人に、大切な金を融通するのだから、慎重に相手の人柄、事業内容や、経理状況など調べた上でないと貸して呉れないのは当然のことである。

冗談じやなく、ほんとうに借りようと思うならば、どうせ少々の手続き位い面倒がらずに誠意を示して、貸す方に協力せなければいけない。と云うような意味の、事柄が書いてある。

そこで市中銀行はさて置き、中小企業者専門の金貸し屋さんの、借入手続を示したのが此のパンフットであります。

先づ第一に「**商工組合中央金庫**」であります。

商工中金の貸出業務には①組合（中小企業等協同組合法に基く組合）の事業上必要な長期及び短期の運転資金、設備資金の貸付　②組合員えの転貸資金の貸付　③組合員の個人に対する直接貸付とに区別されているが借入の形式や申込手続には差別なく別紙様式による申込みを行えばよいわけである。但現在の所③の直接貸付については自分の所属している組合の同意書が必要である商工中金側としても組合育成の見地から二次的な取扱方針をとつており余程特別の事情なき限り融資決定を差控えているからこの場合は予め商工中金との話合が必要である。

借入の手続は、借入申込書の外に左の書類の添付が必要であります。

一、沿革の大要（組合設立ニ至ル迄ノ経過ト設立後ニ於ケル変遷ノ大要ニ付テ記入セラルコト）

①組合成立ノ動機

②組合育成ノ今後ノ見透及現状

（内部組織構成状況）

一、現在組合員数及地区内未加入者数（同業者数モ附記スルコト）

一、定　款

一、理事並ニ監事ノ氏名及住所

一、理事長並常務理事ノ略歴、関係事業及年齢（役員全員ニ付イテ明記、尚別紙トシテ役員個人資産調査書添付ノコト）

一、組合員名簿（出資口数、住所、職業ノ外若シ判明スルナラバ組合員ノ年取扱高ヲ附記セラルヽコト）

一、最近三ケ年間毎年度ノ事業報告書、財産目録、貸借対照表及損益計算書（前年度以後最近迄ノ分ヲモ提出セラルヽコト）

一、借入申込金ノ使途明細今後ノ事業計劃並ニ収支予算

一、担保物件明細書（役員個人の宅地、建物、工場、有価証券等）

一、工場実態調査表（別表ノ様式ニヨル）

以上各種の書類の様式は省略します。

次には「**国民金融公庫**」でありますが。

国民金融公庫の貸付条件は、普通貸付、厚生資金貸付の別により申込様式及手続方法を異にする。

普通貸付には、借受人の資格、貸付限度等により甲種、乙種の別があるが申込様式は甲乙の区別なく個人と会社法人とに区分している。即ち保証人一名以上であつて別に担保を徴しない貸付については別紙（A）の申込書に必要事項を記載すればよいので添付書類を必要としないが、連帯保証による貸付、又は担保を必要とする（一〇〇万円以上担保を必要とする）最高限度二〇〇万円迄の融資については別紙（B）の様式により通常会社法人の企業体を対象とした申込方式を執つておりこの場合添付書類として　①定款写　②株主名簿　③最近の仮決算書、残高試算表、財産目録等を必要とする。

厚生資金貸付については戦災者、引揚者、生活困窮者を対象とする貸付の性格上厚生省の所管となつており県としても厚生課で取扱つているから詳細同課え問合せること。

この分の様式も省略します。

第三には、**信用保証協会**でありますが。

事業資金借入に際し、借入人の信用補強機関である信用保証協会えの保証申込手続きについては次の順序による。

①別紙の信用保証申込書及びこれに附属する状態申告書、同内訳書、諸税納付状況等書類に必要事項を記載した上協会に提出する。

②申込書類に基き協会職員が実地調査を行う。

③調査完了後その結果に基いて、協会役職員、県側係員、金融機関三者によつて構成される信用保証協会審議

会の審議にかける。

④審議の結果適当と認めるものに対し協会より保証書を金融機関に対し送付する。

⑤金融機関は、保証書を得て融資の手続をとる。

第四には、こんな**融資制度**もあります。

定期積金等を担保にする小口融資制度

一、趣　旨

本県下中小企業特に商業サービス業者に対し毎月無理のない月掛定期積金（之に準ずるものを含む以下同じ）を実施せしめ其の見返りに奈良県信用保証協会の保証により資金の融通を図るものである。

二、要　領

イ、資　格

本県内の中小企業者で本県内金融機関に対し一ケ年満期の月掛定期積金を三ケ月以上確実に契約通払込んだ者

ロ、融資の方法

①担保及保証人

1、金融機関に対しては当該定期積金を担保として提供せしむ此の場合の担保の手続は総て金融機関に於て為し本協会に対しては場合によつて別に担保物件の提供をせしめる事がある。

2、本会に対し連帯保証人として二人（法人の場合は原則として全役員）の保証人を要する。

②資金の用途

事業資金（主として運転資金なるも設備資金を含む）

③融資額

融資金額は拾万円以下とするも特に必用と認むるものに付ては弐拾万円迄増額する事が出来る。

前項の融資金額は当該定期積金の契約金額以下とする。

④利息及保証料

1、金融機関の貸付利息は取扱金融機関の定むるところによるが、可能なる限り低額とする事

2、本会の保証料は日歩五厘とする

⑤保証期間

最高限度は九ケ月とし掛金満期日を保証期限とする。

⑥弁済方法

貸付金の弁済は当該定期積金を以てする。

ハ、申込方法

保証申込は契約金融機関に当該定期積金証書を差出して保証申込書の用紙を受取り必要な事項を記載の上之を其の金融機関に提出する。

然し本会へ直接保証申込書を提出する事もできる。

金融機関は適当と思われる申込に対しては意見書を附して本会へ送付する。

ニ、保　証

本会の信用調査により適当と認めた者に付保証をする。

ホ、貸付（融資）

貸付方法に付ては証書貸付又は手形貸付の何れかの方法による保証料は証書貸付の場合には例えば三ケ月毎に手形貸付の場合には其の書換毎に其の期間内の分を前受（前払）する

ヘ、其　の　他

貸付を受けた後契約通其の定期積金を履行しない時は借主は期限の利益を失うものとする。

本制度による保証は昭和二十八年三月一日より実施する。

もう一つ、**中小企業信用保険制度**による借入もあります。

この保険制度は政府と金融機関との保険契約ですから、保険つきの借入を受ける場合でも借り手として特別の手続が必要でなく通常の借入の手続だけで十分なのですが、借入申込と共に保険にかけるように意志表示をする必要があります。

たゞこの制度によつて借りる場合借り手は宣誓書を金融機関に提出しなければなりません。

この宣誓書は、保険つきの貸付金額が法律で定めている三百万円乃至一千万円をこえていないということを内容とする簡単なものです。（これだけでは一寸判り兼ねると思いますので御出下さつたら御説明致します。

◎最後に資金借入上の注意事項として、左記の通り述べられています。これはどこからお金を借りるにしても、必要な事柄であります。御熟読を望みます◎

資金借入に付特に注意すべき事項

一、返済能力を超えた資金借入をしないこと。

二、確実な資金計画（資金の融資をうける事により資金が潤滑に運転し事業の見透しが明確に握める）をこと建と。

三、旧債の肩代り資金でないこと。

四、自己資本の充実に努めること。自己資金の基盤に立つ借入金でなければならない。

五、帳簿を整備し、常に自己の経営状況を把握し得ること。

六、協同組合にあつては、協同精神に徹し、役員間の協調が緊密であること。

七、金融機関との取引を進めること。例えば、商行為上においてもでき得る限り金融機関の窓口を通じ信用の向上につとめること。

（註）従来の金融機関側では、中小企業の融資申込に顕はれている欠陥として次の点を指摘している。

（イ）何の為に資金を必要としているかポイントがはつきりしていない。

（ロ）資金需用計画に具体性がない。

（ハ）力不相応の計画を立てゝいる。

（ニ）中小企業者には経験家が多い、自分の経験を主張して強引に頑張る、経営に科学性がないため融資対象として不安である。

（ホ）受入態勢が整備していない申込を受けても、審査するにもつかみどころがない。

（ヘ）中小企業者は自己の病根が何処にあるかを知らず、困難はすぐ融資に直結しているといつた考え方をしている。

經營

初めて青色申告をする人のために

青色申告と税務行政

青色申告の制度は、皆様もよく御承知のとおり、昭和二十五年にシャウプ勧告によつて誕生したのである。その当時の税務行政を顧みると、おほずかしい次第であるが、経済情勢の混乱期に直面した関係もあつて、いま考えてみると、幾多反省しなければならない点があつたように思われる。それらの点については、微力ながら絶えず改善することに努力を重ねてきたのであるが、なかなか我々が考えても満足すべき状態にはなつていないようである。ようやくにして最近、板についたというか、平常化されてきた感じがする。まだ諸般の事項について、さらに検討をしなければならない点が多いように思う。今日の状態にまで進歩改善されてきたことについては、すくなからず青色申告者の方々の深い御理解と御協力によるところが多かつたものと信ずる。

現在の状況から申上げれば、青色申告者の数は全体の納税者の一割程度できわめて少数であるが、理想からいえば、もちろん全体の納税者が青色申告をすることであるから、青色申告が原則になるような時代が一日も早くくることによつて、真に民主的な税務行政が拡充されることを願望している。

明るい経営と適正納税

「税務署がいつ調査にくるかという恐怖心を絶えずもつていた以前に比べると、税金の一割や二割くらいでは買えない有難味がある」とつくづく述懐した青色申告者があつた。おそらくこれが青色申告をしている者のすべての声であろうと思う。

従来わが国の中小企業者のほとんどが、正確な記帳をもたずに非科学的な経営を行つていたために、経営内容を科学的に正確に知ることなどはもちろん、どの程度の利益があつたのかもきわめて大きな計算しかわからず、納税期にはいつても不安と焦燥に苦しめられていたといつても過言ではなかろうと思う。ところが「青色申告をすることによつて、自分の経営が鏡にうつしたように明瞭になつてきたし、損益状況も税務署の調査をまつまでもなく自分でわかるようになり、計画にもとずいた経営ができるようになり、業績も順次上昇してきている」と喜んで話される青色申告者が増加してきている。

しかるに「青色申告をするとかえつて損をする」ということをいう人も、ごく少数はあるようであるが、これが単に白色でぼかしておいた方が税が安くてすむという考え方であるならば、元のような不安なメクラ経営によつて商売に行詰りをきたすばかりか、正直者に馬鹿をみさせてはならないために我々が苦心している調査によつて、はじめて自分の軽薄さを知り、その人こそ青色申告に転向せざるを得ないのではなかろうか。

このような意味からいつても、また税法上も特別な恩典を与えていることによつて青色申告は擁護されており、一般の白色と比較すれば納税上非常に有利になつていることを考えあわせ、この機会に青色申告を申請されることをお奨めいたしたい。

努力と誠実さ

「難かしくてできそうもない」と考えている方が非常に多いようであるが、初めて青色申告を申請する方が、専門家が記帳するような帳簿を望むところに無理があり、むずかしさがあるのであつて、まず間違いなく金銭の出入を克明に記録することに努力されることが順次進歩をはかる要諦である。面倒臭さがらずに、この努力と、そしてすこしでも完全な記帳をしようという研究心と熱意とがあるならば、何カ月かの間には自分でも満足できるような、また税務署でみても納得できる記帳ができるはずである。

その努力にもまして特に要望しておきたいのは、正直でなければならないことはいつの世の中でも当然すぎることであれにもかゝわらず、今日の社会情勢の中では、やゝもすれば不正直者が得をするということがないともいえないので、あたりまえの正直さがなかなかむずかしいことになつている時代で、本当に毎日を正直に生きていくことが、どんなにか勇気と思い切つた努力とを必要とするか、十分に識らなければならない。

しかしながら、青色申告を初めてされる方には、一にも二にもこの誠実さをもつてもらわねばならない。

したがつて薄記の研究とか、税法の知識がいくら徹底していても、不誠実な記録では、まつたく無価値なものといわざるを得ない。反対に記帳技術は多少劣るところがあつても、まつたく誠実にあふれている帳簿は高く評価していくべきものと考える。

青色申告の制度は、納税者と税務官吏がお互いに信頼しあうことによつて、はじめてその成功が約束されるのであつて、その相互信頼は誠実の上にのみ組立てられるものであると信ずる。

したがつて、かような意味からいつて、この制度に賛意を表されて、青色申告をされた方々をはじめとして納税者全部の方々とともに、ともども明るい信頼される税務行政の確立を一日も早くはかりたい。

（東三法人会会報第七三号より）

經營

買い物明暗想一つ二つ

○明るい場面

或る電車の乗換駅の売店で、筆者が「週刊雑誌」を買い求めようと、三十円出して、うず高く積んである雑誌を取ろうとすると、店番のおばさん「あゝそれはほこりがついてます。下のきれいなのを、お取り下さい」と自分で引抜いて呉れた。

（停車駅の一現客にさへ、この親切さがある、誠によい買物をしたことでした。）

○暗い場面

奈良市内の或る書籍店で、其の店のおかみさんが、塵払を以て、バタ〳〵掃除をしてゐる、開店間際の朝の九時頃の情景である。そこへ一人の婦人が「主婦の友」の積んである下から引抜こうとした。おかみさん早速「どれでも、一しよだす。上から取つて貰はんといけまへん……」婦人は赤い顔して代金を払ふなり、飛んで行つてしまつた。

（成る程、どれでも同じだろう。けれど一番上のは、ほこりもついていようし、色も多少は、はげている、同じ買うならきれいなものがほしい。尚更婦人の人はそう思はれることに無理はない。又これが人情であろう。今買つて行つた婦人は再び此店では買はないであろう。）

○明るい場面

大阪の或るデパートの洋傘売場での事、一人の婦人が男物の「コウモリ」を開いたり、すぼめたりして、撰つている売場に居つた一女店員が、傍に走つて行つて、私もよらして頂きますと云いながら、婦人と共に一つ一つ開いて見て、骨の所やら用布などに疵が無いか、よく調べて婦人に見せている、婦人が気に入つたのがあつたらしくニコ〳〵として、「どうも有難う、これ頂きます」と店員に代金と一しように、品物を渡した。店員はもう一ぺんこの品物をよく点検して丁寧に包装している。

（お客の立込んでいる時には、この親切、このサービスは無理だろうけれど手がすいていれば、これだけのサービスは誠に嬉しいものである。）

○暗い場面

奈良市内の或る洋品雑貨店での情景：サラリーマンらしい一人の若い紳士（服装から見て、あまり高級者でないと筆者は見たは、ひが目か）しきりに三足一束何円かの靴下をひつくり返して撰つている。

店のおかみさん、一寸奥の方から声あり「そないに、ひつくり返さんでも、みなおんなじだつせ」

若い人は、こわい顔してすご〳〵買もせずに立去つて行く。（おかみさんに一言申上げたい。……「これでは百貨店へお客は流れまつせ。」

（二五頁より）

あつて、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの。（前二号に掲げるものを除く）

（二）調整組合及び調整組合連合会

資本金一千万円以下の会社又は常時従業員三百人以下の規定は、このいずれかの条件に該当すれば中小企業者の範囲と解されている。従つて常時従業員が三百人以下の会社であれば、その会社の資本金が一千万円以上であつても融資を受けることができる。

（東京商工会議所機関誌「東商」三月号より）

聲

○お提灯持ち

戦前は会議所の一つも無かつた奈良県に、戦後は奈良市にたとへ一つでも出来たのは、奈良県産業のため誠に結構なことであります。

然るに会議所は、会費を徴収するだけのものであると酷評する人もあるが、私はそうは思はない。成程知らぬ人はそうも思はれるが、一度会議所を尋ねて見なさい。金融のことや、税金のことや、取引のことなど、それは〳〵親切に教へて呉れます。

勿論現在の奈良の会議所の一ケ年の予算や、従事する職員さんの陣容では県庁や市役所と較べものにならず、大々的な仕事の出来んことは当然であります。期待する方が無理かも知れません。

会議所の活動には業者の理解が入ります。そして協力が入ります。今時の商工業者、これからの商工業者は、会議所の会員位に入つて居らないと、肩身がせまいことになりはしませんかと申上げたい。

我々のスポークスマンとして、我々の会議所として、お互にもつと関心を持つべきでせう。

（小企業者）

ねむけ・さまし

◎面白い變つた税金

もともと租税制度というものは、その国のおかれている自然的条件や政治的、社会的、経済的条件に制約されて、それぞれ独自のニュアンスをもつてしかるべきものなのであるが、やゝこしい課税原則が次々に打樹てられ、各国が同じ資本主義経済の基調の上より合理的な税制を求めて互いに切さ琢磨して行くうちに今日みるような一定の型が出来上り、ニュアンスは色あせるとともに、いわゆる珍税なるものある姿を消して行つてしまつた。税金といえばとる方も、とられる方も直ぐに眼に角を立て神経をとがらす昨今の状態をみるにつけ、のんびりとした、むしろ一片のユーモアをたゝえた昔の税金が懐しく偲ばれるのも筆者一人ではあるまい。

門窓税・三段階税

所得税がようやく弧々の声をあげた十八世紀末から十九世紀初頭においては、真に珍妙な形をとつて誕生した。その代表的なものがフランスの「門窓税」英国の「三段階税」である。前者は地租に対する補完税として始めてフランスに登場した直接税であり、各人の所得を間接的に捉えんとして家屋の門窓の大いさ及び数に応じて課税したものである。このために当時の建築様式に一大変革をもたらし、窓を出来るだけ少く、且つ、小さくした奇妙な建物が出来上り、今日でもパリーの裏街を歩くと屋なお暗しといつた家が残つているという。後者はいうまでもなく一七九八年に時の宰相ウイリアム・ピットが創設したもので今日の所得税の濫觴をなすものであるが、これはさきのフランスのそれよりはもう少し精密で、下僕の使用者、馬車、乗馬等の所有者はもちろんのこと、犬、時計の所有者もこれを高額所得者とみなして課税したわけである。直接に個人の所得に立入つて調べること「検察官方式」であるとして断乎これを拒否した当時の実状からして、こうした外形標準によつて間接的に所得をとらえるしか途わなかつたのであろうが、それにしてもなんとのんびりとしたユーモラスな課税方法であることよ、といゝたくなる。あに計らんや、これが今日われわれを苦しめている所得税に成長しようとは、いやはや！

お古いところはこれくらいにして、さて今日各国で行われている租税の中から珍税に属するものを少しピック・アップしてお目にかけるとしようか。ところで名実ともに珍税だと称賛するに値するものといつてはおいそれとは見当らない。一寸変つた名前の税金があると思つて中味を調べてみると、わが国のそれと大して変映えのしないものが案外多いのである。たとえば「賭金算器税」というものものしいのが中南米諸国や西オーストリヤにある。これも中味をわつてみれば競馬等の賭金税にすぎない。また西ドイツを始めアルバータ、ニューブランシック等の国々には昔から「防火税」というのがある。字義通り訳すと「火災を防止する税」となり、何だ税金か消防署の代りをつとめるみたい。

ナチス及びソ連の税

ドイツでもナチス全盛時代にはなかなか珍税に値いするものが多かつた。一九三三年六月に行つた「結婚奨励税」などもその一つである。これは租税の面から人口増殖をねらつたもので、成年に達した未婚の独身者に対して、通常の所得税のほかにその所得額の二%から五%までの特別税を課し、結婚すれば直ちにこれを免除するといつたちよいとエゲツなとものである。租税を人口政策の一環にいり入れている国は多い。たとえばフランスやソ連は子供が多くなるほど控除額を大幅に引上げたり、税額を引下げたりしているが、税金でおどかして結婚を奨励するというやり方は、ナチス以外にはちよつと見当らない。これと少し趣きは違うが、ソ連では今次大戦中に「子無税」というのを設けた。これは子供のない夫婦者に特別税をかけ、いやなら大いに子供を産めという税である。人口増加で四苦八苦の日本からみれば、夢の国の物語であろう。とはいえ、税金で追いまくられていやでも結婚し、そのえ子がなければないで、税金で尻をたゝかれるのもいゝものではあるまい。同じく今次大戦中、ソ連やイタリーでは「独身者税」というものを設けた。これも二十歳以上四十五歳以下の男子独身者を納税義務者とするものだが、課税の趣旨は結婚奨励にあるのではなく、兵役を免れた者に対してかなり高率の特別税を課さんとするもので、ナチスが一九三七年に行つた「兵役税」と同じものである。話はちよつと古いが、一九三〇年当時の経済恐慌の対応策として、ドイツがとつた「外国逃避税」や「資本逃避税」も、ちよつと他国に例をみないものであろう。これは外国へ逃避した者や、逃避した資本に高率の罰金的税を課し、これの納付を怠つたものは禁錮に処せられるほか、全財産差押えの罰を課せられたものである。

（東三法人会会報第七二号より転才）

聲

◎青色申告小感

税金に苦しみながら青色申告制度を利用して居らない商工業者が相当多数あるそうですが、これは全く食わず嫌いとでも云うのでしようか。

私は合理的なこの制度に依つて納税しているが、お蔭で、不当だと思う税金は納めていない。納めなくても済んでいる。企業者が青色申告に依つて納税することは合理化の一つである。

記帳が六ケ敷いとか、めんどうくさいとか、これではお話しにならない、税金の為だけでなく、お金を借りるにも記帳なくしてはどの金融機関でも相手になつて呉れない。この程、会議所が斡旋した青色申告会が生れたのは誠に結構なことである。税務署のお提燈持ちをするわけでないが中小企業の皆様におすすめする。

（青い鳥）

○努めてもまだ努めても努めても
　努め足らぬは努めなりけり
○折々は遊ぶいとまのある人も
　いとまなしとて交誼ぬかなかれ
○目鼻口手足は人の並なれど
　心一つで廃る体ぞ
○朝夕に顔と手足を洗うなり
　心の垢もすゝぐべきなり

○商工部の設置を望む

奈良県の商工行政は、経済部の一課である商工課が、一切の仕事をやつて居られるが、経済部は食糧課、農業改良課、畜産課など、農業関係の課が多くあつて、経済部長はどうしても大部分を之等の農政方面に掛つて居られるのではあるまいか。これは事務分掌上致方の無いものと云えばそれまでであるけれど、この結果として商工行政がどうしても貧困にならざるを得ないのではあるまいか。我国の真の独立は、経済のほんとの自立が第一の要素であり、経済の自立には輸出産業の振興を、さけばれている現在、県当局の飛躍的な政策が望ましい所から、商工部を新設して、商工行政機構の強化を我々中小工業者は切に望むものである。

（町工場の主人）

ねむけさまし

主食と日本人

日本人は二千年来米を食つている。明治二十年ごろは、小学校では「三千余万あにおとどもよ」とうたつたが、明治三十七年頃は「同胞すべて五千万」とうたつた。ところが、内地米の産額を見ると明治二十四年が三八一八万石、明治三十六年が四六四七万石であつた。一人で一年に米を一石たべるとすると、明治時代までは内地米だけで、どうやら総人口が養えたわけである。

その後、人口がどんどんふえたが、昭和十三年では内地米が六五八七万石、台湾米が九八二万石、朝鮮米が二四一四万石、あわせて九九八三万石もあつたから、日本人は主食には不自由せずに、腹いつぱいめしがいただけ、酒にも大いにありつけた。

それが、今日ではどうであろうか。八千五百万人もの人間が四つの島に耐ずめになつているのに、内地米の産額は、いぜんとして六六〇〇万石、でざつと二割七分の不足である。このために毎年二五〇〇万石の外米を、どうしても南方から買わねばならぬが、その外米代は驚くなかれ、一二四〇億円である。

いつぽう外貨の稼ぎはどうかというと、特需が一四四〇億円、アメリカの兵隊さんが落すおみやげ代、飲食費、パン代しめて七九二億円、貿易は八方ふさがりで毎年へつている。五万人のパンが一人一年四〇万円稼ぐとして、ざつと二〇〇億円である。パンパンさんに米代の一部を稼いでもらうとはなんと情けない語ではないか。ここに日本人の主食の深刻な問題がある。

昭和二八年二月五日発行、安田徳太郎著「人間の歴史　第三巻」所載

（ねむけさまし）

◎四計の訓

○一年の計は春にあり
　春、即ち新春、一月に目標を定める。
○一日の計は寅にあり
　寅……寅の刻（午前四時）既に今日の活動の目標を立てる。但し朝寝坊はあかん。
○一家の計は和にあり
　和を以て尊しと為す。……家庭争議はあかん。
○一身の計は勤労にあり
　働く歓喜……働ける者の幸福、働かざるものは食ふべからず。

ねむけさまし

◎商工業者と縣費

此の程、会議所事務局の調査係が調べた所に依ると、奈良県の商工業者と農林漁業関係者と、どういう割合で、県費を負担し、又夫々の業界の為にどれだけ県費を費われているかは、左記の通りになります。

但しこれは昭和二十七年度県の予算です。

○奈良県の予算総額
四十一億三千百五十七万円であつて

○右の内商工業者の負担は
四億三百四十七万円で、約九、八%
（一割弱）
（但しこれは個人法人の事業税である）

○同農林漁業関係の負担は
六百六十八万円で、約〇一六%
（一厘六毛弱）
（但しこれは事業税、立木伐採税、特別漁業税である）

○奈良県の予算の内どれだけ行政面に費消せられているか。

○商工業関係行政費に
四阡七拾八万円で約〇・九九%
（九厘九毛）
（但しこれは、商工業費、貿易振興費商工館費、工業試験場費等である。）

○農林漁業関係費に
五億五阡二十三万で約一三・三〇%
（一割三分三厘）
（但しこれは、農業費、農業団体費、畜産業費、蚕業費、農業試験場費、農業伝習所費、経営農場費、種畜場費、種鶏場費、蚕検定所費、蚕業取締所費。蚕場試験場費、蚕種農場費、水産業費、養鱒場費、林業費、農地調整開拓費、耕地費等である。）

◇會議所の貸ホールを御利用下さい

場所は電車の駅前で、最も便利な奈良市の中心地、当商工会議所の三階には
大ホール　収容人員　三〇〇名
中ホール　〃　五、六十名
小ホール　〃　三十名
夫々各部屋に相応しい椅子、テーブルが完備しています。
組合の総会に、又は役員会に。会社の総会各種の講演会や懇談会などには至極好適です。
皆様の御利用をおまちしています

「テレビ」時代来る

（然し大衆化は未だし）

ラジオも、愈でテレビヂョン時代が、やつて来た、然し一般大衆にとつては、お値段が問題である。

今年生産せられる一番安いセットで八万三千円、高級品で二十万円、一寸だれでも手が出せない。

三年後には四万五千円位になるらしい、これを何ケ月かの月賦で売出されると誠に好都合ではある。

さて「メーカー」の生産計画は左の通りであるそうな。

（郵政省の調査を一寸拝借）

○生産台数

年次	A社	B社
二十七年	一〇〇台	六〇台
二十八年	三〇〇〃	一、三三〇〃
二十九年	五、四〇〇〃	三、五〇〇〃
三十年	一三、〇〇〇〃	六、〇〇〇〃
三十一年	二七、八〇〇〃	一三、〇〇〇〃
三十二年	一八、〇〇〇〃	一八、〇〇〇〃

○平均価額
年次　七吋　一四吋　一七吋
二七年　八、三千円　一、七千円　一四、〇千円　八、一千円
二八年　五、三〃　七、四〃　九、〇〃　二、九〃
二九年　四、三〃　五、八〃　七、二〃　九、四〃

尚二十吋の一番大型で、廿七年―二十万円、廿八年―十二万八千円、廿九年―十万一千円だそうである。

◎投稿歓迎

会議所に対する、御意見や、御注意は勿論、随筆、論文、笑話、其他のコントなど、なんでもどし〳〵御投稿を歓迎いたします。

○宛は奈良県商工会議所業務課商工だより編集部宛。

○採、否掲載順などはお任せのこと。

○紙上匿名は御随意ですが、原稿には必ず、住所氏名年齢を御明記のこと。

―☆―☆―☆―

◎廣告規定

本誌は、県内は勿論、全国各所へ配本して居りますので、信用あるお店を御紹介のため、左の規定に依り広告を取扱つて居ります。御希望の方は御申込下さい。係員参上致させます。

一、四分の一頁　一ケ年五千円（年四回発行）

二、一ケ年契約を原則としますが、御都合で、一回限りでもお取扱いたします。此料金は壱千五百円頂きます。

三、掲載場所の御指定は三割増しであります。

会議所

二十八年度の事業計畫と予算

奈良県商工会議所では、昭和二十八年度の事業の計画と収支予算を去る三月の通常総会で決議せられた。それは左記の通りで今後の活躍を期待せられてゐる。

先づ基本方針として

独立第二年を迎へた我国は、一応自主的な歩みを始め得た態勢ではありますが、世界の風雲は急であり、本年度も亦復雑且つ困難な様相を呈することでありませう。

此の秋に当り国民経済を安定し、自立経済を達成する方途は、やはり個々の企業面に経営の合理化を促進し、設備技術の近代化に依る生産コストの切下げ及品質の向上を図ると共に、円滑なる金融の操作と、資本の蓄積に依つて経済基盤の充実に努め、常に視野を国際情勢に求めて、対外市場の動向を察知し、輸出貿易の振興を図り以てお互商工業の繁栄を期するの外はありません。

昭和二十八年度の当所の事業計画も、此の線に沿つて強力に推進したいと存じて居ります。

此の具体的計画の概要を列挙致しまするなれば大凡左記の通りであります。

記

一、交易振興対策に関する事業
1、県内物産の輸出見本市又は卸見本市等の主催及共同主催をして製品の販路拡張に努める。
2、中小企業に相応しき簿記、会計、税制に関する長期講習会を主催する。
3、珠算の普及、奨励のため全国検定試験施行に参加し県内に於ける試験を主催すると共に機を見て競技大会を催し珠算能力の向上に資す。
4、青色申告会の結成に斡旋を為し其の運営に当る。

五、観光面に関する事業
1、観光に関する座談会、懇談会等を催し又は宣伝に協力する。
1、金融、税務、経理、経済法規等企業経営上必要な事項に付相談所を設け指導と其の斡旋に努める。

上野清治	株式会社　天理時報社	山邦郡丹波市町
仲忠一	金物商	山辺郡丹波市町
生駒地区（七名）		
戸口健次郎	戸口繊維工業株式会社	生駒郡山町
奥田竜一	奈良県竹材工業株式会社	生駒県北倭村
吉川久一	吉川組	生駒郡郡山町
谷正房	株式会社谷織布工場	生駒郡郡山町
中本興嗣久	中本酒造株式会社	生駒郡北倭村
草可秀雄	草可博文堂	生駒郡郡山町
小阪雅庸	織物業	生駒郡郡山町
磯城地区（六名）		
西垣愛太郎	西垣林業株式会社	磯城郡桜井町
山口隆三郎	金物商	磯城郡桜井町
福山幾蔵	奈良県貝釦製造株式会社	磯城郡川西村
秋山豊孝	ボール工業所	磯城郡朝倉村
森井徳吉	製麺業	磯城郡桜井町
杉本逸二	呉服商	磯城郡柳本町
宇陀地区（一名）		
勝村正一	醤油醸造業	宇陀郡榛原町
高市地区（六名）		
岡村源太郎	岡村印刷株式会社	高市郡越智岡村
高井明二	高井メリヤス株式会社	高市郡天満村
安田秀夫	コクキゴム株式会社	高市郡今井町

2、模範観光地の施設、経営等調査のため視察団を組織する。
3、観光従業員のサービス方法及実用英語会話等の講習会、名所、旧跡等に関する再教育を行ひ又は機を見て優良従業員の選彰を行ふ。
4、観光土産品の審査を為し、優良品の産出を勧奨し及助長する。
5、観光に関連を持つ各種の行事を協賛し又は主催する。

六、一般産業に関する意見表明の事業
1、商工振興上必要なる与論結集のため各種の会合を主催する。
2、関係行政官公庁との連絡、協調に努め必要に応じ懇談会等を主催する。
3、産業界を代表して意見の公表、各種の陳情、請願をなす。
4、日本商工会議所、近畿商工会議所連合会等と常に緊密なる連繋を保ち商工振興上必要な事項に付中央に対する反映に資す。

七、各種調査と経済情報の蒐集及其の周知に関する事業
1、海外経済事情の調査を行ひ輸出産業振興の資となす。
2、輸出工産品の綜合的調査を行ひ之れがパンフレットを刊行して広く関係筋へ頒布する。
3、工場立地条件の調査を行い又は工場受入に関する相互の斡旋をする。
4、定期的に物価の調査をなし経営上の参考資料を提供する。
5、左記の商工情報を発行して会員との連絡、啓蒙に資す。
(イ) 機関雑誌として「商工だより」を年四回発行する。
(ロ) ハガキを以て「ニュースカード」と名付け毎月定期に及臨時必要に応じ発行する。
6、経済に関する参考図書、雑誌を購入して会員の閲覧に供する。

八、其他臨機に左記の各種業務を行う
1、経済に関する時局講演会、座談会、懇談会等を主催する。
2、国鉄関西線の電化と復線の還元及桜井線の運転回数の増加に関する運動に参加する。
3、各種商工団体の事業に協力し又は助成する。
4、県下実業団野球大会を主催する。

九、以上の外国、県、市等行政庁よりの委託を受け商工振興上必要なる各種の事業を行う。

一〇、前記各項に必要なる経費予算の概算
昭和二十八年度事業費明細書

一、交易振興対策事業　二〇〇、〇〇〇円
二、商業振興対策事業　二五〇、〇〇〇円
三、工業振興対策事業　二〇〇、〇〇〇円
四、其他商工全般に関する事業　二〇〇、〇〇〇円
五、観光面に関する事業　一五〇、〇〇〇円
六、意見表明に関する事業　三五〇、〇〇〇円
七、調査、情報の蒐集、周知に関する事業　二一一、〇〇〇円
八、講演会其他臨時発生事業　一、八一一、〇〇〇円
合計

今年当面せられる一番安いセットで八万三千円、高級品で二十万円、一寸だれでも手が出せない。

三年後には四万五千円位になるらしい、これを何ケ月かの月賦で売出されると誠に好都合ではある。

さて「メーカー」の生産計画は左の通りであるそうな。

(郵政省の調査を一寸拝借)

○生産台数

年次	A社	B社
二十七年	一八〇台	六〇台
二十八年	三六〇〃	一、三二〇〃
二十九年	五、四〇〇〃	三、五〇〇〃
三十年	二、〇〇〇〃	六、〇〇〇〃
三十一年	七、八〇〇〃	三、〇〇〇〃
三十二年	一八、〇〇〇〃	六、〇〇〇〃

○平均価額

年次	七時	三時	四時	一七時
二七年	八、三千円	二、七千円	四、〇千円	六、一千円
二八年	五、三〃	七、四〃	九、〇〃	二、九〃
二九年	四、三〃	五、八〃	七、二〃	九、四〃

尚二十時の一番大型で、廿七年―二十万円、廿八年―十二万八千円、廿九年―十万一千円だそうである。

だより編集部宛。
○採、否掲載順などはお任せのこと。
○紙上匿名は御随意ですが、原稿には必ず、住所氏名年齢を御明記のこと。

――☆――☆――

◎廣告規定

本誌は、県内は勿論、全国各所へ配本して居りますので、信用あるお店を御紹介のため、左の規定に依り広告を取扱つて居ります。御希望の方は御申込下さい。係員参上致させます。

一、四分の一頁　一ケ年五千円（年四回発行）
二、一ケ年契約を原則としますが、御都合で、一回限りでもお取扱いたします。此料金は壱千五百円頂きます。
三、掲載場所の御指定は三割増しであります。

依田忠一　株式会社　南都銀行　奈良市橋本町
由井幸夫　時計商　奈良市餅飯殿町
吉川島次　吉川産業株式会社　奈良市肘塚町
吉田高治　吉田蚊帳株式会社　奈良市芝新屋町
谷井友三郎　谷井興業社　奈良市角振町
竹田久治　日本通運株式会社奈良支店　奈良市油阪町
竹村政太郎　奈良日産自動車株式会社　奈良市油阪町
中西午治郎　中西産業株式会社　奈良市押上町
中村由太郎　奈良青果市場株式会社　奈良市南京終町
中島伊太郎　株式会社　玄林堂　奈良市油阪東町
並川雅俊　株式会社　奈良大丸　奈良市東向南町
福村幹男　関西電力株式会社奈良支店　奈良市高天町
植田喜太郎　植田蚊帳株式会社　奈良市中通町
松井元慎　株式会社　古梅園　奈良市繁井町
福田橘藏　株式会社　あら橘　奈良市餅飯殿町
小山栄三郎　小山合資会社　奈良市今井町
小山恭二　会社重役　奈良市公納堂町
小島菊太郎　株式会社　一心堂　奈良市上三条町
近東義則　奈良共同印刷株式会社　奈良市西寺林町
紺木久兵衛　奈良市信用金庫　奈良市光明院町
秋山利市郎　東和醸造株式会社　奈良市今井町
阪田勇　精宏軒　奈良市三条川崎町
笹川正雄　筆墨商　奈良市林小路町
菊地武三郎　奈良トヨダ自動車株式会社　奈良市杉ケ町
三橋作平　株式会社　花月堂　奈良市餅飯殿町
三宅文三　糸文　奈良市餅飯殿町
白井栄太郎　株式会社　若葉屋　奈良市東向中町
下出久治二郎　燃料商　奈良市北京終町
平岡孝太郎　紙器製造　奈良市井上町
杉山嘉一　株式会社　杉山商店　奈良市鵲町
杉本甚七　北辰電機株式会社奈良工場　奈良市南京終町
鈴木角一郎　奈良交通株式会社　奈良市油阪町

山添地区（二名）

上野清治　株式会社　天理時報社　山邦郡丹波市町
弓仲忠一　金物商　山辺郡丹波市町

生駒地区（七名）

戸口健次郎　戸口繊維工業株式会社　生駒郡山町
奥田竜一　奈良県竹材工業株式会社　生駒県北倭村
吉川久一　吉川組　生駒郡郡山町
谷正房　株式会社谷織布工場　生駒郡郡山町
中本興嗣久　中本酒造株式会社　生駒郡北倭村
草可秀雄　草可博文堂　生駒郡郡山町
小阪雅庸　織物業　生駒郡郡山町

磯城地区（六名）

西垣愛太郎　西垣林業株式会社　磯城郡桜井町
山口隆三郎　金物商　磯城郡桜井町
福山幾蔵　奈良県貝釦製造株式会社　磯城郡川西村
秋山豊孝　ボール工業所　磯城郡朝倉村
森井徳吉　製麺業　磯城郡桜井町
杉本逸二　呉服商　磯城郡柳本町

宇陀地区（一名）

勝村正一　醤油醸造業　宇陀郡榛原町

高市地区（六名）

岡村源太郎　岡村印刷株式会社　高市郡越智岡村
高井明二　高井メリヤス株式会社　高市郡天満村
安田秀夫　コクキゴム株式会社　高市郡今井町
増田彌内　増田製薬株式会社　高市郡新沢村
飛鳥井重春　織物業　高市郡畝傍町
森田福賢　医薬品商　高市郡八木町

大和高田市（六名）

伊藤桃三　大日本紡績株式会社高田工場　大和高田市幸町
連水庄司　各種卸製造　大和高田市松塚町
吉川善之助　株式会社竹市印刷所　大和高田市本町二丁目
中本彌太郎　鞄靴　大和高田市片塩町
秋田忠次郎　秋田建設工業株式会社　大和高田市旭町二丁目
広田義雄　和洋織物株式会社　大和高田市駅前通

北葛地区（六名）
西島伊作　西島繊維株式会社　北葛城郡下田村
吉田庄逸　酒醸造業　北葛城郡二上村
植村豪太　石炭商　北葛城郡箸尾町
船木宏祐　メリヤス製造　北葛城郡二上村
清水富太良　甲陽真珠工業株式会社　北葛城郡当麻村
森幸造　日本アスベスト株式会社　北葛城郡王寺町

南葛地区（二名）
奥村正信　協和製薬株式会社　南葛城郡御所町
谷川寅治郎　万年筆商　南葛城郡御所町
仲窪久市郎　共生織布株式会社　南葛城郡御所町

内吉野地区（二名）
辻内近三　東亜製綱株式会社　宇智郡五条町
宮崎茂七郎　宮崎木材工業株式会社　宇智郡南宇智村
新城奈良一　大和物産株式会社　宇智郡五条町

吉野地区（八名）
岡本克己　酒醸造業　吉野郡大淀町
辻本源一郎　株式会社　辻源商店　吉野郡吉野町
熊谷彌平　製箸業　吉野郡下市町
丸喜一　株式会社　丸商店　吉野郡吉野町
前山誠逸　前山厚織工業株式会社　吉野郡下市町
桝谷広一　会社重役　吉野郡上市町
広芝義賢　医薬品商　吉野郡大淀町
森下音吉　吉野産業株式会社　吉野郡大淀町

○顧問と参与
会議所の新陣容と共に新役員会の議を経て顧問及参与左の通り決定した。

○顧問　（敬称省略）
奈良県知事　奥田良三　奈良市長　高椋正次
大和高田市長　宮内熊太郎　前会頭　越智岩太郎
元会頭　二塚友吉　南都銀行頭取　依田忠一
近畿日本社長　佐伯勇　元副会頭　吉田庄逸
元副会頭　辻内近三　同　飯尾富雄
奈良県議会議長　大森久司　奈良市議会議長　中野正夫
大和高田市議会議長　平尾正一

○参与
奈良県副知事　下位真一郎　同　経済部長　柏木宏二
同商工課長　中垣輝雄　奈良市助役　林梅蔵
奈良県観光課長　竹下悟　奈良市商工課長　橋本徳三郎
同観光課長　松田又次　大和高田市農商工課長　田中隆賢

◎専門委員会委員

総務委員
大森久司　河合利喜蔵　小山栄三郎　下出久治郎
犬丸惣嗣　上野清治　吉川久一　秋山豊孝
勝村正一　増田彌内　秋田忠次郎　清水富太良
奥村正信　宮崎茂七郎　森下音吉

商業委員
由井幸夫　中西午治郎　橋本蔵治　福田楢蔵
白井栄太郎　草可秀雄　金井美都保　森田福賢
吉川善之助　谷川寅治郎　新城奈良一　北岡光治郎

工業委員
福村幹男　海保一雄　大橋竜太郎　今西清兵衛
秋山利市郎　植田喜太郎　吉田高治　戸口健次郎
杉垣新太郎　福山幾蔵　高井明二　安田秀夫
平山太三郎　岡村源太郎　広田義雄　伊藤槐三
速水庄司　広橋禎治　西島伊作　森本覚治郎
宮崎茂七郎　辻本源一郎

税務委員
近東義則　大橋重雄　中島伊太郎　乾太郎
笹川正雄　豊沢儀雄　弓仲忠一　中本与嗣久
谷正房　杉本逸二　山口隆三郎　仲窪久市郎
広芝義賢

金融委員
小山恭二　紺木久兵衛　三橋作平　綿谷仙治郎
杉山嘉一　小島菊太郎　富田富治　奥田竜一
森井徳吉　飛鳥井重春　船木宏祐　丸喜一

観光委員
谷井友三郎　鈴木角一郎　阪田勇　大橋重雄
上川捨次郎　川井徳蔵　上田政治　下間章男
岡本淳　山本哲夫

商工相談担当委嘱者
杉本甚七　赤阪頼暦　近東義則　由井幸夫
大橋重雄　壑尾長右衛門

◉時の政府へ三つの要望

全国の商工会議所を以て組織している、日本商工会議所では、定時総会に当り、全国産業人の総意を結集した、要望事項を取り纏めて時の政府へ力強い意志表明を行つた、其の要旨は左の通りである。

◎貿易振興に關する要望

わが国が自立するためには、貿易の振興が肝要であることは何人も認めるところであり、従来も貿易立国の声は各方面から挙げられてきたが、その実情は掛声のみに留まり、堅実にして有効な所謂魂の入つた振興策の具体化は未だしの感が深い。

然るに世界情勢の変転がおよぼすわが国経済への影響は愈々深刻なるものが、予想せられ茲再日を過すならば、国家自立の危機に当面するかもしれない状態に直面するに至つた。

よつて新内閣は、自立の根本である正常貿易の振興を最重点政策とし、政府は勿論、資本家、労働者も、また貿易業者、生産業者も打つて一丸とした「貿易振興に関する一大挙国運動」を展開し、各層各界に徹底的に貿易振興の必要性を認識せしめると共に、物的・心的のあらゆる国力を結集し、国家存立の基礎を確立する努力を払うことが最も緊要であり、いまやその時期は遷延を許さぬものがあると信ずる。

本会議所は、かゝる挙国運動の背景の下に、政府におかれて左に列記する具体策を早急に実施されることを切望して止まない。

記

一、超党派的見地にたつ官民合同の貿易審議機関を設け、官民一体となつて一貫性ある確固たる綜合的方針の下に、各般の貿易対策を強力に推進する。

二、国際経済関係の改善のため一段と経済外交に意を払い、(1)各種国際経済会議における積極的活動・通商使節団の派遣を通じて我国の経済進路を開き(2)通商航海条約の締結促進、(3)GATTへの加入促進、(4)諸外国の輸入制限措置の緩和への努力、関税引下交渉の促進、(5)通商協定の締結の促進、(6)多角的国際決済方式の設定(7)東南亜諸国との経済協力並びに技術援助の強化、(8)東南亜諸国との経済交流を阻害している賠償問題の解決(9)国際協力を阻害しない範囲における中共貿易の維持等をはかる。

三、輸出品物価の低下をはかるために、綜合的施策を講じ、(1)輸出産業の合理化を促進し、特に電力・石炭・鉄鋼等基礎産業に対し、重点的投資により設備・技術等の生産性の向上を図ると共に、(イ)輸出産業の租税の減免、(ロ)輸出産業の金利引下、(ハ)合理化用機械の輸入促進、特に外貨割当の大巾増加、輸入税の免除並に優先融資、(2)基礎物資の輸入並に運賃補助、(3)輸出用原材料への優先的外貨割当、(4)特定輸出物資向の鉄鋼等については暫定的措置として、補給金による二重価格制の設置、(5)労働関係法規の改正等をはかる。

四、輸出取引法の改正をはかり、特に輸出組合の目的を不公正競争の防止に止まらしめず、対外の利益を擁護することを併せ行わせるような権限の強化をはかる。

五、純国産輸出品に対する奨励策を講じ(1)純国産品輸出業者に対する報奨制度の確立、(2)純国産品輸出の対外宣伝の強化等をはかる。

六、為替銀行、貿易商社、船舶会社の育成強化をはかり、(1)租税の減免、(2)現在負債の長期低利借入への切替(3)輸出キャンセル準備金の設定等諸準備金制度の拡大を可能ならしめる税制面への改正、(4)海外支店設置並に対外活動に必要な外貨の長期・低利貸付、海外支店用資産の償却を認めること等をはかる。

七、金融保険制度の改善をはかり、(1)日本輸出入銀行の業務拡充、プラント機械輸出に対する融資制限の廃止、単独融資償還期限の延長、及び金利引下(2)輸出信用保険の附保範囲の拡大及び保険料率の引下、(3)為替予約のスケールの廃止等をはかる。

八、報酬制度の拡大、すなわち輸出振興外貨資金制度につき、(1)その保留率の引下、(2)その適用を拡大し、ボンド地域、オープン・アカウント地域にも適用する、(3)使用範囲・品目等の拡充等を行うべきである。

九、海外市場開拓の積極的努力を展開し(1)貿易拡大可能地域の徹底的調査、(2)在外公館の人容拡充による貿易相談、技術相談、技術宣伝活動の強化、業界の意見を求めて強力なる市場開拓方策の樹立、(4)海外諸国、仮令ば香港、タイ等への入国制限、滞在期間の制限等を緩和するための外交交渉等をおこなう。

一〇、貿易行政の改善、特に、(1)貿易機構・手続の徹底的簡素化、(2)中央

集権を打破し、地方において諸手続を完了しうるようにはかる。（以上）

◎税制の改正を要望

法人税率三五%に引下げ

国民生活の安定向上を確保し、資本の蓄積を促進することは、刻下の重要懸案であるが、今日我が国経済は未だ正常経済への回復過程にあり、随つて国民所得も低位であり、他方中央、地方の財政規模は近年年を追うて膨脹化され、これがため必然法人、個人に対する税の重圧となつて居る実情である。かくてこの儘放置されるならば、資本蓄積の促進も国民生活の安定も何時の日、期待しえられるか甚だ疑問とするところである。

われわれは、従来しばしば税制改正に関し当局に要望したのであるが、去る第十五回特別国会に政府当局より提出された税制改正の各法案中には、われわれの既に要望せる点を或る程度容れられていることは、賛意を表するが、尚、更に改正を要すべき点もあり、又これらの法案はその殆んどが解散のため廃案（以下改正案として引用）となつている現状にかんがみ、改めて税制改正につき要望をなすものである。

もとより、これが実現を期するためには、中央、地方を通ずる歳出の徹底的圧縮にまたなければその実効を挙げることは難事と思われる。よつて税制改正に当つては、膨大化した行政機構の簡素能率化を万難を排して断行されると共に歳出の大幅な合理的節減をも図ることが先ずその前提とならねばならぬ。具体的改正意見については次に示す如くである。

（註）改正意見は仲々詳細を極めているが、紙面の都合で左の通り要約した。

日本商工会議所に於ては過般来より全国各商工会議所に対し、税制改正についての要望意見を取纏めていたが、去る三十日の同所税制委員会に於て、最終的に決定し、次期内閣並に各政党、関係方面へ要望することとなつた。所得税の税率軽減を始め、法人税三五%への復元、青色申告者への特典、事業税、所得税の付加税化等が取り入れられてあり、この改正意見の実現が期待せられるものである。

要旨次の通り

国税

一、所得税

①基礎控除及び扶養控除等の引上げ及び税率の引下げにより、更に一層の減税を行うと共に勤労控除の最高限度の引上げ

②生命保険料の所得控除額を年一万二千円迄引上げること

③④預金利子の源泉選択課税及び有価証券取引税の税率の引下げ

⑤退職所得の控除額を廿万円より引上げること

⑥株式配当金、余剰分配金の源泉課税の廃止若しくは税率の引下げ

⑦青色申告を奨励するため所得の一割程度の特別控除の実施

⑧中小企業者の事業主、同配偶者に対する給与控除の実施

二、法人税

①法人税率を三十五%に復元すると共に法人所得のうち一定額に対し軽減率を設置すること

②積立金として社内に留保した部分に対しては一定の低率課税を実施すること

③④外貨所得に対する特別控除、並に輸入契約或は一般の契約取消による損害に対する特別償却制度の容認

⑤貸倒準備金の損金容認の積立限度を引上げること

⑥価格変更準備金制度の適切なる改正

⑦法人の市町村民は損害算入に認める

⑧同族会社に対する積立金課税の廃止もしくは免税点の引上げ

⑨法人への退職給与引当金制度の拡大

⑩減価償却の耐用年数の短縮

⑪交際費等の損金認容の法定制限は経理統制とみられるから廃止すること

三、富裕税

廿八年度より廃止

四、資産再評価税

第三次再評価は無税とし、実施容易にすると共に各積立金を資本組入れのほか別途積立金として社内留保すること

五、相続税

死亡保険金の特別控除卅万を五十万円程度に引上げ

六、物品税課税品目の整理、大衆消費物資の課税の廃止輸出向物資の物品税の廃止

地方税

一、事業税

①事業税は所得税または法人税の付加税とすること

②電気、ガス、運送業に対する外形課税の廃止

二、遊興飲食税

課税対象の範囲の縮少特に宿泊に対しては非課税とすること

三、市町村民税

①個人市町村民税の税率の引上げ

②法人に対する課税の廃止若しくは税率の引き下げ

四、固定資産税

①免税点五万円迄引上げること

②課税標準たる時価の算定は統一した評価基準によつて国または都道府県で行う資こと

③固定資産の評価は五年に一回程度とすること

◎各政黨並びに新内閣に對する經濟政策に關する要望

わが国経済が、資本の貧弱、産業設備の陳腐老朽化、物価の対外的割高等質的に幾多の脆弱性を内包していることは周知の如くであるが、なかでも、特需、駐留軍消費などによつてようやくその均衡を維持し得ている国際収支の近状は、そ

の最たるものといえるであろう。しかるに、最近の輸出不振に加うるに、朝鮮の休戦交渉の再開を機として特需の減退懸念をも生ずるに及んで、この国際収支はようやくその不安定性をあらわにし、わが国経済を深刻な事態に追い込むに至つている。

この重大時期に当つて、各政党が政治的経済的空白をもたらした責任は重大である。従つて各政党並びに新内閣は、この責任を痛感し、国民の信望を担うに足る毅然たる態度をもつて経済政策推進の任に当られんことを切に希望する。

いうまでもなく、経済自立の目標は、国際収支の均衡に止まらず、国民生活の向上を保障し、かつそれを長期に亘り安定せしめることにある。しかしながら、これを達成すべき具体的対策は、計画的であつて、かつ相当期間強力にこれを遂行し得るものでない限り、充分な成果は挙げ得ないであろう。従つてまず、今後の経済政策の樹立に当つては、超党派的見地に立つ官民合同の審議機関を設置することによつて、長期の計画性と、総合性をもつた基本方策をうち樹てることが必要である。またその実施に当つては、広く国民に協力を求めることが肝要と考えられる。

しかして、その経済政策樹立、実施の根幹ともなるべきものは、概ね次の如きものでなければならないものと信ずる。

一、資本蓄積の促進

二、貿易の振興

三、防衛生産対策の明確化

四、中央、地方を通ずる行財政の徹底的な整理方針の確立とその推進

五、産業設備の近代化及び企業の合理化

六、中小企業の育成、強化

七、国内資源の開発

八、国民勤労意欲の作興

以上の如き基本方針の下に、われわれの要望する当面の経済政策の実施部面は左記の如きものである。

記

一、貿易振興諸対策の方向

（一）超党派的見地に立つ官民合同の貿易審議機関を設け、官民一体となつて一貫性ある確固たる総合的方針のもとに、各般の貿易対策を強力に推進する。

（二）現下の実情並びに将来の見透しに立脚した通商協定の締結及びガットへの加入を促進する。

（三）英国初め各国の輸入制限措置の緩和と関税引下げのための外交交渉を強力に行う。

（四）貿易の拡大のため、決済方式を改善し、でき得る限り多角決済方式をとり入れる。

（五）貿易の振興と平行して、海運政策を確立する。

（六）東南亜地域との経済交流を阻害している賠償問題の解決を促進し、加工、労務、技術等の形による賠償の実施を通じてこれら諸国との経済的結合協力関係を強化する。

（七）東南亜地域の経済復興に対する協力については、資本資材等による協力はいうまでもなく、国連を通ずる技術援助とこれに伴うわが国の協力をも積極的に行う。

（八）国際協力を阻害しない範囲において中共貿易を拡大する。

（九）外貨獲得率の比較的高い重化学工業、原材料自給産業及び輸出関連中小工業の振興、発達を助長する方策をとる。このため、例えばプラント物の製造業者等に対しては、外貨獲得を助長するため、外貨所得について一定率の基礎控除を行い課税するなど税法上の特別措置を講ずる、

（十）繊維貿易振興のため、市場別対策を確立するとともに、輸入を必要とする輸出用原材料に対する所要外貨の優先的割当を行い、外貨資金の状況に応じ、要すれば上記特定物資の輸出入リンク制を考慮する。

なお輸入外貨予算については、不要不急の国内消費用輸入品、国産品により代替可能な輸入品等の輸入を極力抑制する。

（十一）輸出品価格の引下げをはかるため、輸出工業用原材料について、例えば、造船用鋼材に対する二重価格制の設定及び製鉄用石炭の輸入等の措置を講ずる。

（十二）貿易を円滑ならしめるため、貿易金融及び輸出保険制度等について日本輸出入銀行、輸出信用保険、輸出振興外貨資金制度等、各般の面においてその改善をはかる。

（十三）戦後著しく弱小化した為替銀行、貿易商社、船会社の貿易担当機関を国際競争にたえ得るよう育成強化する。ことに貿易商社の強化はこの際の急務となつているので、税制金融面より各般の措置を講ずるとともに、国際競争に対抗するための貿易振興上のカルテルを合法化する。

二、産業政策の主眼点

設備の近代化、技術の向上、コスト引下げ等によつて産業の国際競争力を強化する一方、国内資源の開発に基本を置いた産業政策を展開する必要がある。このため次の諸点を政策の主眼点とする。

（一）電力、石炭、鉄鋼、造船等への重点的産業合理化資金の投下によつて、まず基礎産業部門の合理化を徹底する。なお、石炭については、優良炭の増産に努める一方、労働能率の向上を図るとともに、わが国産業の石炭の依存度を軽減するよう、電力、重油等を含むエネルギー源の総合的配分計画を樹て、これに基いて合理的な設備投資計画を実施する。

（二）右の達成までの暫定的、過渡的措置として、やむを得ざれば、特定産業に供給せられる特定用途向石炭鉄鋼等について、例えば補給金交付共同計算等の方法によつて二重価格制を採用する等、製品価格引下げの

方途を考慮する。

(三) 電源開発計画の実施を推進して低廉且つ豊富な電力の供給を行うとともに、このために必要な長期低利の外資導入に努める。

(四) 一般工業製品、ことに重化工業製品の品質の向上とコスト引下げのため、設備の近代化と経営の合理化を徹底的に行う。

(五) 不徹底なる中小企業の現行施策に再検討を加え、これが根本的振興対策を樹立するとともに、各産業に関する施策の策定に当つては、中小企業についての対策を充分考慮する

(六) 大企業と中小企業との相関協力関係を整備強化して、生産の質的及び量的向上をはかる。

(七) 独禁法を速やかに緩和し、企業合理化、不況対策及び対外競争上必要あるときは企業間の共同行為を容認する一方、株式保有、会社合併、役員兼任等の制限を緩和する。

(八) 特定中小企業の安定に関する臨時措置法を恒久立法化し、特定業種の制限を徹廃するとともに、さらに進んでは本法の趣旨を中小企業協同組合法に織込むようにする。

(九) 食糧の増産、森林資源の保持開発、合成繊維等の振興等によつて、国内自給度の向上と外貨負担の軽減をはかる。

(十) 諸外国に比し立ち遅れている工業技術の向上と品質の改善をはかるため、科学技術の振興に格別の努力を払い、例えば統制の面においては技術研究施設費の損益繰入、機械設備の特別償却制度の拡大等の特別措置を講ずる。なお、わが国工業技術水準の向上をはかるため、政府に大規模な「中央科学技術研究所」の如き機関を設置する。

三、財政金融政策の基調

中央地方を通ずる行政の徹底的な整理を行い、行政の簡素化、能率化によつて財政規模の膨脹を防止するとともに、非生産的支出を極力抑制して健全財政を維持する一方、基礎産業部門の拡充強化、一般産業、ことに重化学工業のコスト引下げ、国内資源の開発等に基本を置いた財政金融施策を展開する必要がある。このため、次の諸点を政策の基調とする。

(一) 財政及び金融を通じて、総合的な収支均衡を確保し、インフレを防止する。

(二) 電力、石炭、鉄鋼、造船等の基礎産業に対する財政投資を重点化する。

(三) 公共事業費の適切な支出によつて、その投資効率を大ならしめるとともに、食糧の増産、国土開発、災害の防除等に重点を置いて、これを再編成する。

(四) 民間の消化能力を勘案し、その可能な範囲において生産公債を発行し、産業資金の供給源を増大する。これと併行して資金運用部資金、外貨資金等の余裕金の積極的な活用をはかる。

(五) 法人税、所得税等の軽減等によつて、企業負担の軽減をはかる一方預金利子等に対しても思い切つた減税を行う反面、奢侈的消費税の増徴を行い、民間資本形成の促進をはかる。

また、企業経営の基礎を健全化するため、第三次資産再評価を無税で、かつ相当の猶予期間を置いて全面的に実施できるよう措置する。

(六) わが国経済の健全な発展及び国際収支の改善に寄与する範囲において、外資導入の促進をはかる。

(七) 貸出金利の引下げをはかるため、開発銀行の貸出金利を漸次引下げる一方、金融機関の不要不急の融資を厳に抑制する。なお、これに関連して両建や歩積等、実質的に金利の引上げになるようなものは廃止する。

(八) 中小企業金融公庫の設置等によつて中小企業に対する金融機構を整備し、長期低利の資金を確保する一方、中小企業の信用を補強するための各般の制度を強化する。

四、産業平和と、勤労意欲の助長

(一) 電力、石炭等の基礎産業における労働争議が、電源スト、停電スト、保安要員の引揚げ等、徒らに不合理な形において行われるにおいては、産業界はいうまでもなく、一般国民生活に重大な損害を与えるものであるから、このような争議行為の方法に対しては、適当な規制を加える。

(二) 労働基準法については、わが国経済の実態、ことに中小企業の実情に鑑み、これをわが国情に即応する如く改正する。

(三) 産業の平和を維持し、勤労意欲を助長するため、能率的で、かつ合理的な賃金制度を実施するほか、各般に亘つての労資間の協力関係の確立をはかる。

◇商取引のあれこれ

当会議所へは毎日全国各地からいろ〳〵な照会があります。当所では一々会員の中から（時には非会員でも）選択して夫々返事を出しています。

会員の方も他府県へ売込みたいもの、買入れたいものあれば遠慮無く御申出下さい。

そして会議所を全面的に御利用になることです。



優良従業員の表彰

終戦以来澎湃として巷にみなぎる、履き違えた、民主主は勢い道義の廃頽となり、一般産業の進展を阻む素因を造り、その影響する所は寔に大きい。

会議所ではこの状勢下に会社、工場、商店等に働く、従業員中、真に他の模範となるような優良者を表彰して、働く者の職業意慾を高めると共に、商工業道徳の昂揚を図り延いては、産業発展の一助ともなるという趣旨の下に、去る五月四日会議所三階中ホールで表彰式を行つた。

表彰の選に入つた十三名の勤労人は社長や店主附添にて列席し、来賓として

知事代理　柏木県経済部長
高椋奈良市長
労働基準局長代理同局監督課長
等列席

中村会議所事務局長の司会にて開式
奥村総務委員長の審査報告（別掲）
越智会頭の式辞（別掲）及賞状授与
吉川副会頭の記念品授与
知事、市長、基準局長より夫〻祝辞あり

被表彰者総代として奈良明新社油谷末吉氏の答辞にて式は閉ぢられ引続き祝盃を挙げて、なごやかに修了した当日の表彰を受けられた人々は上掲の通りである。

被表彰者一覧表

所在（所属事業場）名称	職種	氏名	年令	在職年数
奈良市橋本町　奈良明新社	植字工	油谷末吉	六七才	五十年
〃　肘塚町　植田蚊帳株式会社	裁断工	西浦音次郎	五三〃	三十五年
磯城郡桜井町　永田檜織工場	経木削工	岡田奈良造	五七〃	三十四年
〃　田原本町　大和鉄道株式会社	駅長	阪本両太郎	五四〃	三十四年
奈良市南京終町　北辰電機奈良工場	技師	嘉手川重政	六〇〃	三十一年
北葛城郡二上村　高垣金剛砂工場	精練工	高垣市太郎	四七〃	二十五年
奈良市高天町　株式会社玄林堂	製造主任	湯村奥一	四一〃	二十五年
高市郡船倉村　株式会社大和商会	職長	和田憲二郎	四四〃	二十年
高市郡今井町　コクキゴム株式会社	ロール工	東久一	四三〃	二十年
大和高田市松塚　上田ナット釦工場	面削工	速水敏男	三三〃	十八年
奈良市油阪町　日本染織工業株式会社	織布係長	寺門滝雄	四三〃	十八年
大和高田市本町　竹市印刷所	職長	河合信一	四七〃	十六年
磯城郡桜井町　森井製麺工場	職長	亀甲音次郎	三九〃	十五年

審査報告

不肖審査員を代表しまして審査の結果を報告致します。御承知の通り戦後の世相は兎角人心が弛緩し、自由を履き違え、道義は地に墜ちた感があります。此時に当り当会議所では商工業道徳の昂揚を図り、職業意慾を高め延いては商工業振興の一助とも致します為に職場に在る優良従業員を調査して表彰の途を講じられることゝなりましたのであります。さて之等の人々を審査選定する為に先般会頭より工業委員長の杉本甚七氏、商業委員長の由井幸夫氏と総務委員長として不肖私の三名に之れを委嘱せられたのであります。そこで去る四月六日、委員会を開きまして、県下各事業所より推薦せられました従業員につき審査を遂げたのであります。

先づ表彰すべき基準を定めたのであります。

第一に永年に亘り精励格勤であること此の年限を二十年以上としたのであります。

第二には二十年未満であつても他の模範となるような優良者もあることを考えねばなりません。然し四年や五年程度の比較的短期間の人はどうかと考えまして之れも大体十五年程度の線を引いたのであります。

第三には同一事業場から二人以上推薦せられ何れも永年勤続している優秀な人も居られたのでありますが今回は一事業場一人に限定したのであります。

第四には会社組織で取締役等の肩書のある方が推薦せられているのを見受けましたが、これは従業員と云うよりも経営者でありますので御遠慮願うことに致しました。

まあ大体以上の様な基準に依りまして調査詮衡したのであります。

今其の選に入られました優良者は十三名の方々でありまして、永きは五十年、短きも十五年の長い年月の間品行は良く精励であり、主人を助けて斯業の繁栄を計り、又は良い技術に依つて製品の品質向上に資するなど夫々業界の進展に寄与せられた方々のみを虚心担懐、至極公平に選び出したのであります。

以上簡単でございますが、委員を代表致しまして委員会の経過並に結果を御報告申上げます。

式辞

本日を卜し優良従業員の表彰式を挙行するに方りまして来賓各位の御賛臨を辱う致しましたことは私の最も光栄に存ずる所であります。今や我国も独立第二年を迎えまして国際場裡には自由に活躍の出来ることゝはなりましたが、各国の様相は甚だ複雑であり、現在の情勢下では経済的自立の上に於きまする各国間の競争の激しさを覚ゆる次第でありまして、前途は実に多事多難であり、寔に容易ならぬ覚悟と努力を要するものがあります。我国産業人と致しましては、内には企業経営の合理化に依つて技術の改善と能率の増進を図り、製品品質の向上と生産コストの低下に努め、外に対しては友情と信用を高めて国際収支の改善に資し速かに経済自立の基盤を確立する必要があることを痛感する次第であります。さて此の難局を打開致しまする各企業界の陰には尊い体験と優れた技能を以て斯業の発展に努力せらるゝ従業員諸氏がありましてこれこそ真に我国産業の再建と経済自立の推進力を為すものであると申しましても敢て過言ではありません。

然るに終戦以来誤れる民主主義はともすれば自由を履き違え、人心は弛緩し道義は地に墜ち、勢い一般産業の進展を阻む素因となり、其の影響する所寔に大きいものがあります。当会議所と致しましては現下之等の状勢に鑑みまして真に他の模範となる優良従業員を調査し広く選奨の途を講じますことは啻に勤労の意慾を高めますのみならず、商工業道徳の昂揚を図り延いては一般産業の発展に寄与するものであることを堅く信ずるものであります。本日表彰の選に入られました諸氏は永きは五十年実に人生の殆どを過され短きも二十年或は十五年文字通り十年一日の如く終始一貫業務に精励し品行方正忠実勤勉然かも生産技術の向上に或は品質の改善に、又は販路の拡張に努力せられ延いては、他の従業員を指導誘掖するなど、常に斯業の繁栄に寄与せられ其の功績は蓋し尠からざるものありまして寔に他の模範となる方々のみであります。然るに本日の如き僅か一片の褒状些かな記念品、之れに依り多年の労苦とその功績に酬ゆるには固より足るものではありませんが、受賞者各位は克く表彰の趣旨を諒とせられ、一層職責の重大さを認識せらるゝと共に、愈々操行を慎み各々与えられたる業に励み真に他の模範たるの名実を全うせられませんことを切望して煌みません。甚だ簡単で御座いますが、以上をもちまして式辞と致します。

昭和二十八年五月四日

社団法人　奈良県商工会議所
会頭　越智岩太郎

祝辞

本日こゝに優良従業員の表彰式を挙行せられるに際し一言祝辞を申し述べる機会をえましたことは、私の最も喜びとするところであります。およそ事業の繁栄は労資の協力一致の上にこそ築きあげられるものでありまして、本県におきましても七万数千の方々が従業されていますが、本日こゝに表彰の栄誉をうけられる各位は長年にわたり業務に精励され、幾多の困難を克服して多大の功績を収め以つて他の範たる方々であります。どうか今日のこの栄誉を傷けることないよう益々精進を続けられまして、経済再建に大きな役割を担つている労資双方が真の協力振りを発揮し、産業振興に一段の御尽瘁を賜りますよう切望して止みません。

聊か所懐の一端を申述べ祝辞と致します。

昭和二十八年五月四日

奈良県知事　奥田良三

答辞

本日は私等十三名の為に特に此の席をお設け下さいまして、優良従業員として褒賞を授けられましたことは、寔に限りなき名誉であり、且つ光栄之れに過るものはありません。私等は単に永年勤続するに過んものでありましてこれとても勤務先の社長、或は主人の御庇護に依るものであり何等格別の功績とてなく、誠に慙愧に堪えない次第でございます。然るに本日此の盛典に列し特に会頭様より懇篤な御訓諭を賜り、尚且つ来賓お歴々の方々より有難きお言葉を頂き只管感激の外はございません。将来益々品行を慎み、与えられます職分を全うし、本日のこの御厚遇に酬ゆる覚悟であります。

茲に受賞者一同を代表致しまして、謹みて答辞を申し上げます。

昭和二十八年五月四日

受賞者総代　奈良明新社
油谷末吉

會議所 最近の動き

業界不振の声も久しいが年初の米大統領の交迭も、続くソ聯の平和攻勢にも多くを望めず、低迷する朝鮮休戦の機運、更に国会の解散及び総選挙による政治的空白はさらでだに稀弱な我が国経済の基盤を危くしているが、とりわけ零細企業の多い本県に於てはその悩みは深刻であつて、何時果てるとも知れない。当所では

は一過日役員を改選し会頭以下陣容を新にしたが一　これら業者の真しなる叫びを反映し、業者のよきアシスタントとして共にこの苦境打開への一歩に踏み越えんことを念願している。

以下順を追うて会議所最近の動きを辿つて事業活動の一端を紹介しよう。

◎工業試験所の内容充實を要望

工業技術の昂揚は長い間の空白時代より漸く蘇つた我が国刻下の産業経済の現実に即した重要な課題の一つであるが、由来立地条件に恵まれず、旧態に泥んで近代工業の見るべきものなく、その技術水準亦低位に堕している本県に於ては最も緊要としなければならない所である。而して技術の向上は試験研究機関の完備にあるので当所に於ては別掲の如き陳情書を知事宛提出し、早急に適切な施策を要望する処があつた。

陳情書

本県工業は遠く推古朝以来天平時代にかけて仏教の興隆と共に建築、鋳金、刺繍、漆工等の美術工芸が発達し所謂天平文化の中心となつた歴史を持ち、真に工業らしき工業の興つて来たのは明治の末期頃であるが、更に飛躍的発展を期し得られなかつたのは第一に工業資源に見るべきもの殆どなく且つ四面連山を以て囲繞され、海岸線を持たず大きな河川なく陸上運輸も充分整わない、所謂立地条件に恵まれなかつたのと一面藩政時代に馴致された伝統を尊ぶ民風は新規職業に転換するのを厭い全く農業中心の経済組織を以て甘ずるに至り、随つて工業も概ね手工的家内工業の域を脱しない状態であつたが、第一次欧洲大戦勃発に伴い急速に近代的工業が発達して爾来今日迄多少の変化はあつたが順調に進んで来ました。然れども現在の国際情勢の推移と我が国産業経済の在り方を慎重に考察する秋、更に工業の振興を図り併せて貿易の進展を期さねばならないのであります。

茲に於て本県工業生産の増強を期するには前述の歴史と立地条件、更に県民性を適当に勘案して中小工業技術を推進するより外に方途なしと断言致し得るのであります。而して技術の向上は全く専門的に充実した試験研究機関の完備にあると思料せらるゝのであります。

此の際本県産業興隆に工業部門の占める重要性を真に御検討賜りまして、是非適切な施策を講ぜざるゝ様御願申上度右陳情致します

昭和二十八年一月二十九日

◎第十七回珠算能力検定試験の實施

恒例による珠算の国家試験―第十七回検定試験を左記の通り施行した。気候の関係か、成績意外に不振であるが今後一層の精進を期待される。

日時　昭和二十八年二月五日
場所　北部　奈良市商工高校
　　南部　高田中学
受験者数及合格者数

級別	受験者数	合格者数	合格率	前回との比較
一級	一九名	ナシ	〇%	一四・八%減
二級	九〇名	七名	七・七%	〇・八%減
三級	二五五名	九五名	三六・二%	九・四%減
合計	三七四名	一〇二名	三七・五%	七・〇%減

◎三月二十日役員會を開催、總會提出議案等を定む

近く開催される会員総会に提出される議案を審議する為め三月二十日役員会を当所小ホールにて開催、多数理事の出席を得て各議案を夫々附議決定、並に優良従業員審査の為に小委員会を設けること等を決定した。（議案省略）

◎第六回通常總會開催

昭和二十八年度事業計画や予算等重要問題審議の為め三月廿五日第六回通常総会並第十九回議員会を開催、終始和かに各議案とも何れも満場一致原案通り決議承認せられた。（詳細別掲参照）

◎越智會頭引續き日商議員に留任

三月末で任期満了となつた日商議員に当所越智会頭は引続き第四期議員に当選留任することゝなつた。

因に四月二十八日新議員による第三十九回議員会が東京商工会議所に於て開かれ藤山会頭及各副会頭の留任、その他役員の改選が行われた。

◎縣出身財界人を圍んで、經濟懇談會を開く

四月十一日、当所倶楽部室に於て県出身在京財界人との懇談会を開いた。出席者は何れも東京に於ける有力財界人で、それ〳〵専門の立場より現在の経済事情に就いて種々懇談され参会者に多大の感銘を与えた。出席者は左記東京財界人の外、大阪より関桂三氏、橋本チェーン社長も参加、当地よりは県知事、会頭始め各経済人多数の出席を見て盛会であつた。因に御出席の在京財界人は次の諸氏である。

朝日火災社長　尾上登太郎
三菱信託銀行頭取　池田謙蔵（吉野町出身）氏
日本油脂専務　中久保敬順（竜門村出身）氏
日平産業常務　森谷庄之輔（下市町出身）氏
日本勧業銀行常務　尾上六右衛門（国樔村出身）氏
野村証券専務　瀬川美能留（吉野町出身）氏

◎第七回國民珠算競技大會に選手を派遣

パチ〳〵パチ、軽快な指先きの捌き、忽ち筆をおく人もある、自信満々ニッコ

リと目を閉じる！

遅咲きの花も散りそめた四月十九日、当所中ホールに於ける珠算競技大会地方予選会風景の一駒である。折しも衆議院選挙と観光客で賑う街頭のざわめきを外に、こゝ予選会場には数こそ少なけれ、県下に於ける粒よりの俊秀が真剣にソロバンと取り組んでいる。

十時予選開始、十一時二十分終了する。直ちに審査の結果常勝、中和連算の山田善朗君が五八〇点（六〇〇点満点）で第一位である。昨年の同君の好記録五六〇点にも勝る堂々たる成績で全国的に見ても極めて優秀であるが惜しい哉、健康上の理由で代表を辞退されたので次の通り派遣選手を決定。

一般の部
河原敬一郎君　住友銀行員　大和高田市
阪本音枝君　珠算教師　下市町
仲谷茂治君　協和銀行員　大和高田市

学生の部
杉田健二君　高田高校　大和高田市
磯田美鈴君　〃　〃
野田　武君　〃　〃

因に二行は五月十五日名村珠算協会長引率の下に一路上京、十七日神田、中央大学大講堂に於ける晴れの競技大会に臨み、全国一千余の選手に伍してよく闘ったが河原、杉田両君が佳良賞を得たに止り捲土重来を期することゝなった。

◎第五期議員の選擧

当所議員の任期満了に伴う議員の改選は三月二十五日開かれた総会の決議に基き五月五日を選挙日と決定、規定によって四月十六日選挙名簿を確定し、四月二十七日立候補を締切った所、定員五十名を超過しなかったので五月一日選挙委員会を開いて投票によらないで夫々当選を決定、爾に総会に於て正副会頭に一任された推薦議員五十名と併せて発表、茲に第五期議員の選挙は円満裡に終了した。

尙今期選挙議員選挙委員会委員は次の通りであった。

委員長　中村事務局長
委　員　乾　太郎氏　小山栄三郎氏
　　由井幸夫氏　岡信太郎氏

◎國際文化會館資金委員會縣支部の發足

四月二十七日当所に於て国際文化会館資金委員会発起人会が開かれ会頭を支部長とする県支部が正式に発足した。国際文化会館は国際文化交流のための諸事業を活潑に遂行する一大センターたる役目をもち、ロックフェラー財団の好意ある財的援助の下に、広く全国より浄財を以て設立せんとするものであり、当奈良県に於ても六月末を期限とし目標額九〇万円の基金募集を行うことゝなった。

◎櫻井線の電化近し
△桜井線電化促進期成同盟会の活動

桜井線の電化は地元民多年の要望であるが、近く本省に於てディーゼルカー配車の最終的割当てが行われるのを機会に奈良市始め当所並沿線各町村が結成せる同期成会では、五月八日緊急集会を開いて急拠代表を上京せしめ、国鉄総裁始め関係各機関に陳情する処あり、当局より夫々善処する旨の好意ある回答を得たので近く同線の電化は実現、地元民多年の宿願は達せられるものと期待せられている。

△陳　情　書

桜井線は御承知の如く奈良市を起点として大和盆地の東を南下し桜井町を経て王寺町にて関西線と合する四十キロメートル余の鉄道でありまして、この間千二百有余年来の世界に誇る古文化財を初め国内最大の宗教の聖地や、近畿屈指の木材集散地等、本県の文化、教育、産業上重要な施設が点在する一方、沿線各市町村の人口は戦後急激な増加を示しているのであります。

しかるに、これら各市町村を結ぶものは唯、桜井線のみであり同線の運行は当局の御理解ある御協力により逐年増発運行されていることは、地元民として誠に感謝致している次第でありますが、尙戦前に及ばず、加えて交通量も益々増加しつゝある現状であり、このまゝにては各市町村の文化産業経済の発展は他地方より遅延することは必定でありますので、この打開策としては同線の電化にまつ外なく、これが実現への一段階としては早急にデーゼルカーの運行を希求致し、これまで再三陳情、訴願して参つた次第であります。

幸に、近くデーゼルカーの配車割当をされると聞いていますのでこの機会に是非とも当線に配車下さいまして、地元民年来の念願を実現下さいますよう重ねて陳情致す次第であります。

昭和二十八年五月九日

◎會　頭　吉川島次氏に決定
第五期役員の選任終る

五月九日開催の第五期議員による初の議員会に於て正副会頭の改選並に理事監事の選任が行われた。先づ近東議員を長とする詮衡委員会に於て慎重協議の結果、二期の永きに亘つた越智会頭はその功績を惜まれ乍ら勇退され、代つて吉川島次氏が会頭に就任されることゝらり、満場一致これを承認した。吉川会頭は越智前会頭を輔けて二期副会頭を務められ、蚊帳界の長老として県産業界に雄飛される老練の士であり、加うるに副会頭には県下に於ける第一級の人物と自他共に許す西垣、杉本、前山の三氏を得て今後の活躍が刮目される所である。

引続き各地区毎の理事監事が円満裡に選出され茲に当所の新陣容は確立した。

◎奈良青色申告會の發足

税制の劃期的改革といわれた青色申告

制度が実施されてから既に三年以上過経しているが、果してその成績はどうであろうか。帳簿が不完全だ、信用がおけない、折角の申告も何にもならない等々の声をよく聞くが当所でも機会ある毎に税制の説明会や講習会を開いて、その普及育成に力めているが更に一層徹底を期し簿記税制の研究等によって納得のゆく納税を強力に推進して行く為に青色申告会を結成、五月十五日創立総会を開いて、左記の規約、正副委員長外各委員、顧問等を決定、毎月一回定例会を開いていろ〳〵な研究をすること等申し合せを行った。今後の成果を期待されている。

奈良青色申告會規約

第一条　本会は奈良青色申告会と称する
第二条　本会の事務所を奈良県商工会議所に置く
第三条　本会は奈良税務署管内在住の青色申告者並に本会の趣旨に賛同する奈良県商工会議所会員を以て組織する
第四条　本会は会員が自主的に青色制度を研究し以て適正納税の確立、企業経営の合理化、金融の円滑を促進すると共に併せて青色申告制度の普及発展を図るを目的とする
第五条　本会は前条の目的を達成する為左記の事業を行う
一、税法並びに経理に関する研究会、説明会
二、適正申告の普及徹底
三、講演会、懇談会等の開催
四、其の他本会の目的達成に必要ぜる事業
第六条　本会の事業遂行の為委員五名を置き会員総会に於て会員中よりこれを選任する、但し内一名は奈良県商工会議所事務局員とれを担任す、委員の中一名を委員長、一名を副委員長とし委員の互選によって定める
委員長は委員に事務の分担を委嘱することが出来る委員の任期は一年とする
第七条　本会に顧問、参与を置くことが出来る、顧問、参与は委員の承認を得て委員長これを委嘱する
第八条　本会に委員会、会員総会の機関を置く
委員会、会員総会は委員長必要により招集し其の議長となる
第九条　本会の経費は会費、助成金、寄附金等を以てこれに充てる
第十条　会費は一名につき月額金一〇〇円とする。
第十一条　本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日迄とする
附　則
第十二条　本規約施行のため、必要なる事項は委員会に於て定める
第十三条　本規約は昭和二十八年五月十五日より施行する

◎珠算下級檢定の實施

当所では予而全国珠算検定と併行して準三級以下八級迄の地方検定を県珠算協会と共催して来たが、このほど二回に亘り地方検定を実施、全国検定受験えの足がかりとして亦よき勉学の指標として喜ばれているが、殊に刑務所に対する出張検定は少年囚に対する情操教育に重大な役割を果すものとして当局より感謝されている。

第二十回　三月十五日　受験者　八五〇名
第二一回　五月二四日　〃　八八〇名

◎部會規程顧問參與等決定する

五月二十五日曩の議員会で選ばれた第五期役員の初の役員会を開催した。吉川会頭議長席について議事を進行、各役員の活潑な論議が交され、貴重な意見の開陳表明があって、将来の当所運営に稗益する所、大きいものがあった。尙当日の議題月決議事項は次の通りであった。

1、本所部会規程制定の件（原案決定）
2、本所専門委員選任の件（八選会頭一任）
3、顧問、参与委嘱の件（一部追加決定）
4、商工相談所担当者選定の件（会頭一任）
5、常務理事選任の件（現常務理事再選）

◎奈良縣商工會議所部會規程

第一条　本会議所に部会を置く
部会は商業、織物、蚊帳、メリヤス、木材、薬業、筆墨、工芸品、交通運輸、及び観光の十部とする、但し必要あるときは役員会の議を経て他の部を置くことができる
第二条　部会に部会長一名及び副部会長二名を置く。
部会長は部会を代表する
副部会長は、部会長が事故あるとき、その職務を行う
正副部会長の任期は本所議員の任期に依る
第三条　部会は部会長が必要と認めたとき、又は部会員の請求あるとき、部会長これを招集し議長となる
第四条　部会の議決は出席部会員の過半数による、可否同数のときは議長これを決める
第五条　部会は必要に応じ小部員会、分科会を設けることができる
第六条　部会において必要と認めたときは、部員より臨時に部会費を徴収することができる
第七条　二以上の部会に関係ある事項については、連合部会又は専門部員会を開くことが出来る
連合部会又は専門部員会は、関係部会長の請求により会頭これを招集する
第八条　専門部員会の部員は、当該正副部会長協議の上関係部会部員中よりこれを委嘱する
第九条　連合部会又は専門部員会に、部員の互選によって部会長及び副部会長各一名を置く
部会長は連合部会又は専門部員会を代表する、副部会長は部会長が事故あるとき、その職務を行う

第十条　連合部会又は専門部員会の議決は第五条を準用する

第十一条　正副会頭、理事及び監事は、その所属部会以外の部会及び連合部会、又は専門部員会に臨時出席し意見を開陳することができる、但し議決に加わることができない

第十二条　部会及び連合部会又は専門部員会に於て決定した建議答申、その他の決議は速やかに会頭に報告する

以　上

◎第三回縣下珠算競技大會開催して、ソロバン奈良縣一きまる

例年秋季開催の本大会を今期より繰り上げて春季開催することゝなり、去る五月三十一日若葉もゆる橿原の聖地に於て開催した。会する者、凡そ三百名、終日妙技を闘わしてソロバン奈良縣一を爭つた。当日の主なる受賞者次の通り、

第一部（一般及高校生）

日商会頭盃　団体優勝　高田高校

会議所会頭盃　〃準優勝　中和珠算学校

町村議長会盃　個人優勝　高田高校　杉田健二

第二部（中学生）

知事盃　団体優勝　丹波市珠算学校

県議会議長盃　〃準優勝　葛城珠算学校

市町村会長盃　個人優勝　権慶祝（丹波市珠算）

第三部（小学生）

奈珠協優勝旗　団体優勝　陵西珠算学院

〃　会長盃　〃準優勝　丹波市珠算学校　個人優勝　島岡扶佐子（中和珠算）

大和タイムス社盃　高得点賞（各部を通じて五〇〇点満点の中最高得点者）　中和珠算　島岡扶佐子（四四〇点）

奈良日社長盃

◎簡單になつた青色申告

いままで、六ケ敷くて然も面倒たといわれてゐた、青色申吉する人の帳簿様式が、大蔵省の大英断で大巾に、簡易化されました。これに依りますと、いままでの復式簿記が単式簿記に切り替へられ、現金出納帳を中心にして買掛帳、売掛帳、経費明細帳の四冊で事足りることになり、元帳や仕訳帳などを省き、殊に財産勘定に属する帳簿は殆んど全部省略したこと、従つて貸借対照表の作製も要求せないと云はれてゐる。……但しこれは昭和二十六年分の所得金額百万円以上の所得者で製造業、卸売業、建築業、鉱山業を営む者を除いた総ての個人業者となつてゐます。……つまり小企業者や小売商で個人営業の方々であれば適用せられることになつてゐます。今年は去る六月十五日が青色承認の申請期日でしたが、この次は年末の十二月末日が申請の期日になります、出来るだけ此の制度をお利用なさつて明るい納税をなさることを御奨めいたします。

（二十三頁より）

線路の補修は良いかげんにしても、特急車の展望車だけを豪華にし、都市であれば目抜通りだけケバケバしく栄えて、住宅街は一向復旧しない、さらに国家であれば、国民生活の安定を後にして再軍備だけを急ぎたがるというようなことに通ずるのである。

西ドイツを視察した人は、異口同音に、そのベルリンの復興の遅さと、ライソの工場の復旧の早さをその遅速の順を誤まらないことの故にほめたゝえている、先ず工場を復旧し、次に貿易を振興し、その余力で徐々に、国民生活の充実を図つているドイツ国民は、米兵と新興成金相手の都市の繁華街の一部だけが見せかけの繁栄を示しているどこやらの国に比べてさすがに違うようだ。

こう考えてくると、世上喧かましい再軍備の問題でも自ら解決の方法があるのではあるまいか、ある党は断然再武装といい、ある党は断乎反対という、然し全国三百万戸、人員にして約一千万人以上が終戦後八年の今日、なお住むべき家がなくて、不安定な生活を送つているとき、再軍備だけを立派にすることは、果してどんなものであろうか、これこそアンバランスの最たるものであろう、もちろん国際情勢の緊迫などいろいろ難しい問題もあろうしかし我々はもつと足を地につけて、先ず一人一人の人間が家族が住むべき家をつくり、寒を防ぐ滑物を身につけ、栄養に事欠かない食事がとれるようにしその上、余裕があれば嗜好品もたしなみ、大いに友と交つて歓を尽し、更には、外敵に備えて武装を怠らぬように順序を追つて進むのが正しいのではなかろうか、現実の情勢から時として順序に狂いがあるとしても、あくまでそれは例外であり少くとも正しい順路だけは誤らないようにしたいものである。

案外このことは、多くの人が内心感じていながら、まわり一般の習慣でつい惰性となつているのではないかと思われる事実こうした習慣は、中々に改めるのが困難である、しかし、終戦後八年もうそろそろこの辺で生活の足をしつかり地につけるべきではなかろうかと思うのである。

（行雲）

（通商産業情報四四二号より）



◎商工會議所とはどんな所か

商工会議所は商工業の改善発展を促進し、併せて一般の福祉増進に資する為此の目的を達成しようとする商工業者に依つて組織せられた、**商工会議所法**に基く社団法人であります。

商工業者は**商工会議所**を中心として団結する事に依り正当な共通の利益を主張する為自由に活動が出来ます。

商工会議所は現在全国都市に設立せられ（約三六〇）商工業の興隆の為に連繋を採り或は資料を交換して居りますから全国の物産、商社等の動向が直ぐに分る様になつて居ります。

会員の特典

一、**商工会議所**の会員であるという事で全国どこでも業界に於て優位と信用を社会一般から認められて居ります。

二、税金、組合、会社、物価、物資、金融、商取引、その他各種の経営についていつでも相談が出来ます。

三、各種の説明会、講演会、懇談会に出席し又展示会、展覧会の開催方の申込が出来ます。

四、**会議所**を通じて発表する自分の意見を商工行政に反映、採用される事が出来ます。

五、**会議所会員**は全国何処の会議所へ行かれても種々利便を得られます。

六、営業上の各種の証明が受けられ又信用調査、取引の斡旋等の依頼が出来ます。

七、**会議所発行**の施設が利用出来、**会議所**の刊行物、資料の送附が受けられます。

八、凡ゆる産業に関する事項は**会議所**に申出て利用する事が出来ます。

◎あとがき

ソ連の平和攻勢、朝鮮の休戦会談は我国の政治、経済に大きな反響を与えた。第一に北浜や兜町の大巾な株式の下落。……又これを契機に、わが国の外貨獲得に大きな役割を果している朝鮮特需も激減するであろうし、アメリカの軍拡がスローダウンして兵器生産の特需もブレーキが掛るだろうし、そうなると之等の「シワ」寄は自然中小企業の上に及んで来ましよう、なか〳〵明るい見透しは望めず、当分は「ボロ」い儲けはとても期待出来ません。愈々どうしても経営上各種の面を合理化させねばなりません。

さて会議所では、波乱を予想せられた会頭以下役員の選挙も至つてスムースに終了を告げたことは、不況時代に重要な役割を持つ会議所として、今後の運営上寔に慶ばしいことであります。

本号も春季に刊行する筈でしたが、議員の選挙に引続き会頭以下役員の選挙などについての記事も登載したい関係で、ついのび〳〵になつてしまいました。お互に関心の深い「税と金融」この二つに就ての問題をつとめて採り上げて見ました、どうか「ツンドク」雑誌でなしに「ジュクドク」して下さい。

K生

昭和二十八年六月二十五日印刷
昭和二十八年七月一日発行

編集兼発行人　奈良市東向中町六　中村貞三

印刷人　奈良縣山邊郡丹波市町　岡島善次

印刷所　奈良縣山邊郡丹波市町　天理時報社

発行所　奈良市東向中町六　奈良県商工会議所
電話奈良代表六〇七五

定価一部　五十円（送料共）

各種印刷製本
天理時報社
奈良縣丹波市町
電丹波市代五七一

東亞製綱株式会社

本社及麻綱部工場
奈良県五条町
電話五条一三八・一三九番

マニラロープ
捕鯨網其他

紡績部工場
奈良県御所町
電話御所二七〇・五二三番

綿糸・撚糸

大阪営業所　大阪市東区京橋三
北海道連絡所　函館市仲浜町二五

Toshiba

マツダ

二重コイル

マツダランプ

東京芝浦電気株式会社代理商

東芝商事株式会社
奈良營業所
奈良市今辻子町20ノ2
電話　6456・6457

前山厚織工業株式会社

営業種目
食料品加工用繊維品、綿織ベルト
コンベヤーベルト、醸造用研磨用袋織
其他帆布、厚織物等製造

取締役社長　前山誠逸

奈良県吉野郡下市町大字下市二九四
電話下市　一〇三番（事務所）
二六一番（工場）

和洋織物株式会社

営業種目
煙草苗床用特殊加工苗育布
煙草苗床用苗育布
寒冷紗其他各種綿布
製造販賣

取締役社長　廣田義雄

大和高田市駅前通一丁目
電話高田　一一六番
一一七九番
七五四番

戸口繊維工業株式會社

メリヤス・布帛製品
タオル製造販賣

取締役社長　戸口健次郎

本社工場　奈良県生駒郡郡山町高田　一一一番
電話郡山　二九番
六〇〇番

織布工場　奈良県生駒郡郡山町南郡山
電話郡山八一番

分工場　奈良県生駒郡郡山町南郡山
電話郡山九三番



鐵鋼金物

株式会社 ひのり商店

本店　奈良市今小路町
電話奈良　二一二七番
二〇三一番

出張所　近鉄油坂駅前
電話奈良　二八七六番

ボールト、ナット製作・
ひの利商店鐵工部

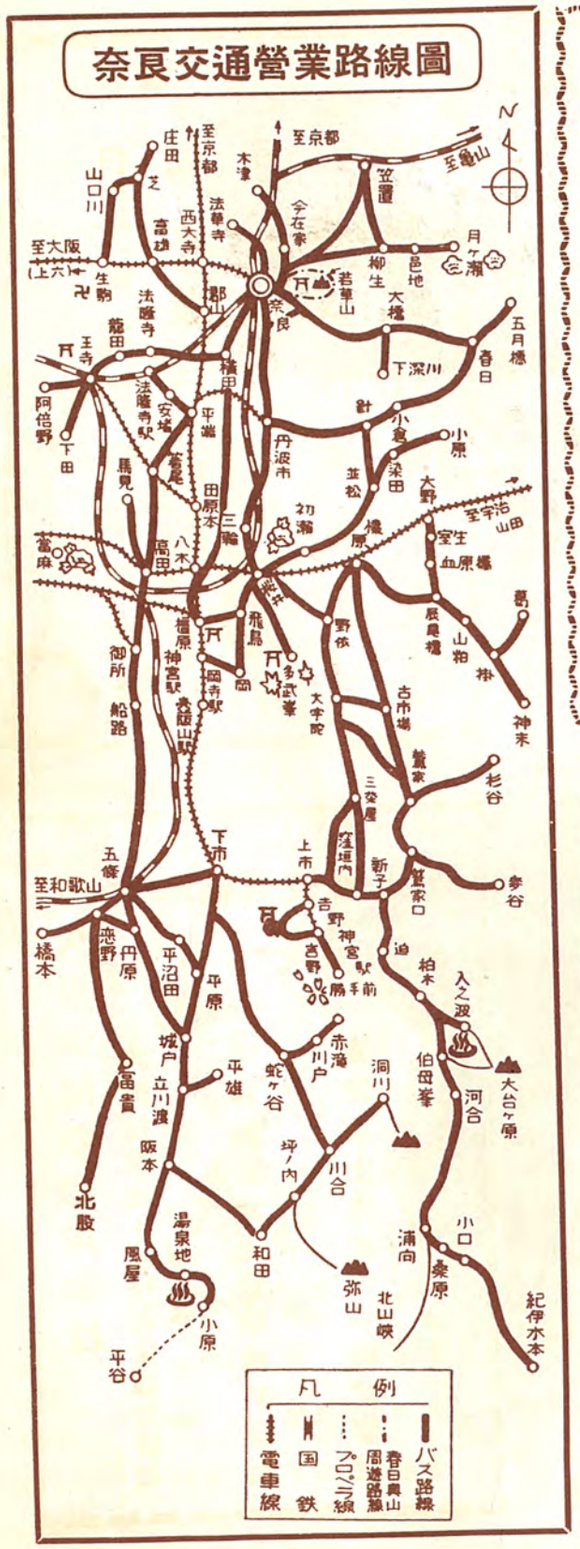
日本染織工業株式會社

営業種目
輸出・内需綿・スフ・麻織物竝ニ蚊帳地の製造販売
晒、シルケット、染色、樹脂加工竝に蚊帳地染色仕上、縫製加工

取締役社長　越智岩太郎

本社　奈良市油阪町一〇五　電話奈良　四六七一
本社工場　京都市中京区蛸薬師通東洞院東入ル　四六七二
四六七三
商事部　電話本局　九七九
一九〇四
西大寺工場　奈良県生駒郡伏見町西大寺　電話西大寺三八
川上工場　奈良市川上町三六七　電話奈良三二二
岸和田工場　岸和田市上町七七七　電話岸和田二三一

奈良交通營業路線圖



ニッサン ダットサン

奈良日産自動車株式會社

ニッサン・ダットサン新車販売
外国自動車登録販売店
各種部品、テスター機器類
自動車二級重整工場

取締役社長　竹村政太郎

奈良市油阪町一番地
電話奈良自四六九一番(代表)
至四六九三番

トヨタ

奈良トヨタ自動車株式會社

外観・機構の一新した
新トヨダトラック・トヨペット
純正部品と附属品・ヨコハマタイヤ
各種自動車の修理と更生

本　社・奈良市杉ヶ町三〇(国道筋)
電話奈良自四九〇一番
至四九〇三番

高田出張所・大和高田市大道二丁目
電話高田七九七番

入木筆本舗
書家用・学校用
畫家用・事務用　筆墨製造卸

草可博文堂

草可秀雄

奈良縣郡山町
私書函第四號
電話三六〇番
振替大阪五二一八六番

日本勸業銀行奈良支店
住友銀行奈良支店
南都銀行
三和銀行奈良支店
協和銀行奈良支店
（いろは順）

MANUFACTURERS & EXPORTERS
OF ALL KINDS OF
IMITATION PEARL,
SEED BEAD & OTHER
GLASS BEAD NOVELTIES.

KOYO PEARL MFG. CO., LTD.

277 TAIMA, TAIMA-MURA
KITAKATSURAKI-GUN
NARA-PRE., JAPAN

TELEPHONE: NAGAO 29

◎火災保険の御用命は
大和經濟倶樂部員部

大阪住友海上火災保険株式會社
奈良出張所
奈良四二三八番

同和火災海上保険株式會社
奈良出張所
奈良二四九八番

東京海上火災保険株式會社
奈良営業所
奈良四一八九番
（五十音順）

野村の
投資信託

この実績
- 配当　年1割2分5厘
 (1～6回)
- 元本の値上り　1年余で6～7割

無記名・一口 5千円

野村證券
奈良出張所
奈良市東向北町 近鉄駅前（電 2022・4421）

